14.5
269

50

昭和十二年版

拓務要覽

拓務省

14.5
269

序

我國は明治維新の大業に依り三百年間の鎖國政策を一擲し進取開國の大方針を確立して以來現今に至る迄發展の歴史を踏み遂に東亞の一大雄邦を築き上げたのである。而して現代の日本國民の双肩には此の光輝ある歴史を更に光輝あらしめる重責が繋つて居る。

我國が斯の如く國際場裡に乗出し大きく強く正しく生くるに至つたのは維新以來一貫せる國策に依るものにして、我國境は北緯五十度の線を以て露領に接し西は鴨綠江を隔てて遠く廣漠たる滿洲に連つて居る。我國は實に東亞に於ける一大海國であり最早昔日の島國ではない。從て人口、食糧、資源及異民族統治等の諸問題が日を逐うて、國民の關心を深からしめ來つたのは國際場裡に雄邦として生きんとする者の避け難き惱みであり必然的歸結である。

昭和四年六月新に拓務省が設置せらるるに至つたのは決して偶然ではない。我國

が維新以來國是として大きく生きんとして努力し來つた當然の結果として拓務行政を主管する一省を設けざるを得ざるに至つたのである。

拓務省は設置以來一視同仁の　聖旨を奉體し外地施政の大綱を統べ總督、長官と一體不離の聯繫を保ち外地統治の萬全を期し各地域の特殊事情に卽して其の利益を中央に於て代表し來つた。輓近是等地域と內地との經濟問題は日を逐うて複雜となり來りたるを以て內外地一層の緊密化を圖るの要あるに至つた。拓務省は一貫せる方針の下に詳細なる調査と不斷の研究に依り拓務行政の運用に遺憾なきを期してゐる。

我國現下未曾有の難局を克服し國運の隆昌を圖る方途として國民の海外發展を助長奬勵するの緊要なるは今更申す迄もない。我國は國土狹小にして天然資源乏しく更に近年に至り著しき人口の增加と經濟界不況の影響を受け國民生活の安定を阻害するの實狀にして此の窮狀を打開する爲には國民の海外進出を圖ることこそ最も適切である。

拓務要覽

附圖

邦人（內地人）世界分布圖
滿洲農業移民入植圖
中南米ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖
南洋ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖

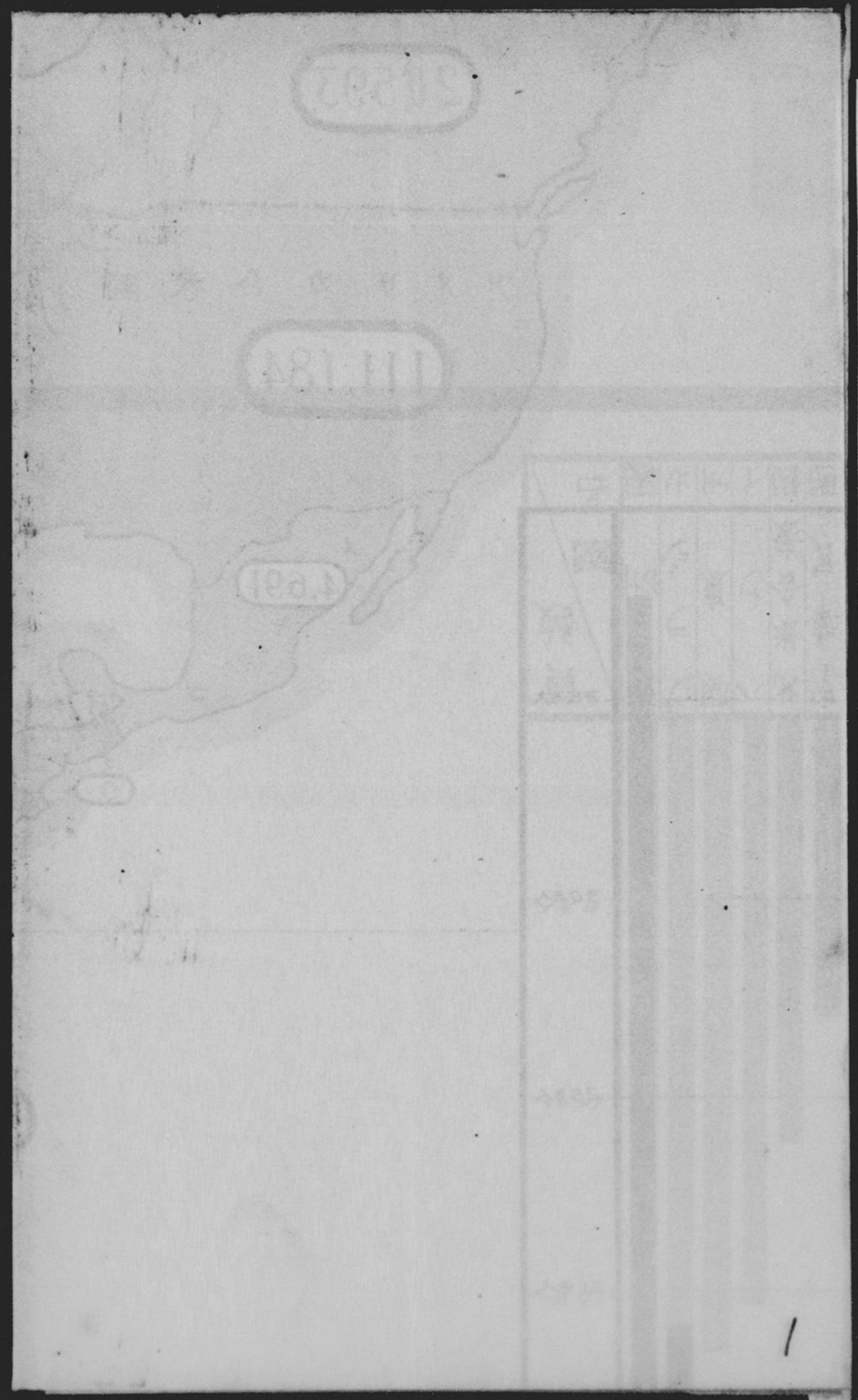

分布圖

數
7人
調

邦人(内地人)世帯分布圖

在外邦人總數
1,220,217人
昭和十一年十月調

シベリア
2,854

ソヴエット共和国連邦

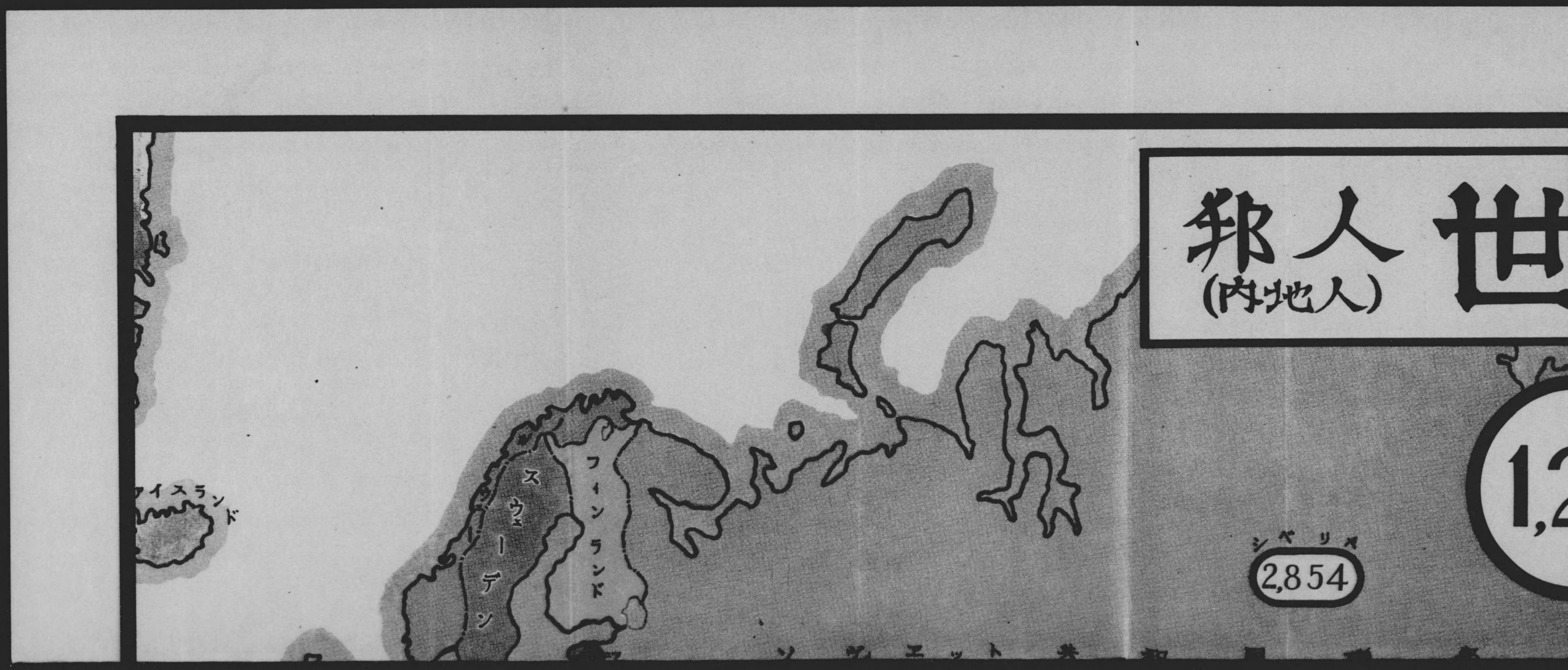

世人邦
(人地内)
1,2
シベリヤ
2,854
アイスランド
スウェーデン
フィンランド

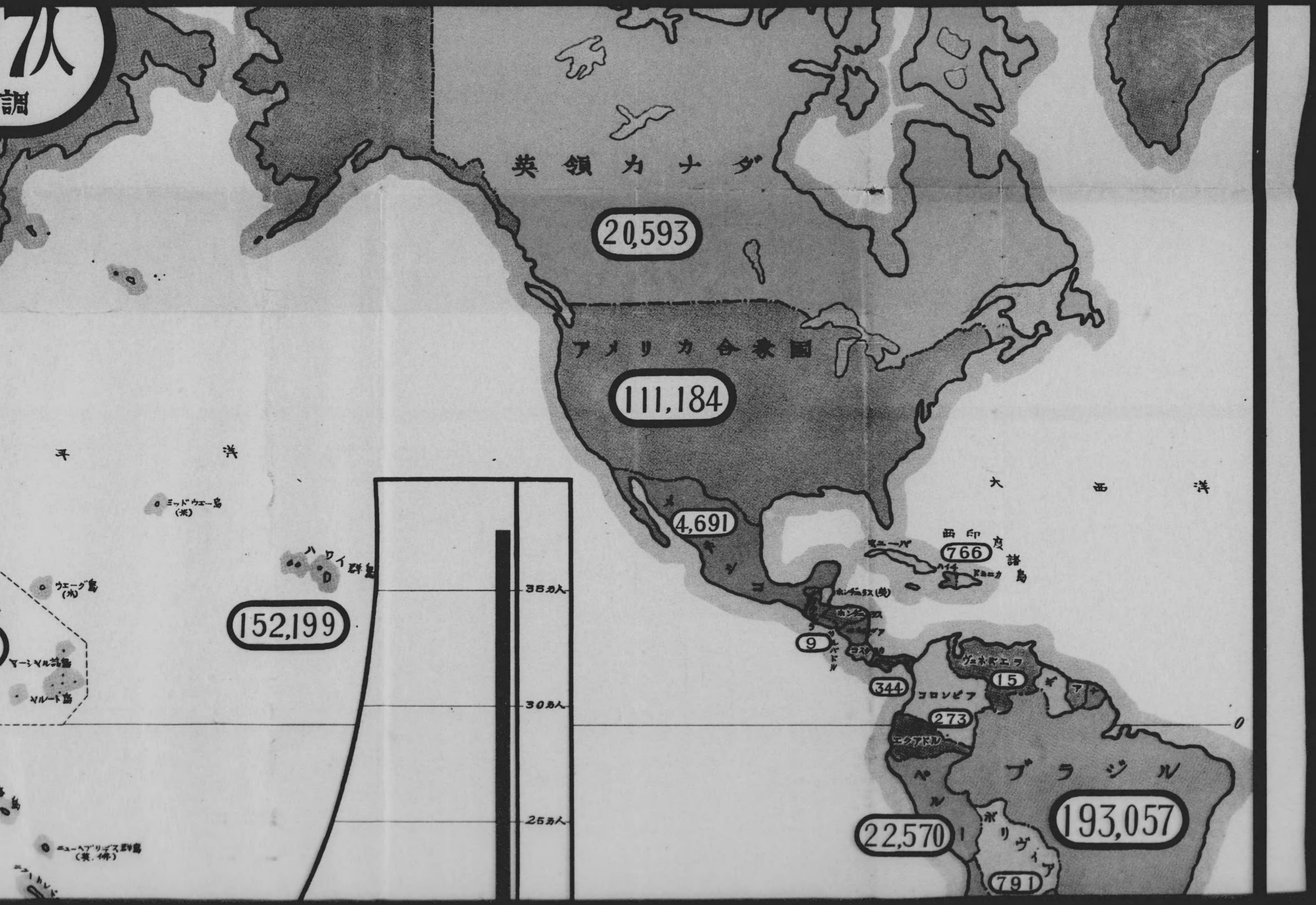

調
英領カナダ
20,593
アメリカ合衆國
111,184
4,691
メキシコ
ホンジュラス(英)
9
344
コロンビア
273
エクアドル
ベルー
22,570
ブラジル
193,057
ボリヴィア
791
ヴェネズエラ
15
ギアナ
西印度諸島
766
ハイチ
ドミニカ
ミッドウエー島(米)
ハワイ群島
152,199
ウエーグ島(米)
マーシャル諸島
ヤルート島
ニューヘブリデス群島(英,佛)
35万人
30万人
25万人
0
大西洋

1,220,217人
昭和十一年十月調
シベリヤ
2,854
ソヴィエット共和国聯邦
376,036
滿洲國
関東州
167,054
中華民國
59,345
日本
太平洋
ミッドウエー島(米)
ハワイ群島
152,199
アフガニスタン
17
イラン
33
イラク
アラビア
アデン(英)
インド
ブータン
1,423
香港(英)澳門(葡)
フィリッピン、グアム
21,241
マリアナ諸島
委任統治地域
55,948
ウエーグ島(米)
グアム島(米)
ヤップ島
トラック島
ポナペ島
マーシヤル諸島
パラオ諸島
カロリン諸島
ヤルート島
447
252
インド、ビルマ、セーロン
1,452
印度洋
英領マレー、海峡殖民地、ミボルネオ
8,130
ボルネオ(蘭)
セレベス
スマトラ
ジョバ
ニューギネア(蘭)
ソロモン諸島(英)
蘭領東印度諸島
6,497
ニューヘブリデス群島(英、佛)

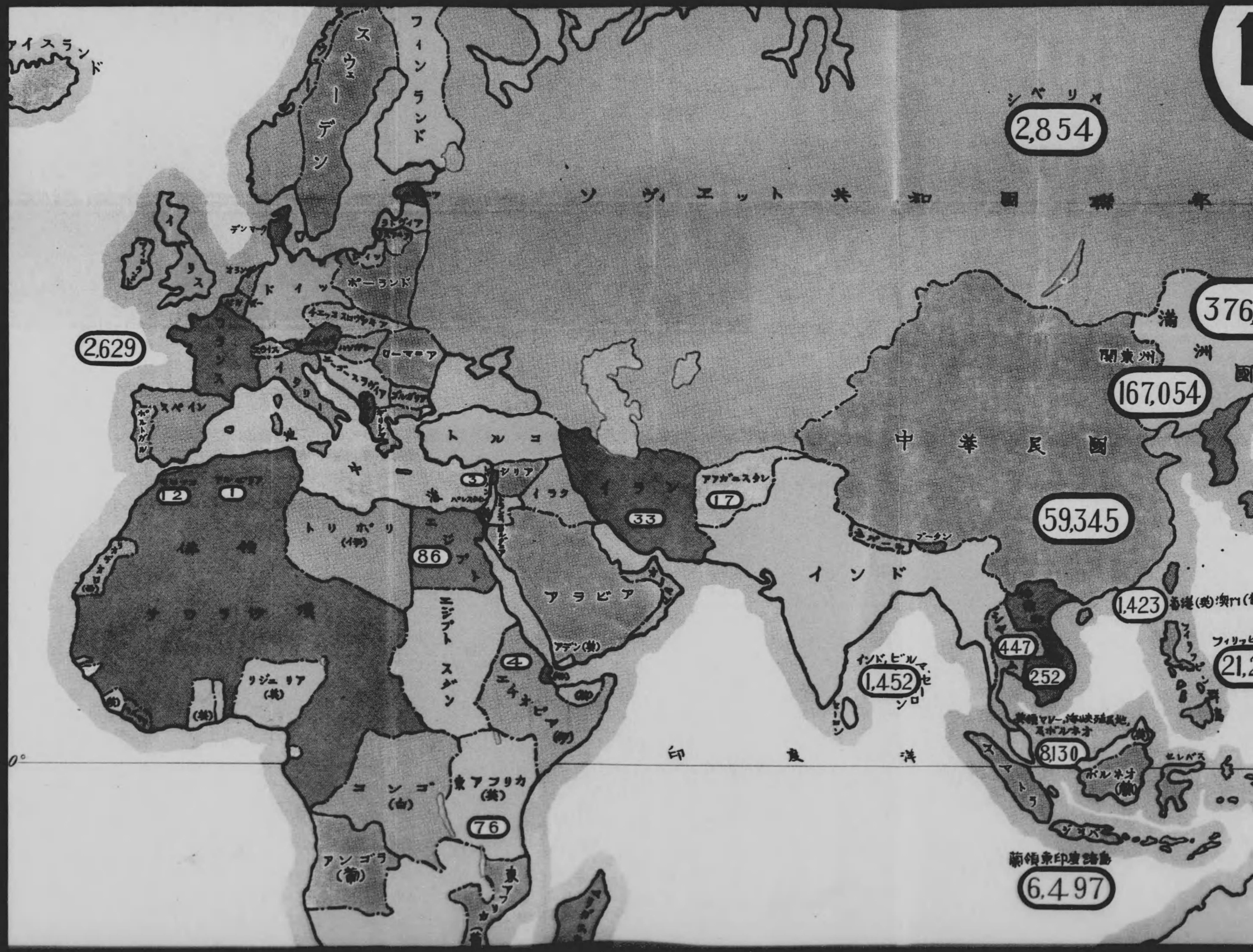

アイスランド
スウェーデン
フィンランド
シベリヤ
2,854
ソヴィエット共和國聯邦
デンマーク
ドイツ
ポーランド
2,629
ローマニア
スペイン
トルコ
シリア
イラク
イラン
アフガニスタン
中華民國
59,345
満洲國
関東州
167,054
トリポリ
(伊)
86
アラビア
インド
1,423
447
252
インド,ビルマ,セーロン
1,452
8,130
ボルネオ
印度洋
リジュリア
(英)
エジプト スダン
エチオピア
コンゴ
(白)
東アフリカ
(英)
76
アンゴラ
(葡)
蘭領東印度諸島
6,497

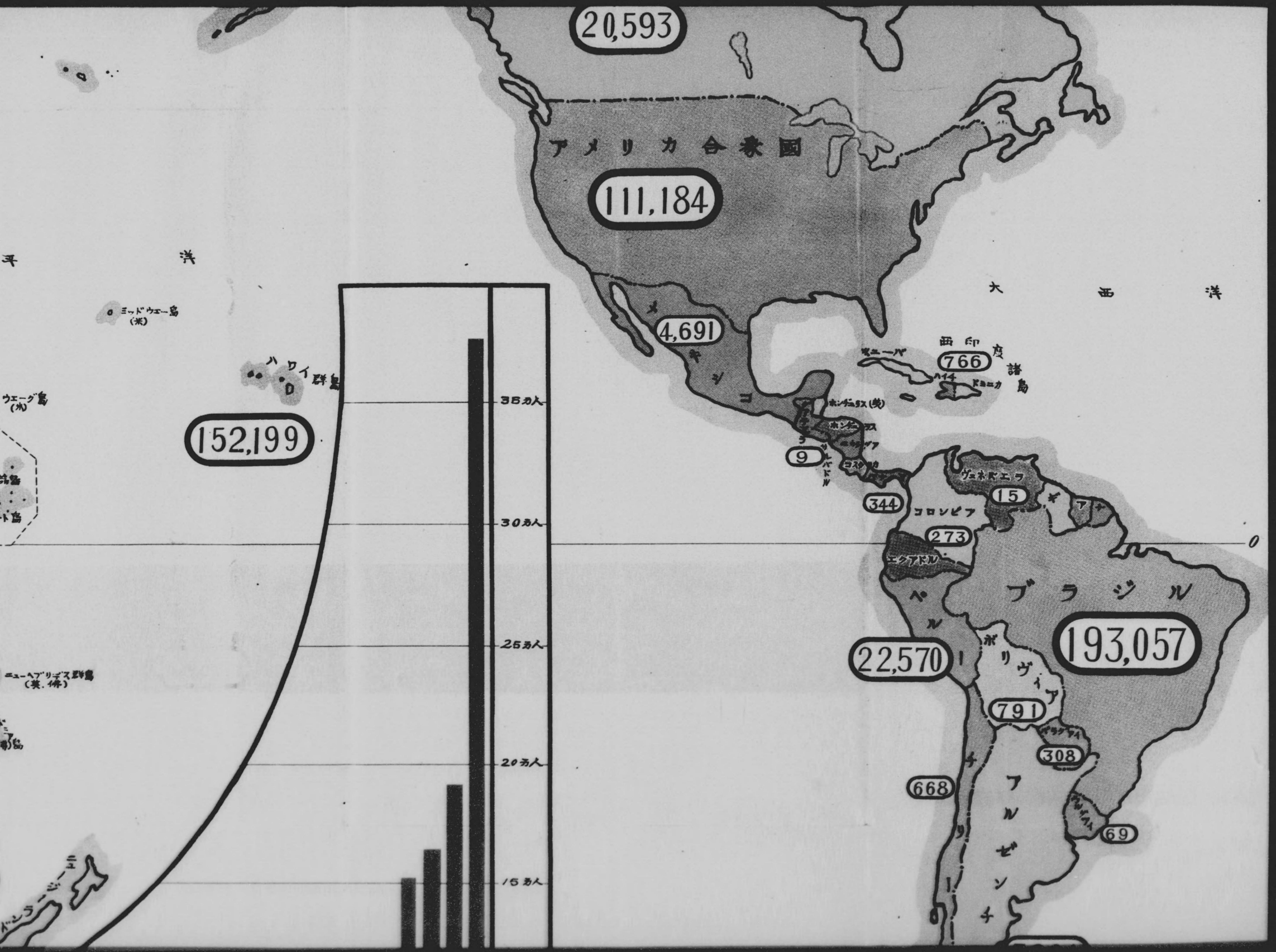
20,593
アメリカ合衆國
111,184
4,691
メキシコ
大西洋
西印度諸島
766
ハイチ
ドミニカ
ホンジュラス(英)
9
ヴェネズエラ
15
344
コロンビア
273
エクアドル
ブラジル
193,057
ペルー
22,570
ボリヴィア
791
308
668
アルゼンチ
69
ハワイ群島
152,199
ミッドウェー島(米)
ウェーグ島(米)
ニューヘブリデス群島(英.佛)
35万人
30万人
25万人
20万人
15万人
0

376,036
滿洲國
關東州
167,054
中華民國
59,345
日本
太平洋
ミッドウェー島(米)
ハワイ群島
152,199
アフガニスタン
17
イラン
33
ラビア
インド
1,423
香港(英)澳門(葡)
フィリッピン、グアム
21,241
マリアナ諸島
委任統治地域
55,948
ウェーグ島(米)
ヤップ島
トラック島
ポナペ島
マーシャル諸島
パラオ諸島
カロリン諸島
ヤルート島
447
252
インド、ビルマ、セーロン
1,452
印度洋
8,130
ボルネオ(蘭)
セレベス
ニューギネア(英)
ソロモン諸島(英)
ニューヘブリデス群島(英、佛)
ニューカレドニア(佛)島
蘭領東印度諸島
6,497
オーストラリア
オーストラリア、ニュージーランド
3,205
ニュージーランド
タスマニア島

2,629
376,036
167,054
59,345
1,423
21,241
1,452
447
252
8,130
6,497
86
76
31
33
17
3
12
1
4
中華民國
滿洲國
インド
アラビア
トルコ
イラク
シリア
ポーランド
ローマニア
スペイン
トリポリ
リジュリア
エジプト
スダン
エチオピア
コンゴ
東アフリカ
アンゴラ
南阿聯邦
印度洋
オーストラリ
蘭領東印度諸島

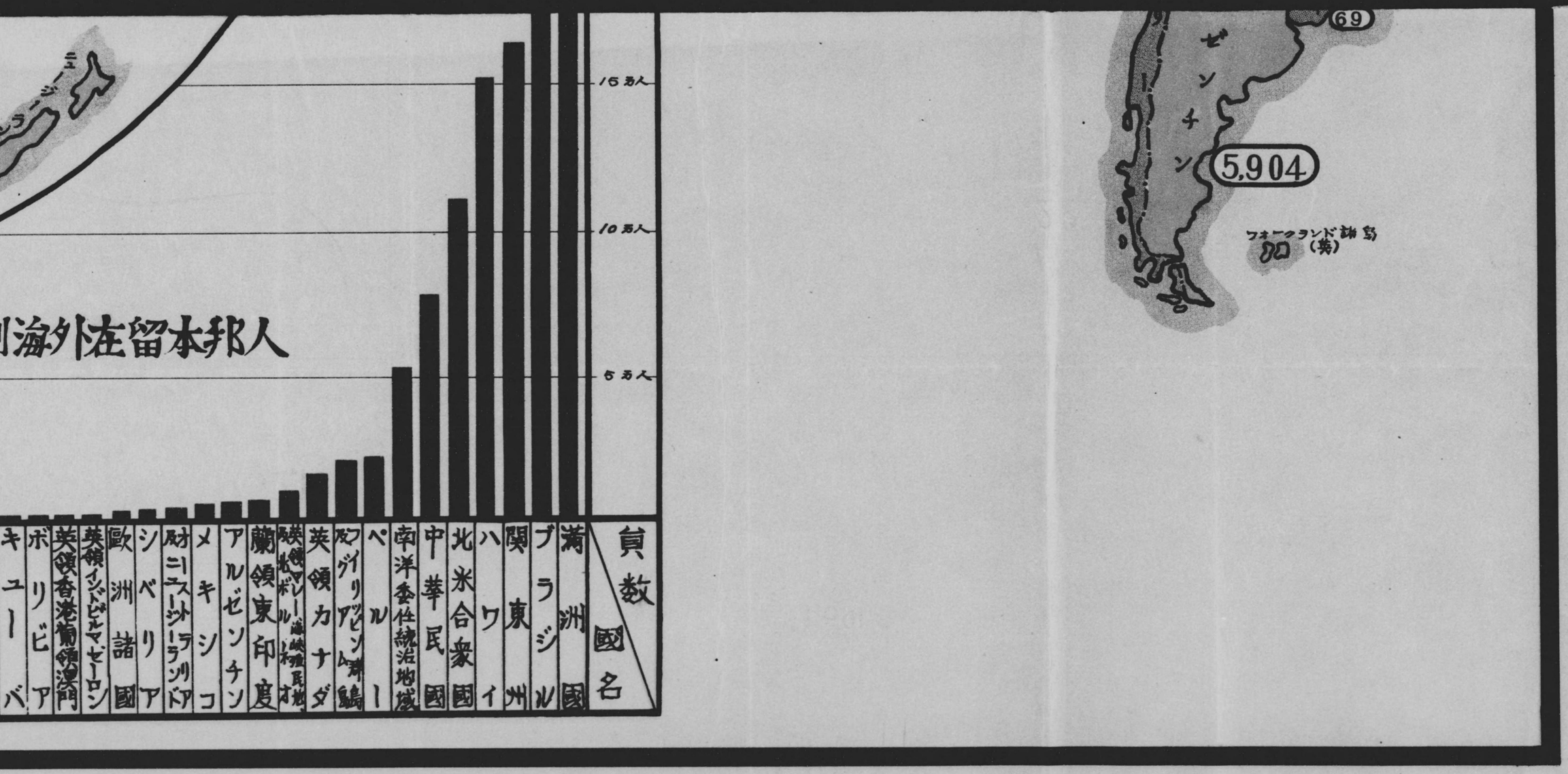

ニュージーランド
15万人
10万人
5万人
人邦本留在外海
員数
國名
滿洲國
ブラジル
関東州
ハワイ
北米合衆國
中華民國
南洋委任統治地域
ペルー
フイリツピン群島及グアム
英領カナダ
英領マレー海峡殖民地及北ボルネオ
蘭領東印度
アルゼンチン
メキシコ
オーストラリア及ニュージーランド
シベリア
歐洲諸國
英領インドビルマ・セーロン
英領香港葡領澳門
ボリビア
キューバ
ゼンチン
69
5,904
フォークランド諸島
(英)

オーストラリア、
ニュージーランド
3,205
タスマニア島
ニュージーランド

地域別海外在留本邦人

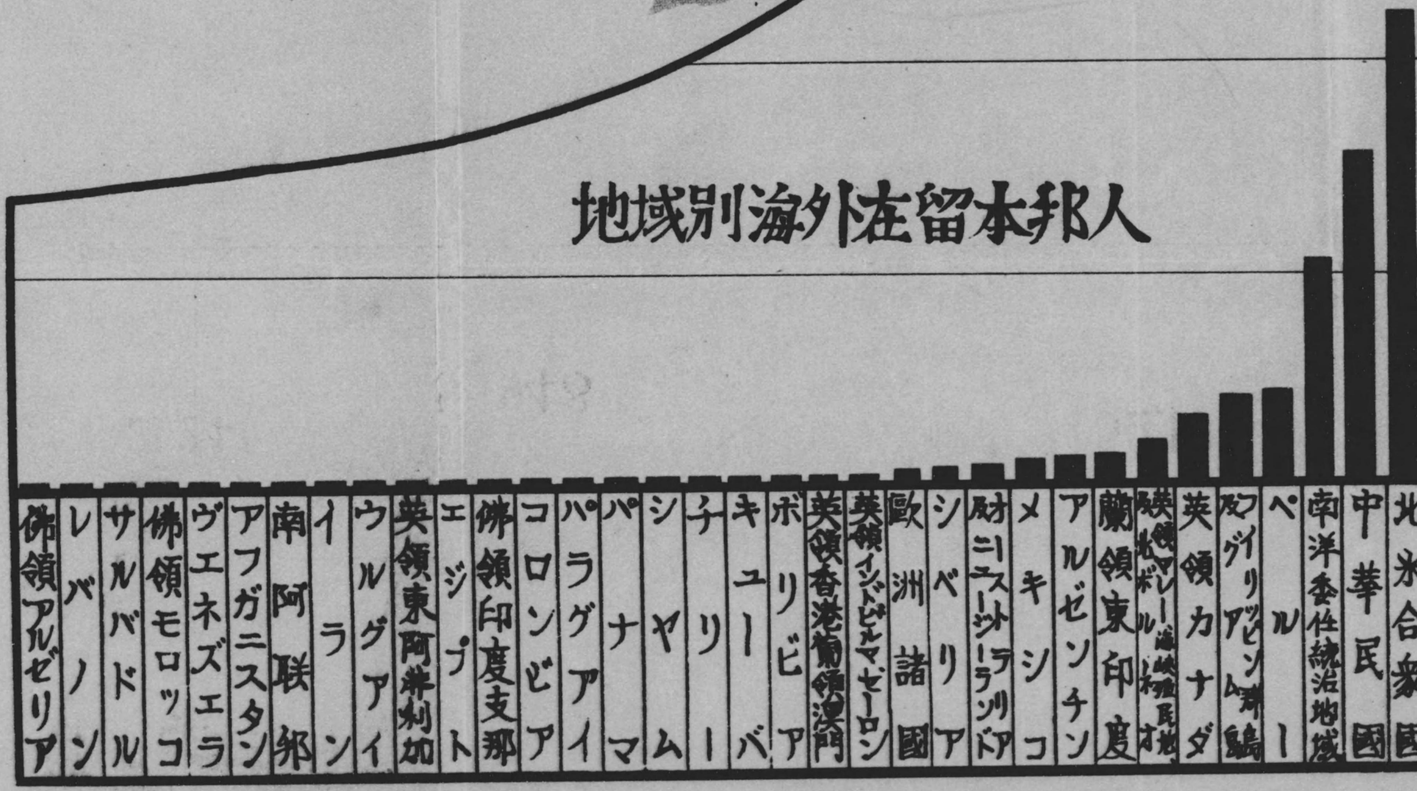
北米合衆国
中華民國
南洋委任統治地域
ペルー
フィリッピン群島及グアム
英領カナダ
英領マレー海峡植民地、北ボルネオ及ブルネイ
蘭領東印度
アルゼンチン
メキシコ
オーストラリア及ニュージーランド
シベリア
歐洲諸國
英領インド、ビルマ、セーロン
英領香港、威海衛、海門
ボリビア
キューバ
チリー
シヤム
パナマ
パラグアイ
コロンビア
佛領印度支那
エジプト
英領東阿弗利加
ウルグアイ
イラン
南阿聯邦
アフガニスタン
ヴエネズエラ
佛領モロッコ
サルバドル
レバノン
佛領アルゼリア

ヴエネズエラ
佛領モロッコ
サルバドル
レバノン
佛領アルゼリア

拓務省

（昭和十三年一月）

東京印刷株式會社印刷所

2

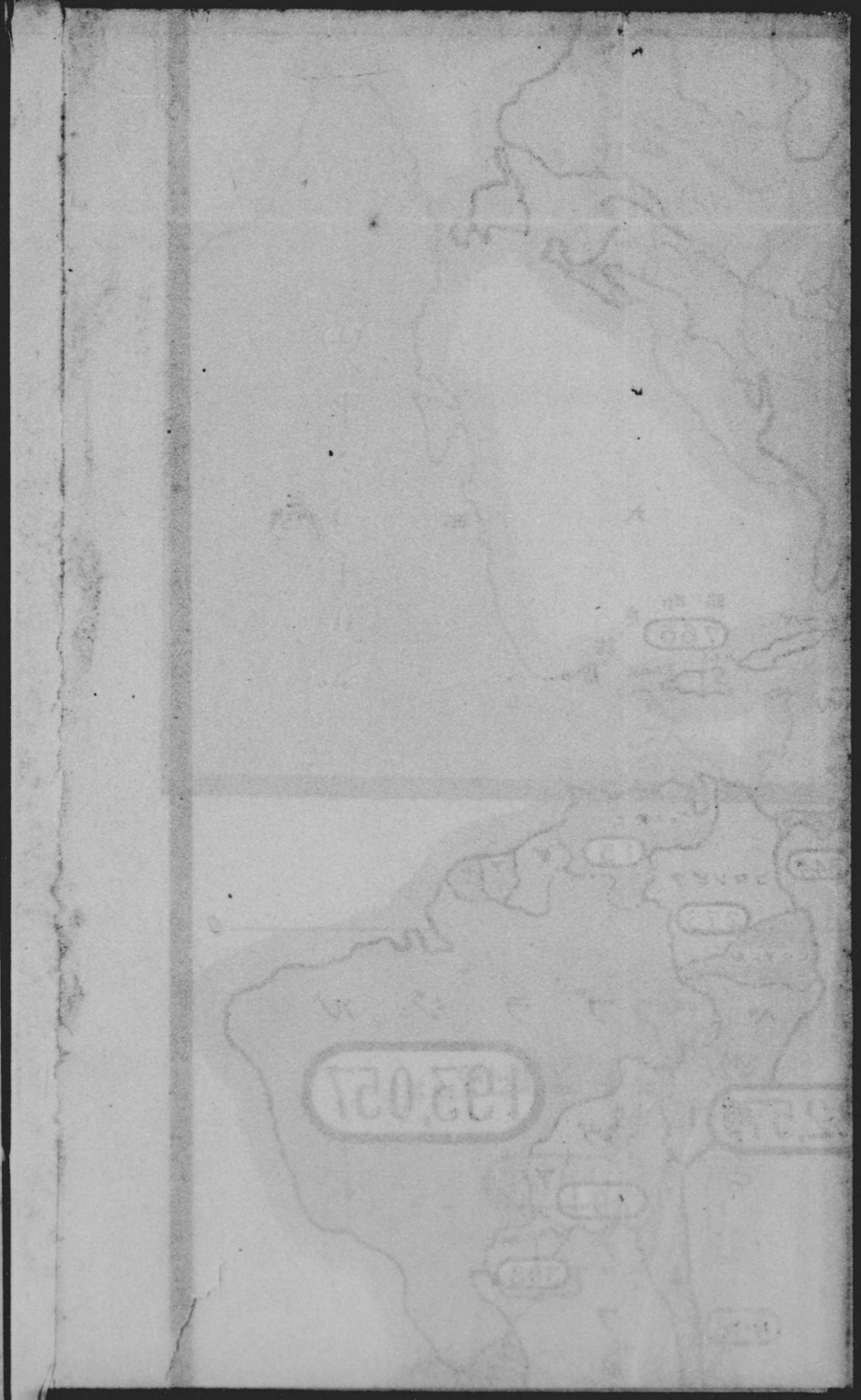

滿洲

露領西北利

洲農業移民入

比利亞
黑
河
黑河
瑷琿
興
安
東
龍
省
嫩江
嫩江開拓訓練所
北
皇
田
訥河
龍鎮
龍鎮
北安
五福堂
老街基
白家
通北
第六次
克山
寧年
泰
第六次湯原東海村
第六次湯原東北村
第六次湯原靜岡村

業移民入植圖

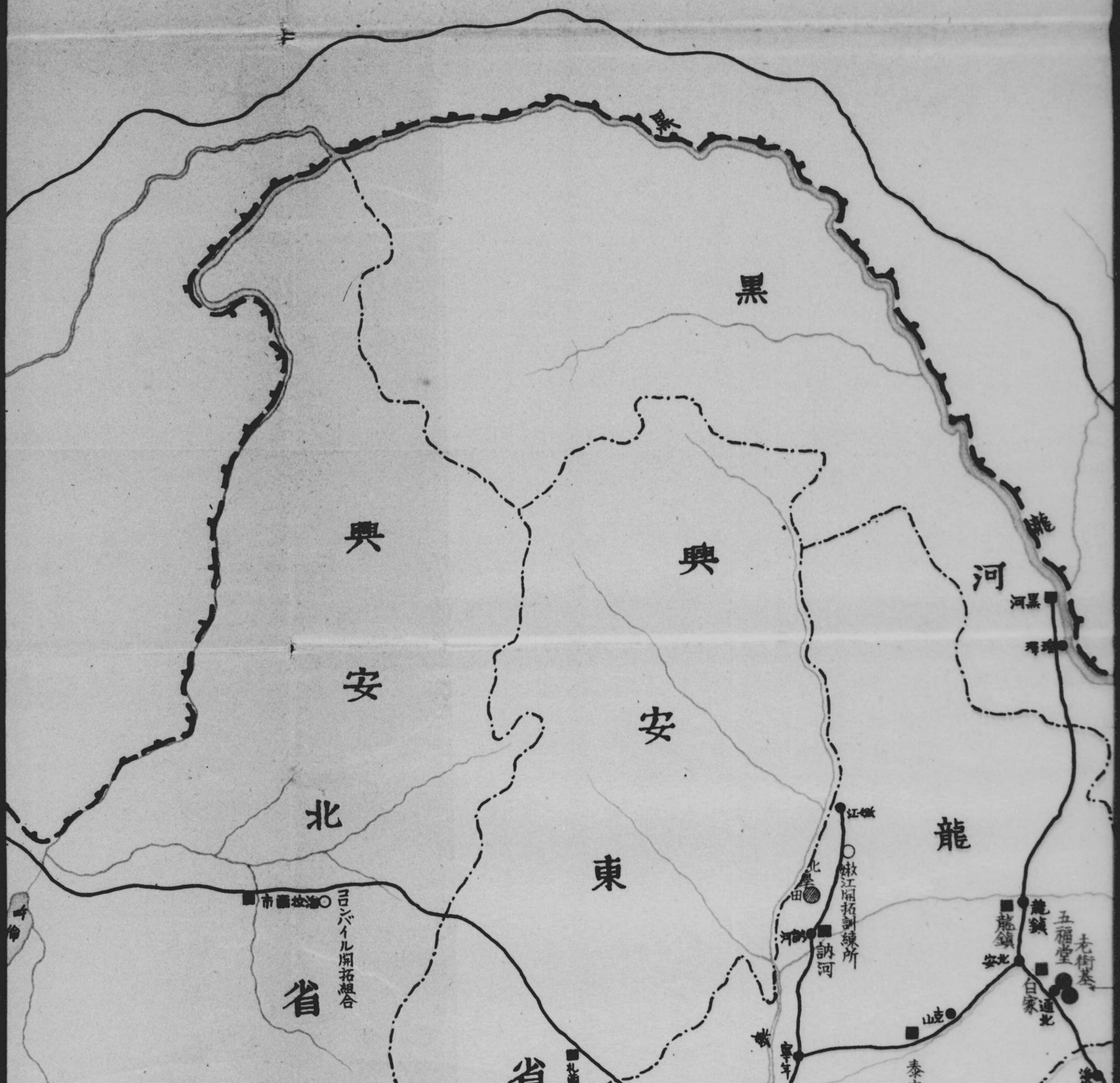
黒
興
安
北
省
興
安
東
省
龍
河
黒河
瑞琿
嫩江
嫩江開拓訓練所
北
田
訥河
龍鎮
龍鎮
北安
五福堂
老街基
白家
通北
克山
寧年
嫩
ヨンバイル開拓組合

圖

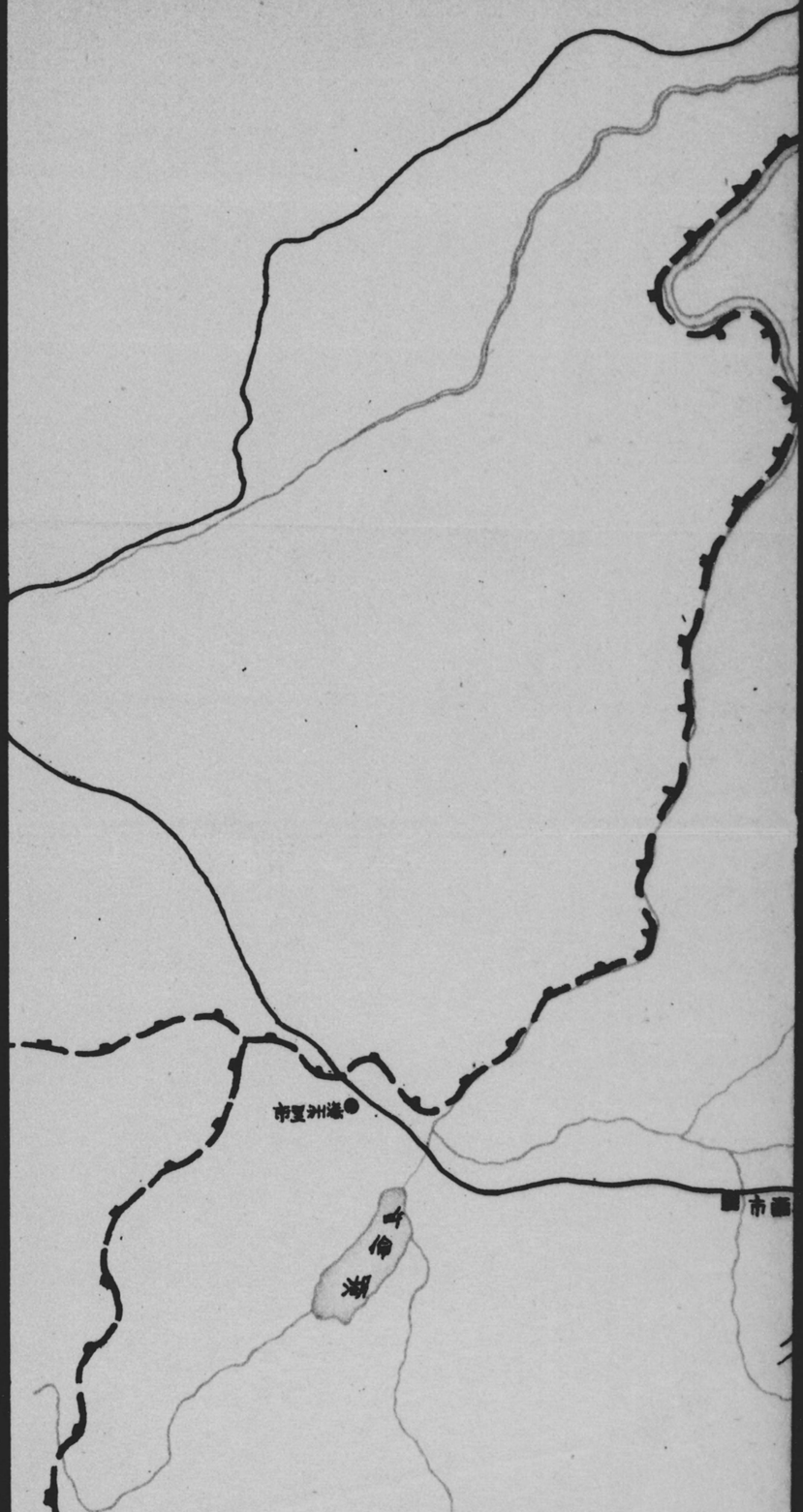

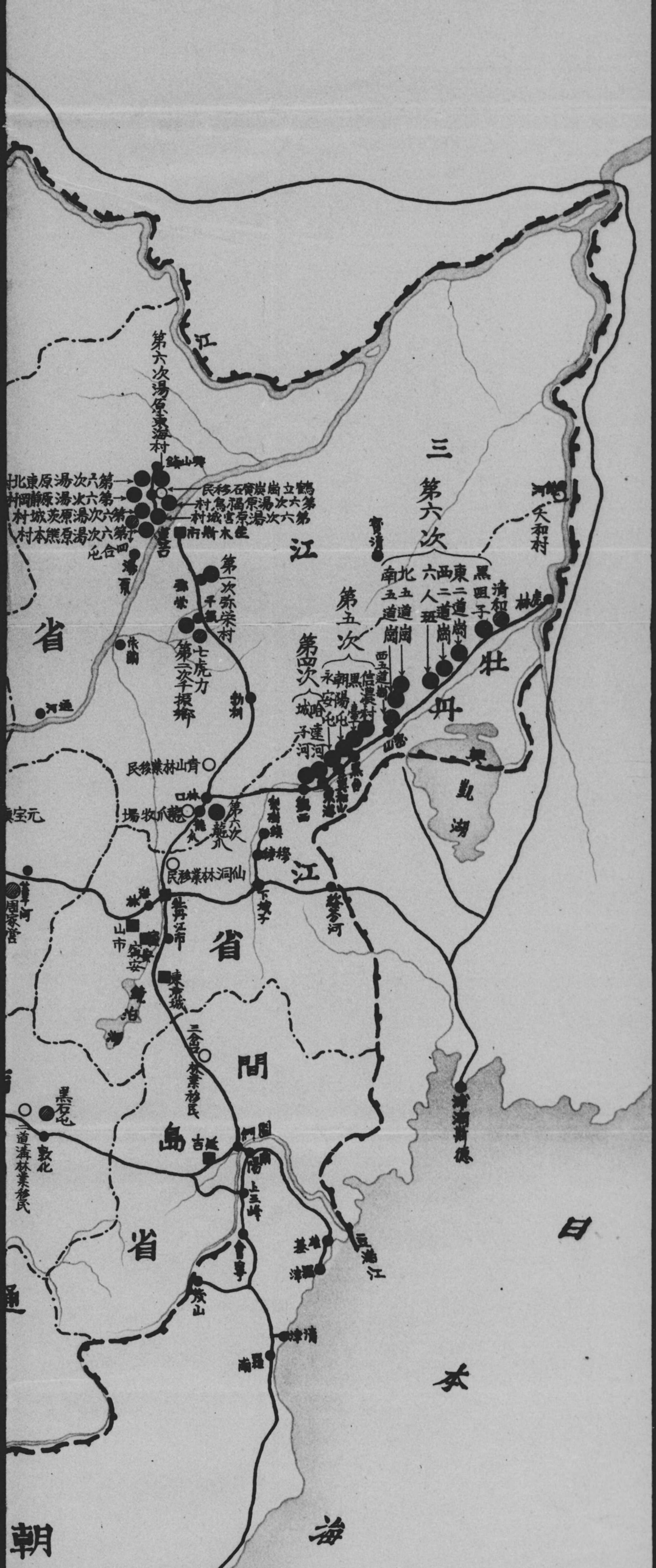

江
第六次湯原東海村
第六次湯原東北村
第六次湯原靜岡村
第六次湯原茨城村
第六次湯原熊本村
鶴立崗炭寶石移民
第六次湯原福鳥村
第六次湯原宮城村
三
第六次
寶清
北五道崗
南五道崗
東二道崗
西二道崗
六人班
黑咀子
清和
虎林
天和村
第五次
第四次
信濃村
黑台
朝陽屯
永安屯
哈達河
子河
牡丹
凱湖
第一次弥栄村
第二次千振鄉
七虎力
勃利
省
通河
青山林業移民
林口
龍爪牧場
第六次龍爪
元宝
仙洞林業移民
穆稜
下坡子
綏芬河
牡丹江市
山市
寧安
東京城
鏡泊湖
三岔口
林業移民
間
島
延吉
圖們
上三峰
會寧
茂山
清津
羅南
豆滿江
黑石屯
二道溝林業移民
敦化
浦潮斯德
日
本
海
朝

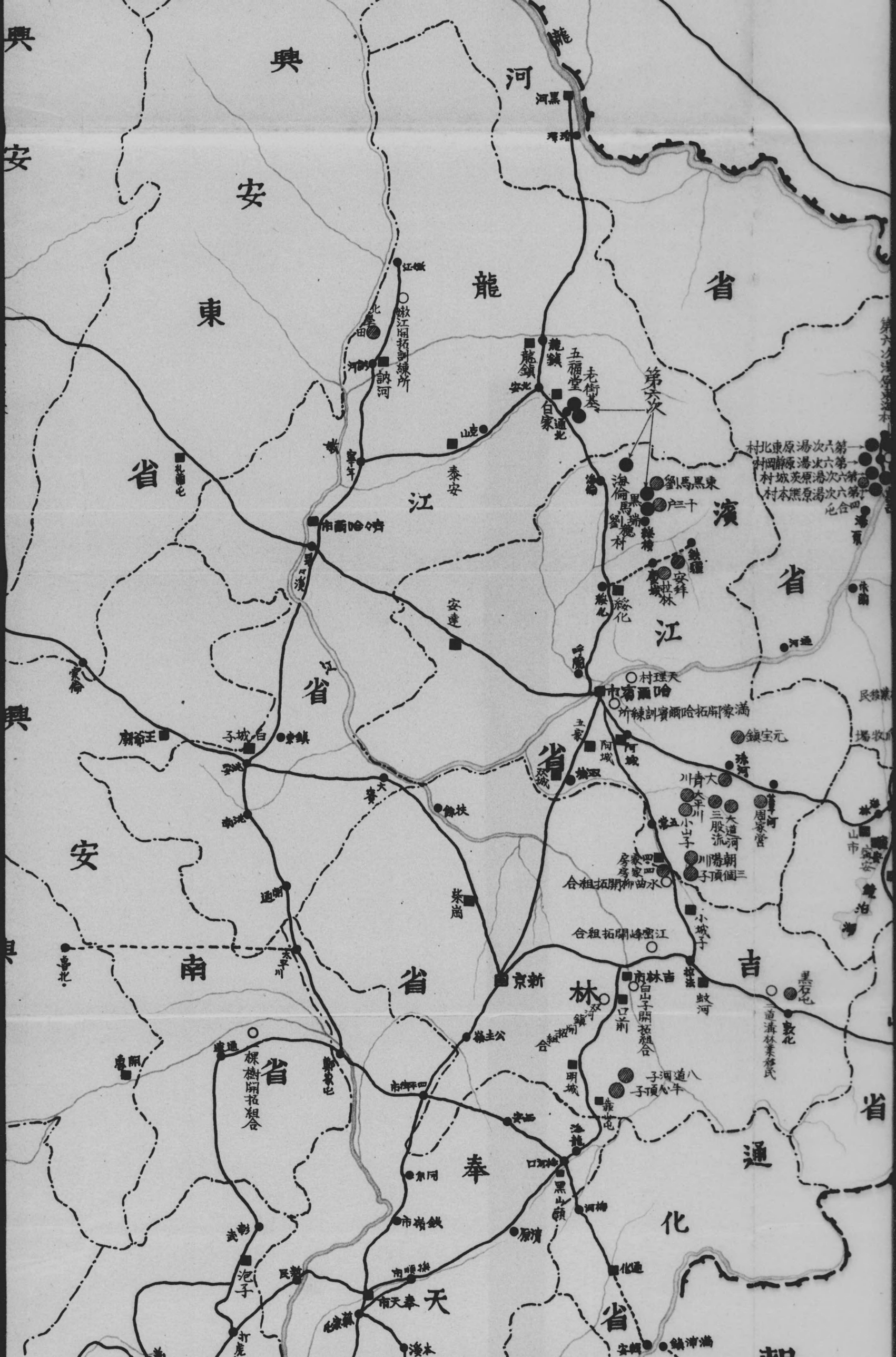
興安東省
興安南省
龍江省
龍江省
濱江省
吉林省
通化省
奉天省
黑河
瑷琿
嫩江
嫩江開拓訓練所
北學田
訥河
龍鎮
五福堂
老街基
白家
通北
第六次
海倫
東黑馬劉
十三戶
黑馬
瑞德村
綏化
安達
泰安
齊々哈爾市
呼蘭
天理村
哈爾賓市
滿蒙開拓哈爾賓訓練所
元宝鎮
珠河
大青川
大平川
小山子
三股流
大道河
周家營
朝陽川
三個頂子
四家房
水曲柳開拓組合
小城子
江密峰開拓組合
吉林市
白山子開拓組合
口前
蚊河
黑石屯
三道溝林業移民
敦化
八道河子
牛心頂子
明城
海龍
黑山頭
柳河
通化
滿浦鎮
輯安
新京
柴崗
扶餘
大賚
白城子
王爺廟
安
南
公主嶺
四平街市
鄭家屯
棵樹開拓組合
同泉
鐵嶺市
清原
撫順市
奉天市
本溪
彰武
泡子
打虎
魯北
太平川
朝通
洮南
洮安
鎮東
大安
安達
扎蘭屯

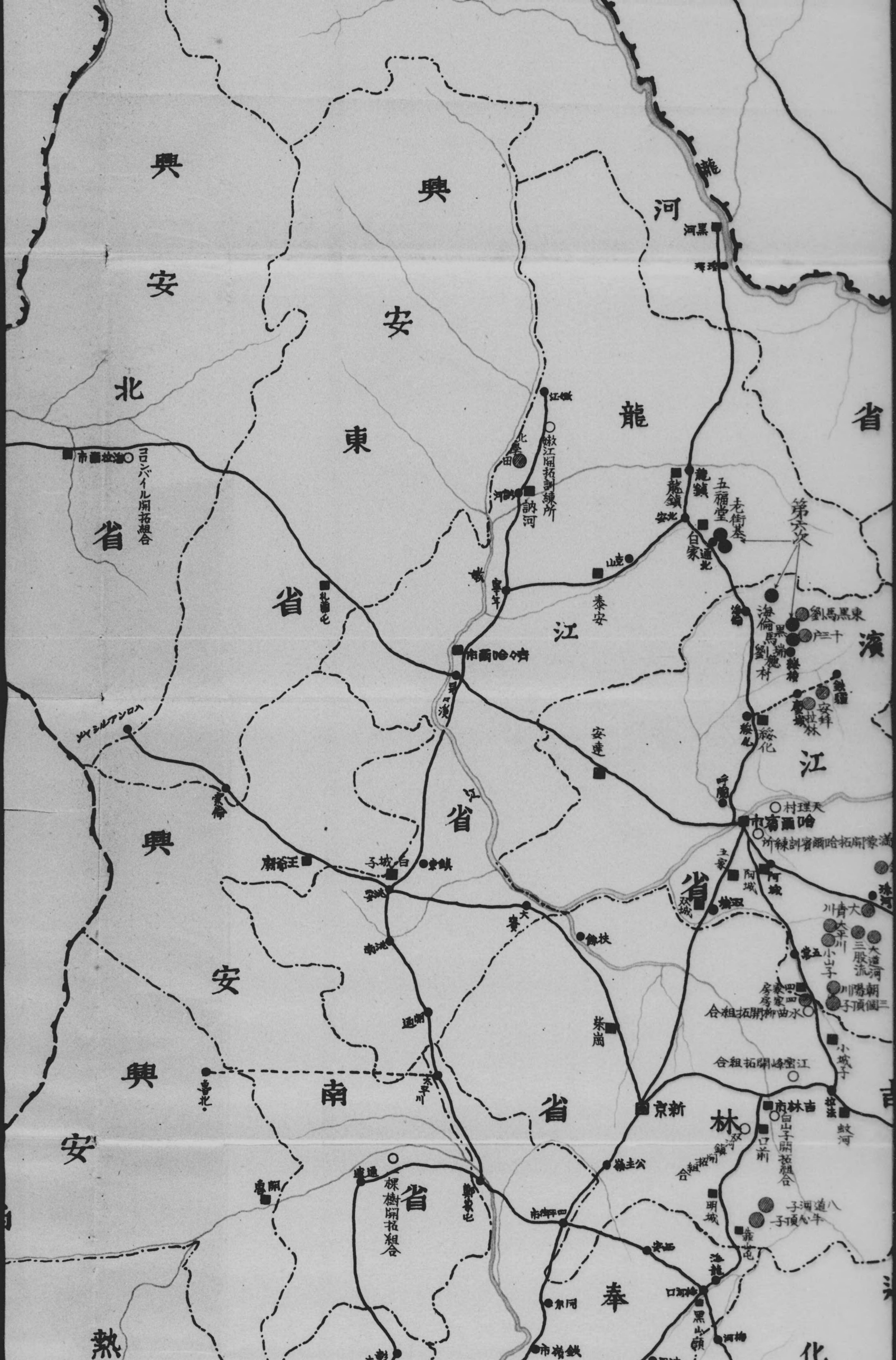
興安北省
興安東省
龍江省
龍江省
興安南省
奉化
熱
河
黑河
瑤琿
嫩江
嫩江開拓訓練所
北學田
訥河
龍鎮
五福堂
老街基
白家
通北
第六次
海倫
東黑馬劉
十三戶
黑馬瑞
劉德村
綏化
安達
泰安
寧年
哈爾濱市
天理村
哈爾濱市
滿蒙開拓哈爾濱訓練所
阿城
雙城
大青川
大平川
小山子
三股流
大道河
朝陽川
三個頂子
水曲柳開拓組合
江密峰開拓組合
小城子
拉法
蚊河
吉林市
白山子開拓組合
口前
明城
八道河子
牛心頂子
海龍
梅河口
黑山嶺
柴崗
新京
公主嶺
四平街市
鄭家屯
棵樹開拓組合
通遠
開魯
魯北
太平川
洮南
洮安
白城子
鎮東
王爺廟
索倫
ハロンアルシャン
扎蘭屯
齊々哈爾市
昂々溪
克山
北安
海倫
安達
大賽
扶餘
五常
四四家房
四四家房
同泉
鐵嶺市
梅河
吉林
濱江
吉林

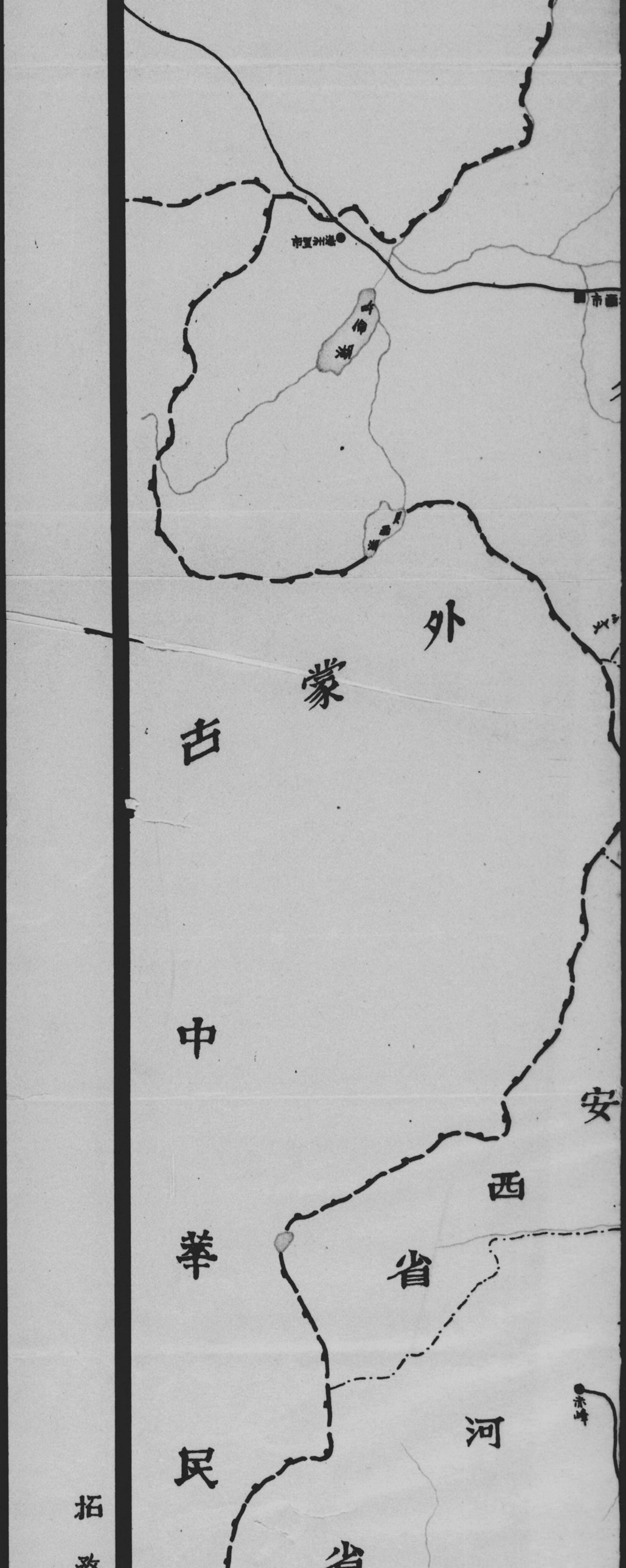
外
蒙
古
中
華
民
安
西
省
河
省
赤峰
拓

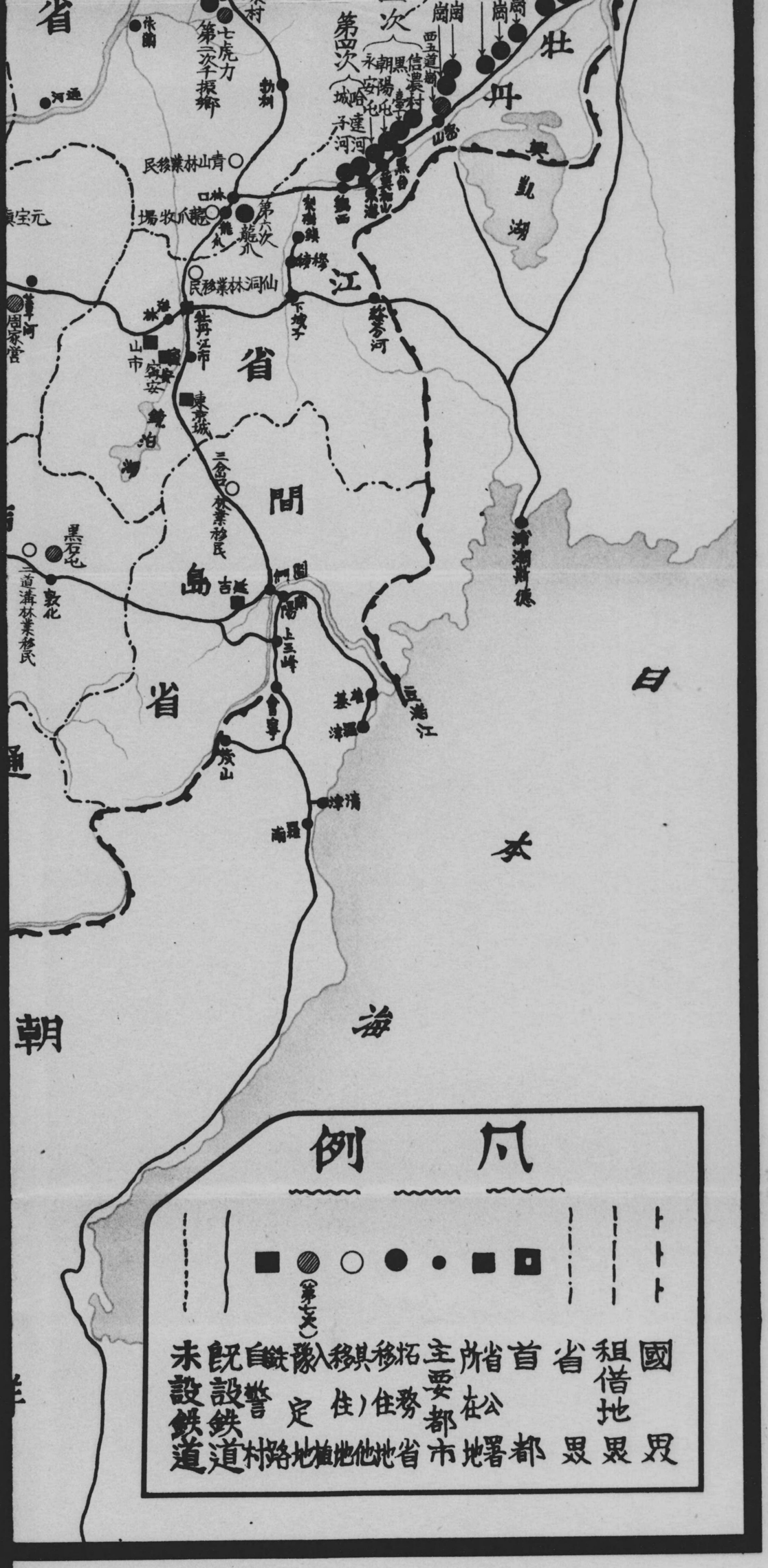

凡例
國界
租借地界
省界
首都
省公署所在地
主要都市
拓務省移住地
其他移住地
入植地
豫定路
鐵警村
自警村
既設鐵道
未設鐵道
(第七次)
牡丹
江
省
間
島
省
朝
海
日
本
興凱湖
第四次
第六次
第七次
第二次千振鄉
青山林業移民
仙洞林業移民
三合口林業移民
二道溝林業移民
黑石屯
敦化
延吉
圖們
上三峰
會寧
茂山
清津
羅南
豆滿江
浦潮斯德

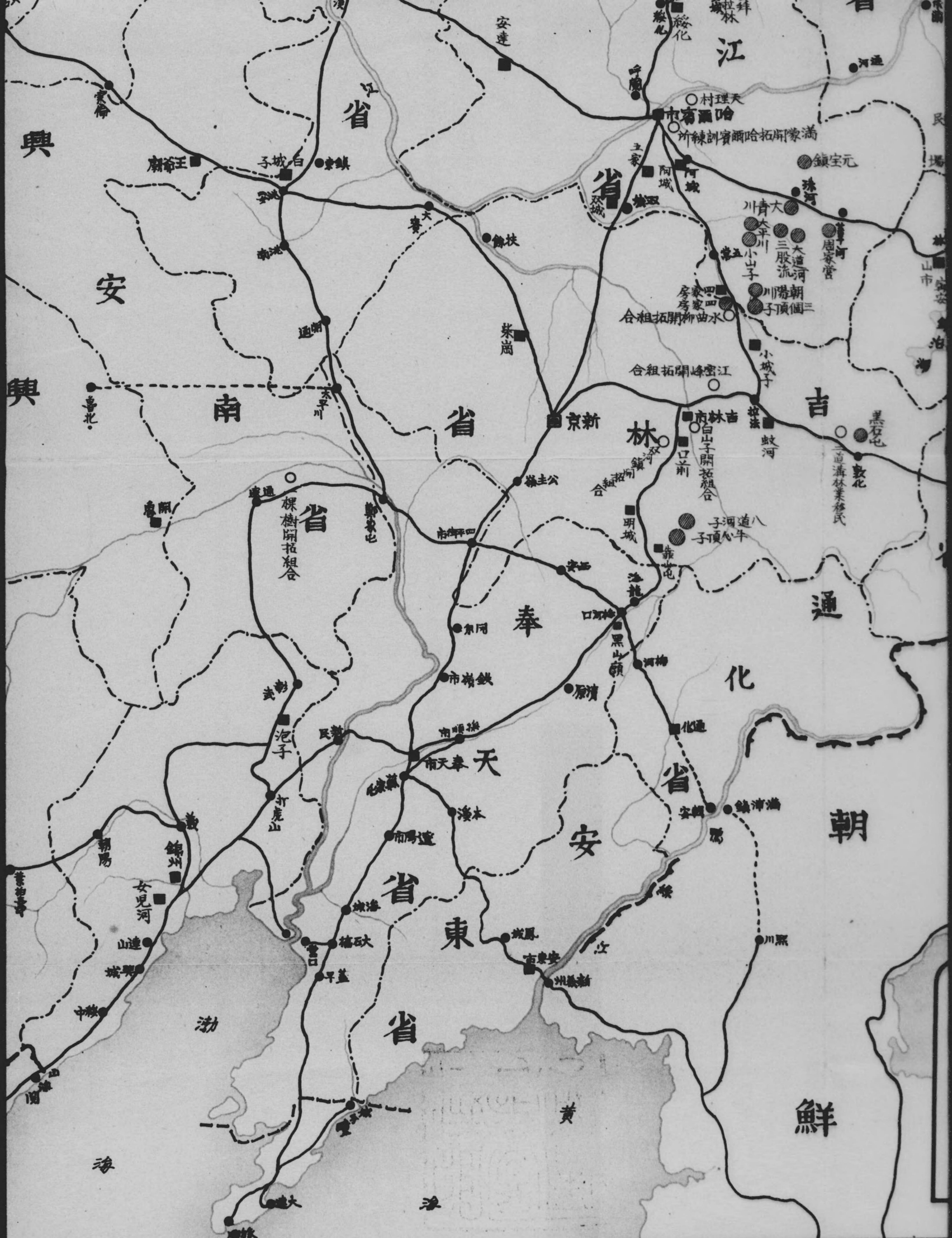

興
安
興
南
省
江
省
吉
林
省
奉
天
省
安
東
省
通
化
省
朝
鮮
渤
海
黃
海
安達
綏化
拜拉林
呼蘭
天理村
哈爾賓市
滿蒙開拓哈爾賓訓練所
元宝鎮
珠河
大青川
大平川
小山子
三股流
大道河
周家營
朝陽川
三個頂子
四家房
水曲柳開拓組合
小城子
江密峰開拓組合
拉法
蚊河
黑石屯
三道溝林業移民
敦化
吉林市
白山子開拓組合
口前
明城
八道河子
牛心頂子
靠山屯
海龍
梅河口
黑山嶺
梅河
通化
輯安
滿浦鎮
鴨
綠
江
川
熙
新義州
安東市
鳳城
本溪
遼陽市
海城
大石橋
蓋平
營口
鎮東
白城子
王爺廟
洮南
大賚
扶餘
柴崗
新京
公主嶺
四平街市
鄭家屯
通遠
棵樹開拓組合
開魯
彰武
泡子
打虎山
義
朝陽
錦州
女兒河
連山
興城
綏中
山海關
大連
旅順

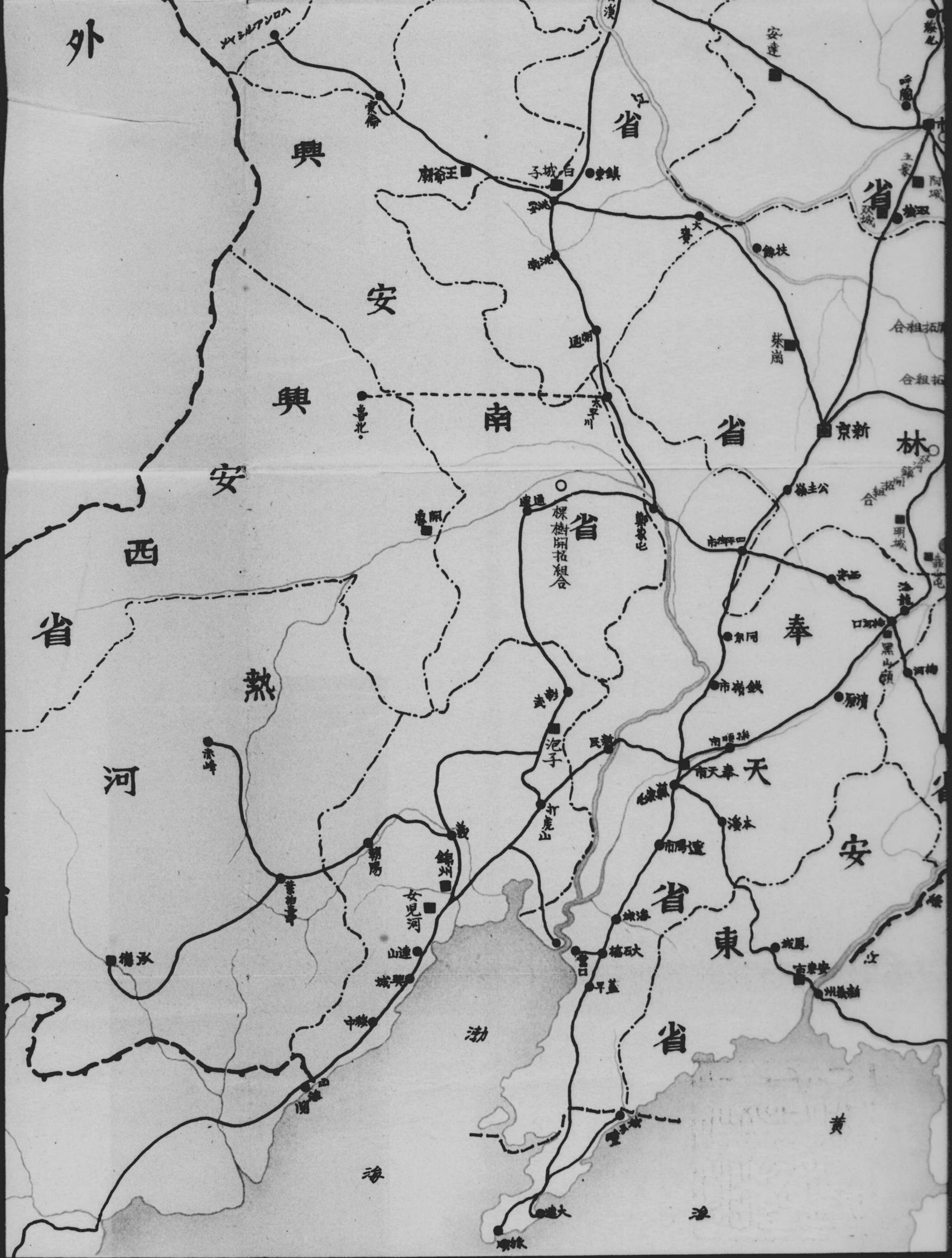
外
興
安
興
安
西
省
熱
河
省
南
省
省
奉
天
省
東
省
安
林
省
渤
海
黄
海
安達
白城子
新京
泡子
錦州
女兒河
朝陽
承德
大連

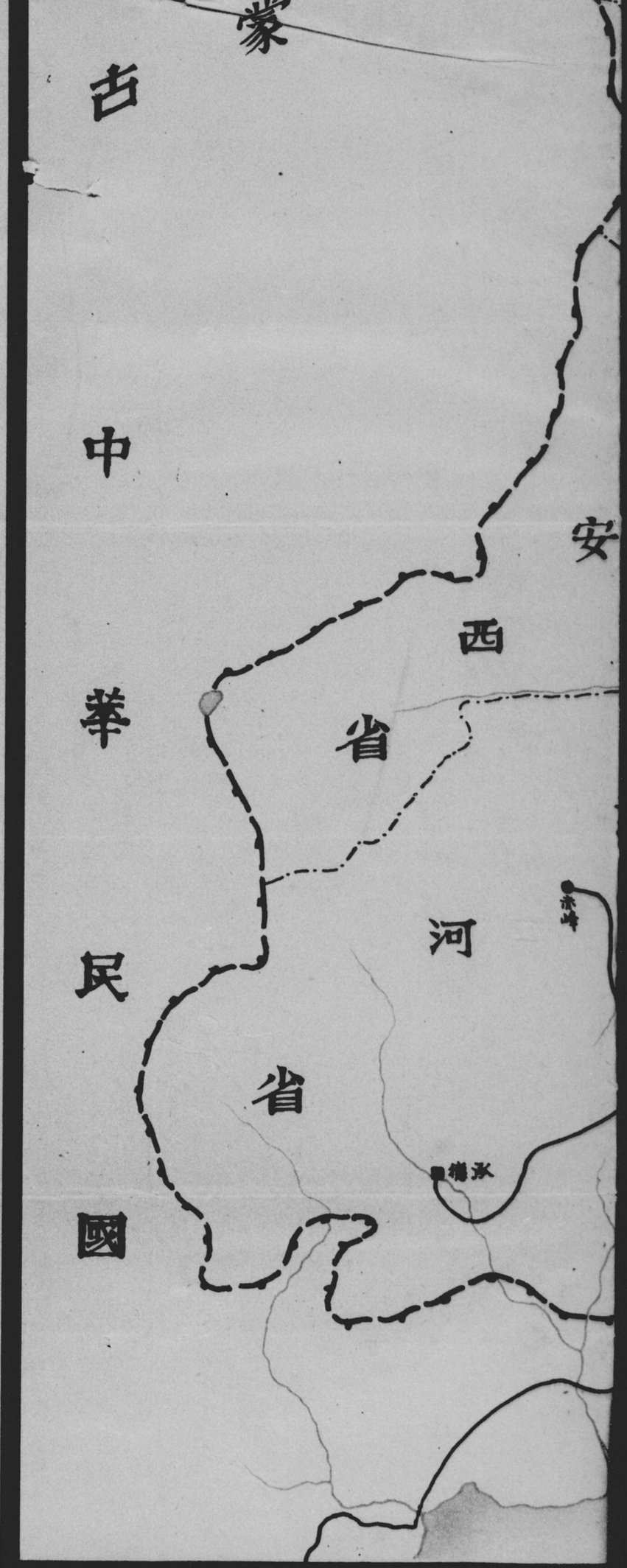

拓務省（昭和十三年一月）

東京印刷株式會社印刷

南洋ニ於ケル
邦人拓殖事業狀況圖

地方別在留邦人数
總数36,467人

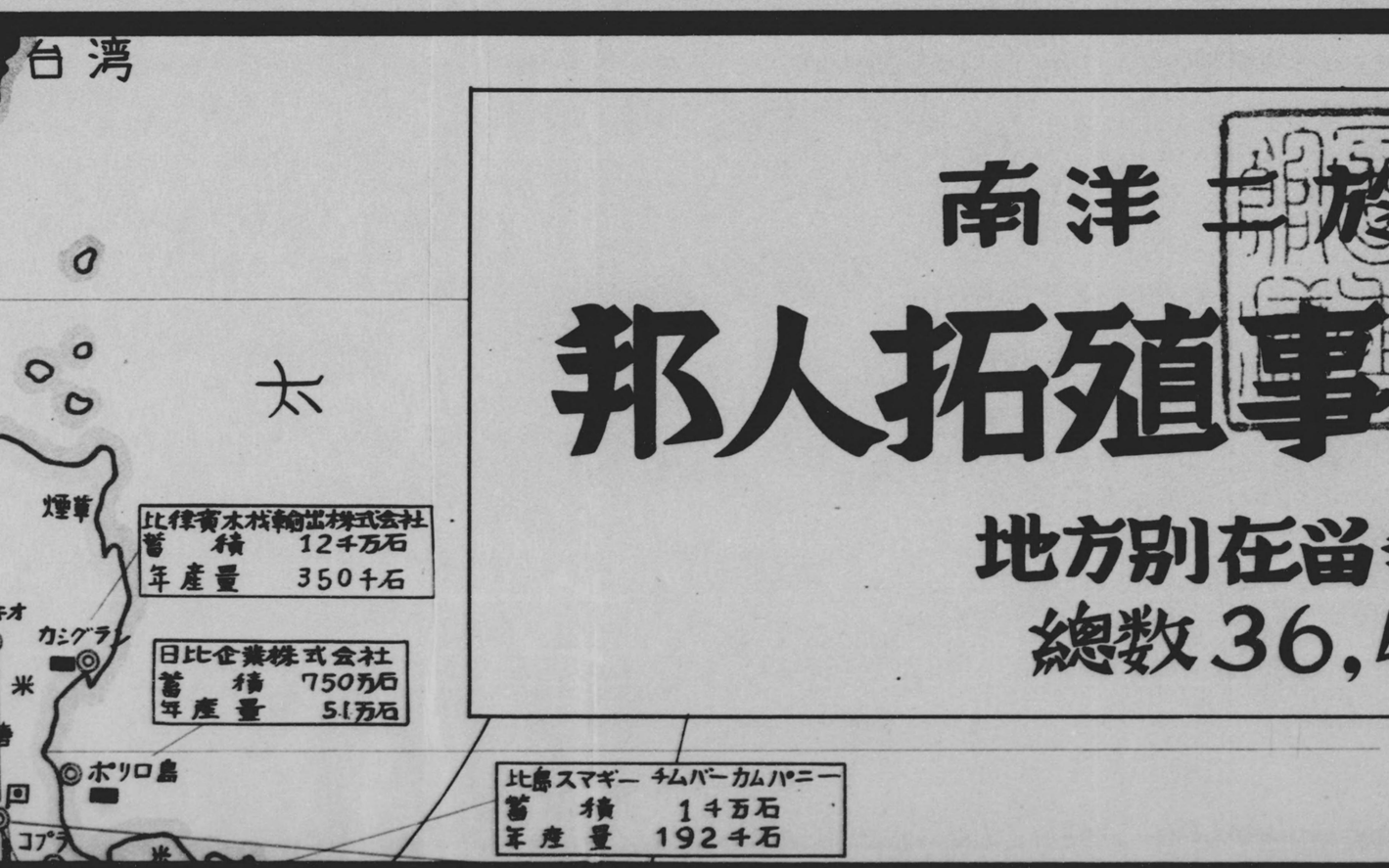

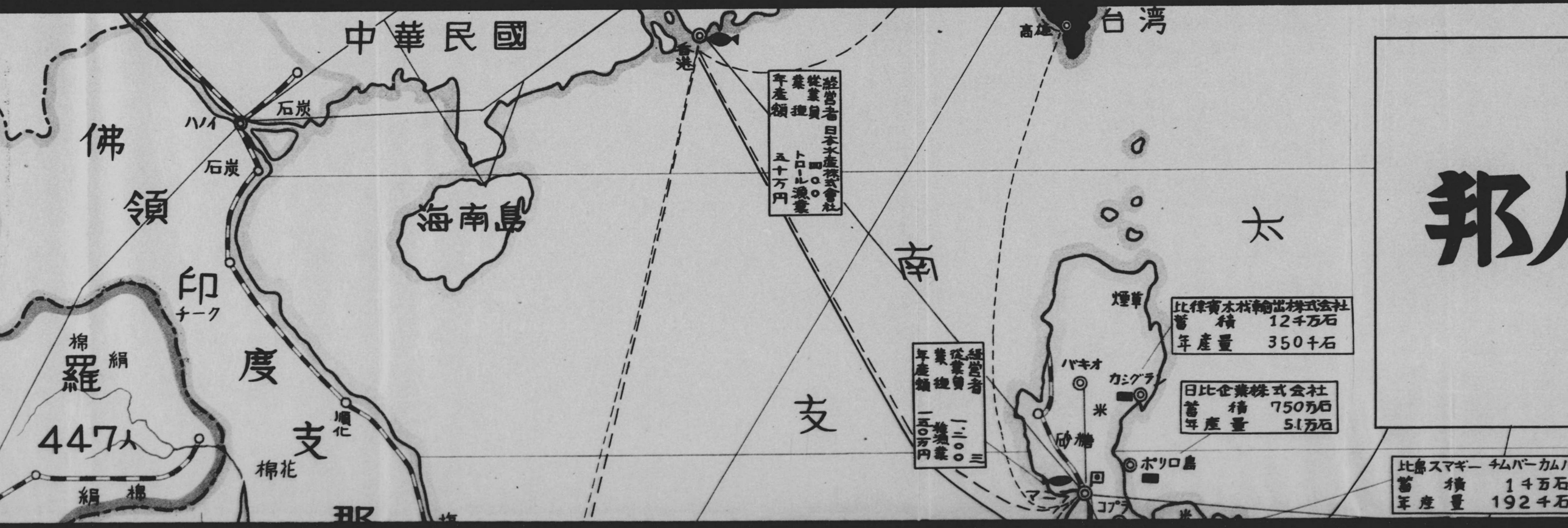

経営者 日本水産株式會社
従業員 四〇〇
業種 トロール漁業
年産額 五十万円

経営者
従業員 一,二〇〇
業種 雑漁業
年産額 一五〇万円

比律賓木材輸出株式会社
蓄積 12千万石
年産量 350千石

日比企業株式会社
蓄積 750万石
年産量 51万石

比島スマギー チムバーカムバ
蓄積 1千万石
年産量 192千石

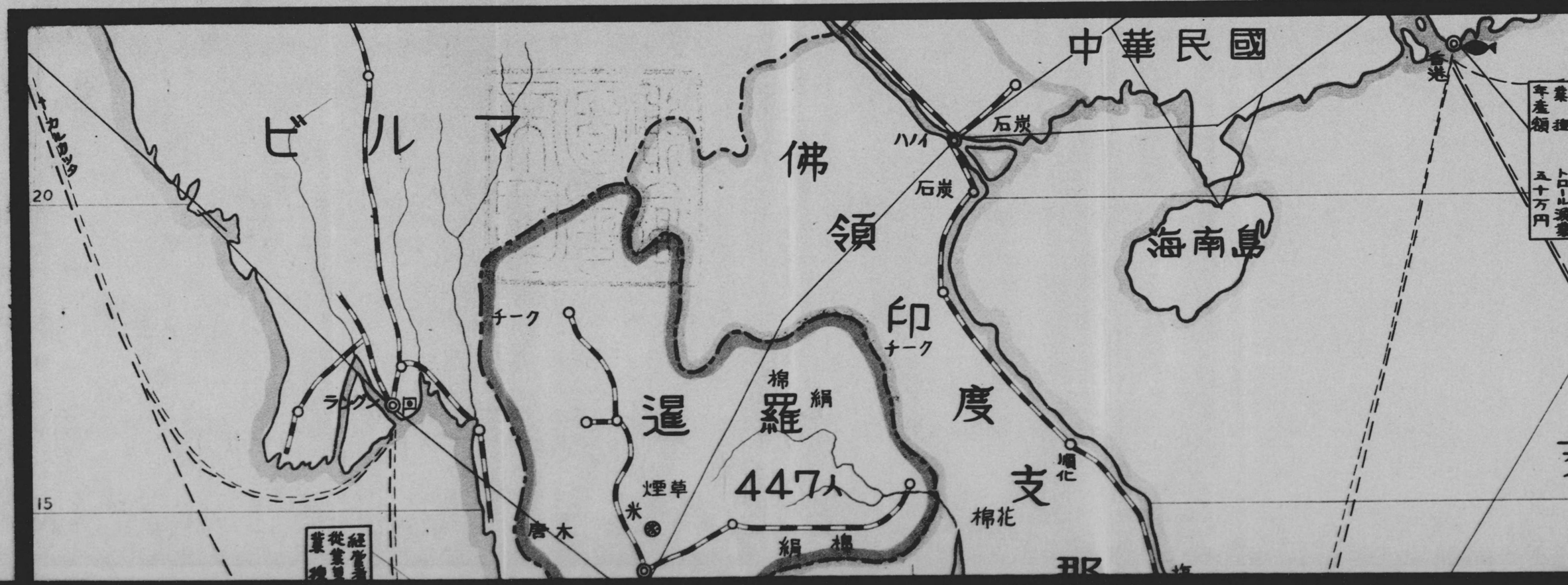
中華民國
ビルマ
佛領印度支那
暹羅
447人
海南島
ハノイ
石炭
石炭
チーク
チーク
ラングン
棉絹
煙草
米
唐木
棉花
順化
20
15

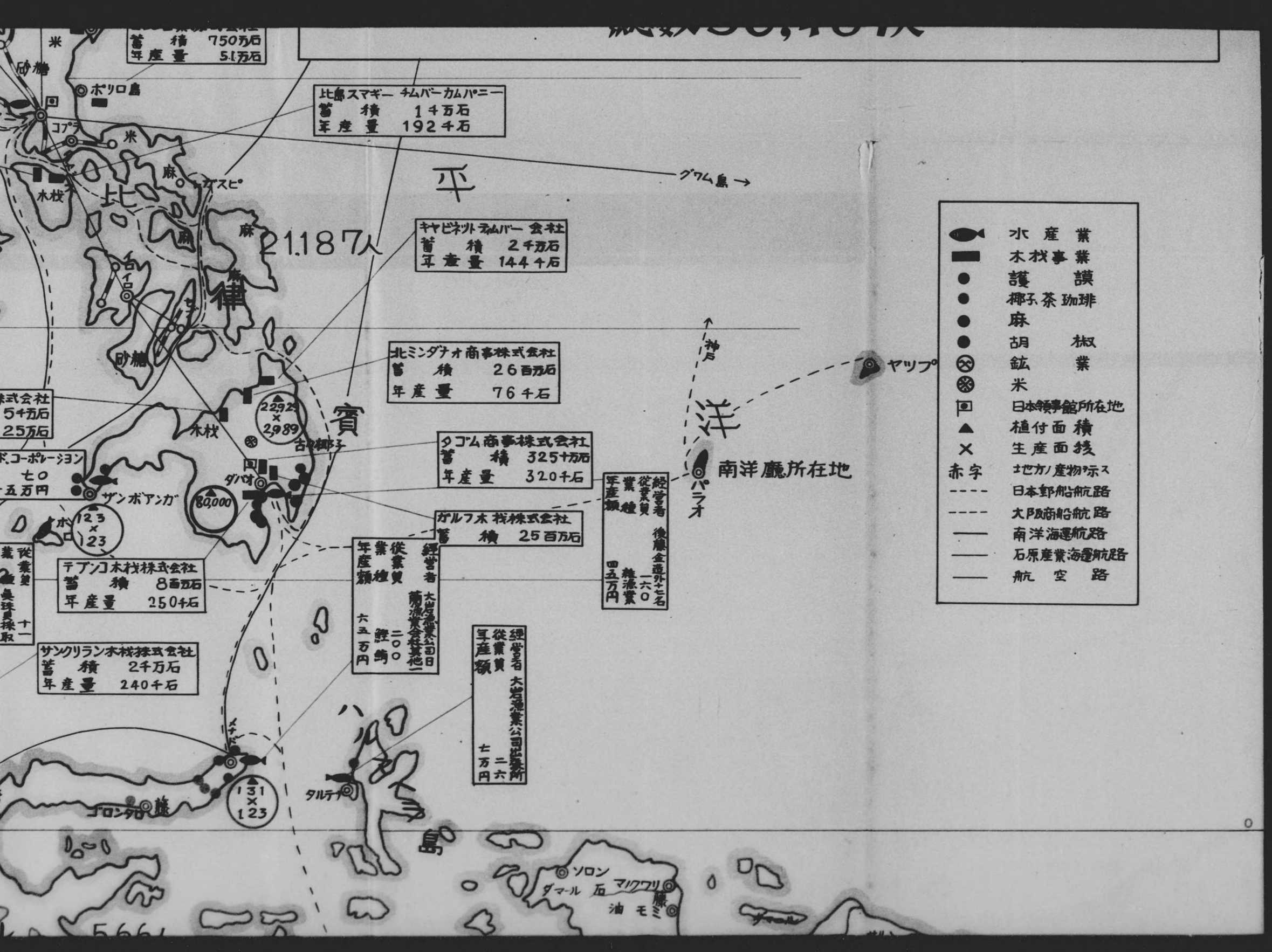

蓄積 750万石
年産量 51万石
比島スマギー チムバーカムパニー
蓄積 1千万石
年産量 192千石
グワム島
平
キヤビネツトティムバー会社
蓄積 2千万石
年産量 144千石
21,187人
北ミンダナオ商事株式会社
蓄積 26百万石
年産量 76千石
タゴム商事株式会社
蓄積 325十万石
年産量 320千石
ガルフ木材株式会社
蓄積 25百万石
テブンコ木材株式会社
蓄積 8百万石
年産量 250千石
サンクリラン木材株式会社
蓄積 2千万石
年産量 240千石
経営者 大岩漁業公司日蘭漁業会社其他一
従業員 二〇〇
業種 鰹鮪
年産額 六五万円
経営者 大岩漁業公司出張所
従業員 二六
年産額 七万円
経営者 後藤金造外十七名
従業員 一六〇
業種 雑漁業
年産額 四五万円
南洋廳所在地
ヤツプ
パラオ
神戸
ポリロ島
コプラ
米
麻
ガスピ
木材
比
律
賓
洋
ハ
ダバオ
ザンボアンガ
ゴロンタロ
タルテナ
ソロン
ダマール
マクワリ
油
モミ
水産業
木材事業
護謨
椰子茶珈琲
麻
胡椒
鉱業
米
日本領事館所在地
植付面積
生産面積
赤字 地方ノ産物ヲ示ス
日本郵船航路
大阪商船航路
南洋海運航路
石原産業海運航路
航空路

447人
絹 棉
支
棉花
順化
那
252人
塩
絹
魚類
プノンペン
胡椒
サイゴン
塩
魚類
米
米
支
那
海
米
砂糖
ポリロ島
日比企業株式会社
蓄積 750万石
年産量 5.1万石
比島スマギー チムバーカムパニー
蓄積 14万石
年産量 192千石
コプラ
米
麻
ガスピ
ミンドロランバー会社
蓄積 28百万石
年産量 144千石
木材
比
麻
21,187人
イロイロ
律
砂糖
キャビネットラム
蓄積
年産量
北ミンダナオ商事
蓄積
年産量
2292×2989
木材
古口椰子
賓
ギング木材株式会社
蓄積 5千万石
年産量 25万石
経営者 シーフード.コーポレーション
従業員 七〇
年産額 十五万円
ダバオ
30,000
123×123
ザンボアンガ
ポロ
テブンコ木材株式会社
蓄積 8百万石
年産量 250千石
サンクリラン木材株式会社
蓄積 2千万石
年産量 240千石
ガルフ木材
蓄積
経営者 大日本漁業公司日
従業員 菊漁業会社其他二
業種 鰹鮪
年産額 六五万円
二〇〇
年産額
七万円
タルテル
ハ
島
セ
ゴロンタロ
旅
131×123
メナド
満俺
日本鉱業株式會社
錫
南洋鉄鉱株式會社
タンドウ
鉄
錫
ツングン
日本鉱業株式会社
ケママン
鉄
クワンタン
石原産業海運株式会社
英領馬来
7,185人
鉄及満俺
石原産業海運株式会社
シンガポール
経営者 大日本公司其他大
従業員 一〇三八
業種 漁業
年産額 一〇〇万円
ペナン
ゼツセルトン
ラバン
ブルネイ
945人
英領
北ボルネオ
3,300×1,100
3,487×2,965
サンダカン
タワオ
タラカン
188
3,726
古口椰子
従業員 十一
業種 真珠貝採取
年産額 十二万円
5,134×3,219
サラワク
木材
合資会社ボルネオ物産商会
年産量 102千石
合資会社ボルネオ物産商会
年産量 216千石
胡椒
椰子
クチン
タイヤモンド
金
石炭
蘭領ボルネオ
ポンチアナ
サンクリラン
石油
ボルネオ石油株式会社
サマリンダ
バリクパパン
石油
鉄
金
508×418
資本金
蓄積 144百万石
年産量 60千石
経営者 ボルネオ水産株式会社
業種 ボルネオ移住漁業団
従業員 三八四
年産額 六〇万円
製造

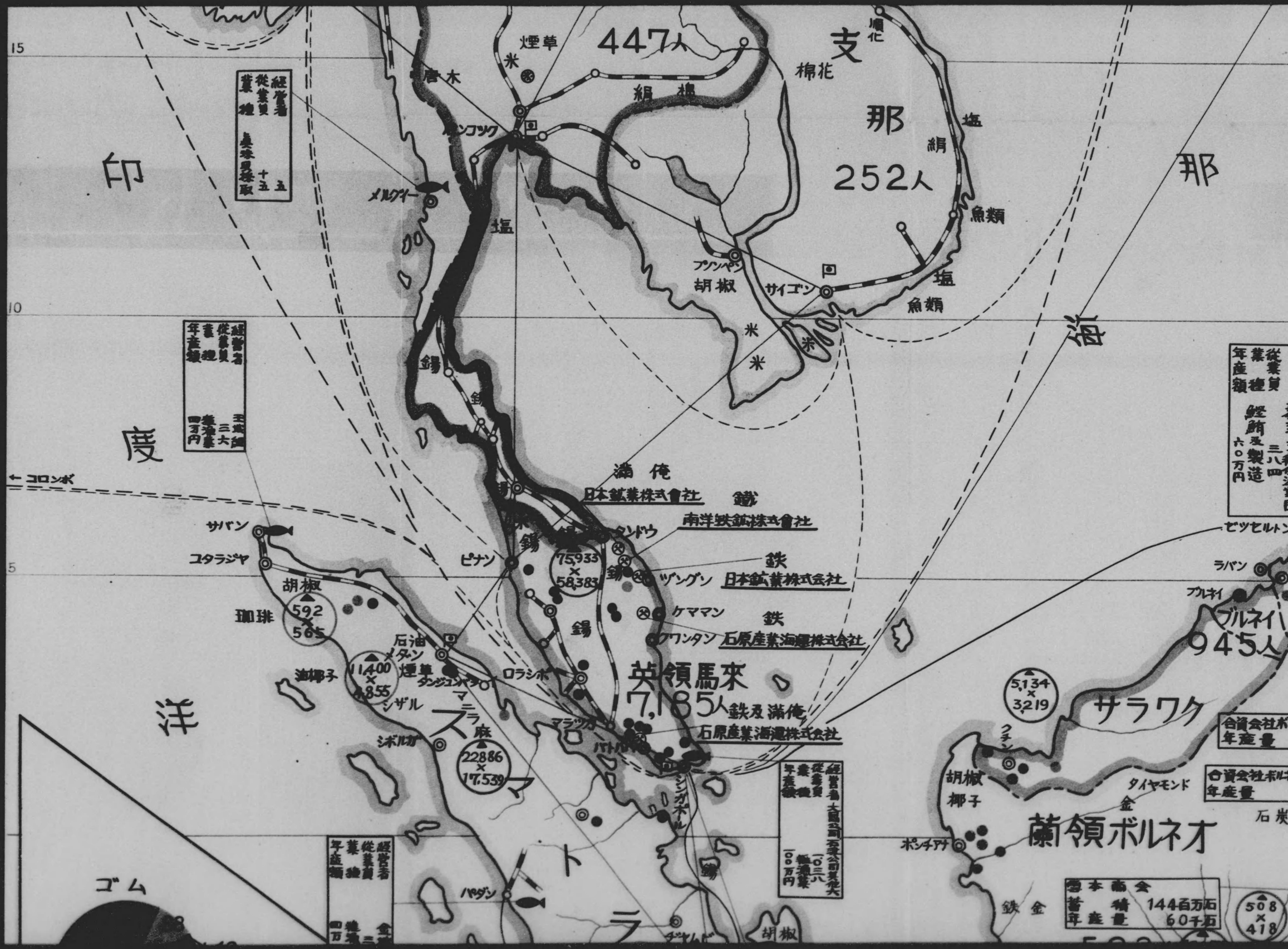

支那
447人
252人
印度
洋
ゴム
ストラ
英領馬來
7,185人
鐵及滿俺
日本鉱業株式會社
南洋鉄鉱株式會社
日本鉱業株式会社
石原産業海運株式会社
石原産業海運株式会社
滿俺
鐵
鉄
鉄
ブルネイ
945人
サラワク
蘭領ボルネオ
ゼツセルトン
ラバン
ブルネイ
タイヤモンド
金
鉄金
胡椒
椰子
ポンチアナ
クチン
5,134
×
3,219
508
×
418
75,933
×
58,383
11,400
×
4,855
22,886
×
17,539
592
×
565
胡椒
珈琲
油椰子
石油
メタン
煙草
タンジュンパラ
ロラシボ
マニラ
麻
シザル
シボルガ
パダン
ピナン
タンドウ
ツングン
ケママン
クワンタン
マラツカ
バトパハ
シンガポール
ポンコツク
メルグイー
塩
錫
鉄
米
米
米
米
米
塩
絹
棉花
順化
塩
絹
魚類
塩
魚類
胡椒
サイゴン
プノンペン
ビルマ
コロンボ
サバン
コタラジヤ

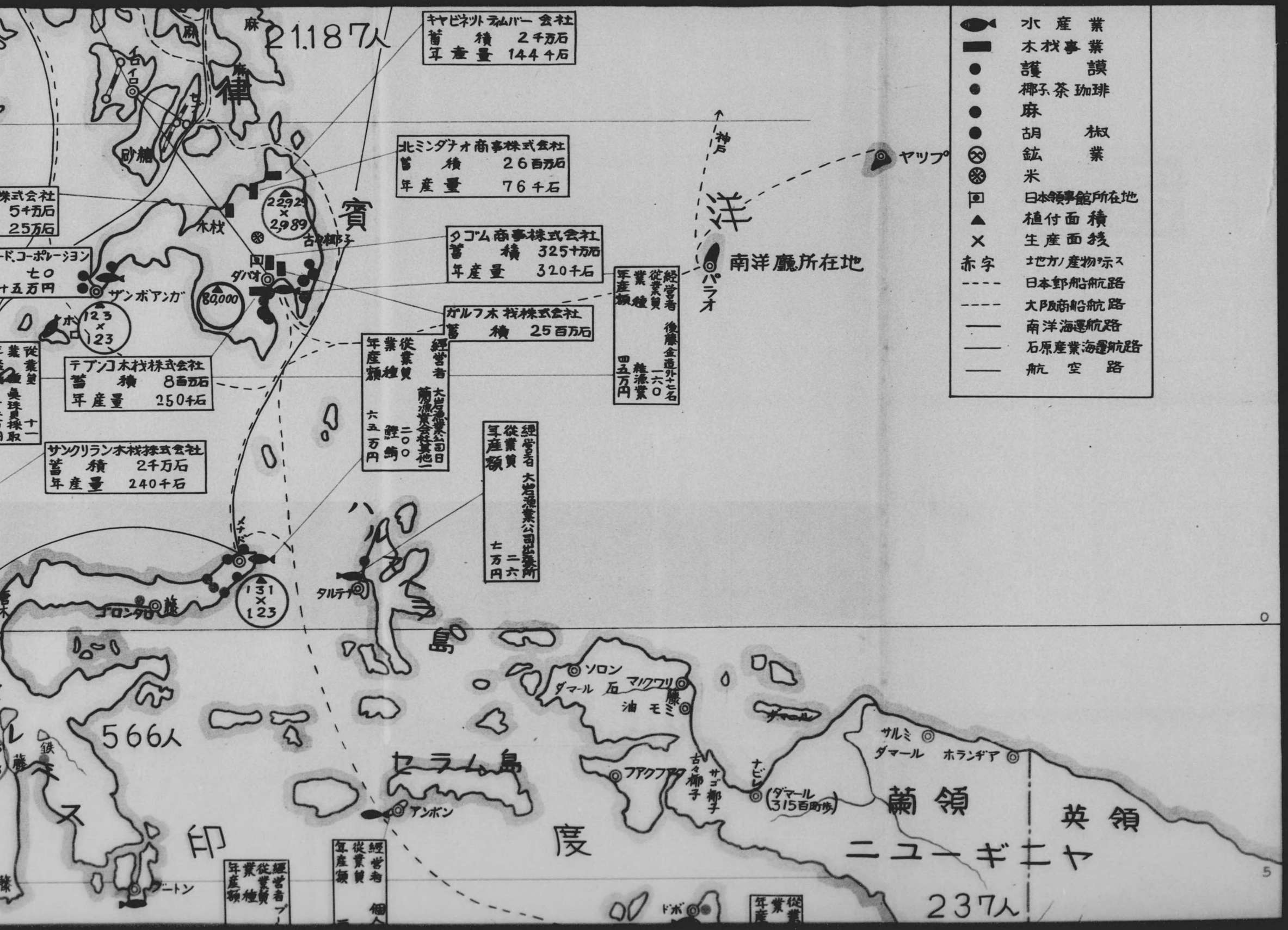

水産業
木材事業
護謨
椰子茶珈琲
麻
胡椒
鉱業
米
日本領事館所在地
植付面積
生産面積
赤字 地方ノ産物ヲ示ス
日本郵船航路
大阪商船航路
南洋海運航路
石原産業海運航路
航空路
21,187人
キヤビネツトティムバー会社
蓄積 2千万石
年産量 144千石
北ミンダナオ商事株式会社
蓄積 26百万石
年産量 76千石
タゴム商事株式会社
蓄積 325十万石
年産量 320千石
ガルフ木材株式会社
蓄積 25百万石
テブンコ木材株式会社
蓄積 8百万石
年産量 250千石
サンクリラン木材株式会社
蓄積 2千万石
年産量 240千石
株式会社
5千万石
25万石
ド.コーポレーション
七〇
十五万円
ザンボアンガ
ダバオ
古々椰子
木材
22,929
×
2,989
80,000
123
×
123
131
×
123
経営者 後藤金造外十七名
従業員 一六〇
業種 雑漁業
年産額 四五万円
経営者 大岩漁業公司日蘭漁業会社其他一
従業員 二〇〇
業種 鰹鮪
年産額 六五万円
経営者 大岩漁業公司出張所
従業員 二六
年産額 七万円
神戸
ヤップ
南洋廳所在地
パラオ
洋
ハルマヘラ島
タルテナ
ゴロンタロ
藤
566人
ソロン
ダマール
マノクワリ
油
モミ
ナビレ
(ダマール 315百町歩)
サルミ
ダマール
ホランヂア
フアクフアク
古々椰子
サゴ椰子
ヤ
ニユーギニヤ
蘭領
英領
237人
セラム島
アンボン
印度
ブートン
ドボ

魚類
塩
魚類
プンパン
胡椒
サイゴン
回
米
米
米
海
麻
麻
21,187人
律
古イロ
砂糖
北ミンダナ
蓄積
年産量
資
木材
古々椰子
ダバオ
80,000
2,925
×
2,989
ギング木材株式会社
蓄積 5千万石
年産量 25万石
経営者 シーフード、コーポレーション
従業員 七〇
年産額 十五万円
ザンボアンガ
123
×
123
テブンコ木材株式会社
蓄積 8百万石
年産量 250千石
従業員
業種
年産額
奥珠貝採取
十二万円
十一
サンクリラン木材株式会社
蓄積 2千万石
年産量 240千石
経営者 大倉合名会社日蘭漁業会社其他二
従業員 二〇〇
業種 鰹鮪
年産額 六五万円
経営者 ボルネオ水産株式会社
其他ボルネオ移住漁業団
従業員 三八四
業種 漁業及製造
年産額 六〇万円
ゼツセルトン
188
3,726
古口椰子
英領
サンダカン
ラバン
北ボルネオ
ブルネイ
3,300
×
1,200
3,487
×
2,965
タワオ
ブルネイ
945人
タラカン
5,134
×
3,219
サラワク
木材
合資会社ボルネオ物産商会
年産量 102千石
クチン
胡椒
椰子
タイヤモンド
金
合資会社ボルネオ物産商会
年産量 216千石
ガンクリラン
石油
石炭
ボルネオ石油株式会社
蘭領ボルネオ
ポンチアナ
サマリンダ
石油
バリクパパン
資本金
蓄積 144百万石
年産量 60千石
523人
508
×
418
13,657
×
11,731
鉄金
バンジャルマシン
鉄
コタバル
領
メナド
ゴロンタロ
藤
131
×
123
タルテナ
島
木材
セレベス
566人
古々椰子
5,025
×
1,963
鉄
藤
アンボン
セラ
印
アカツサ
藤
ニートン
経営者
従業員
業種
年産額
経営者 大倉公司、大城公司其他三
従業員 二八八
業種 漁業
年産額 四〇万円
経営者
従業員
業種
年産額
経営者
従業員
年産額
経営者 大倉公司 其他大一〇〇万円
従業員 一〇三八
業種 漁業
年産額
満俺
日本鉱業株式會社
錫
南洋鉄鉱株式會社
タンドウ
75,933
×
58,383
鉄
錫
ツングソ
日本鉱業株式会社
ケママン
鉄
ワンタン
石原産業海運株式会社
英領馬來
7,185人
鉄及満俺
石原産業海運株式会社
マラッカ
バトパハ
シンガポール
錫
ラ
1,327人
石油
ダヤムビ
パレンバン
胡椒
錫
錫
ベンクレン
胡椒
シザル
蘭

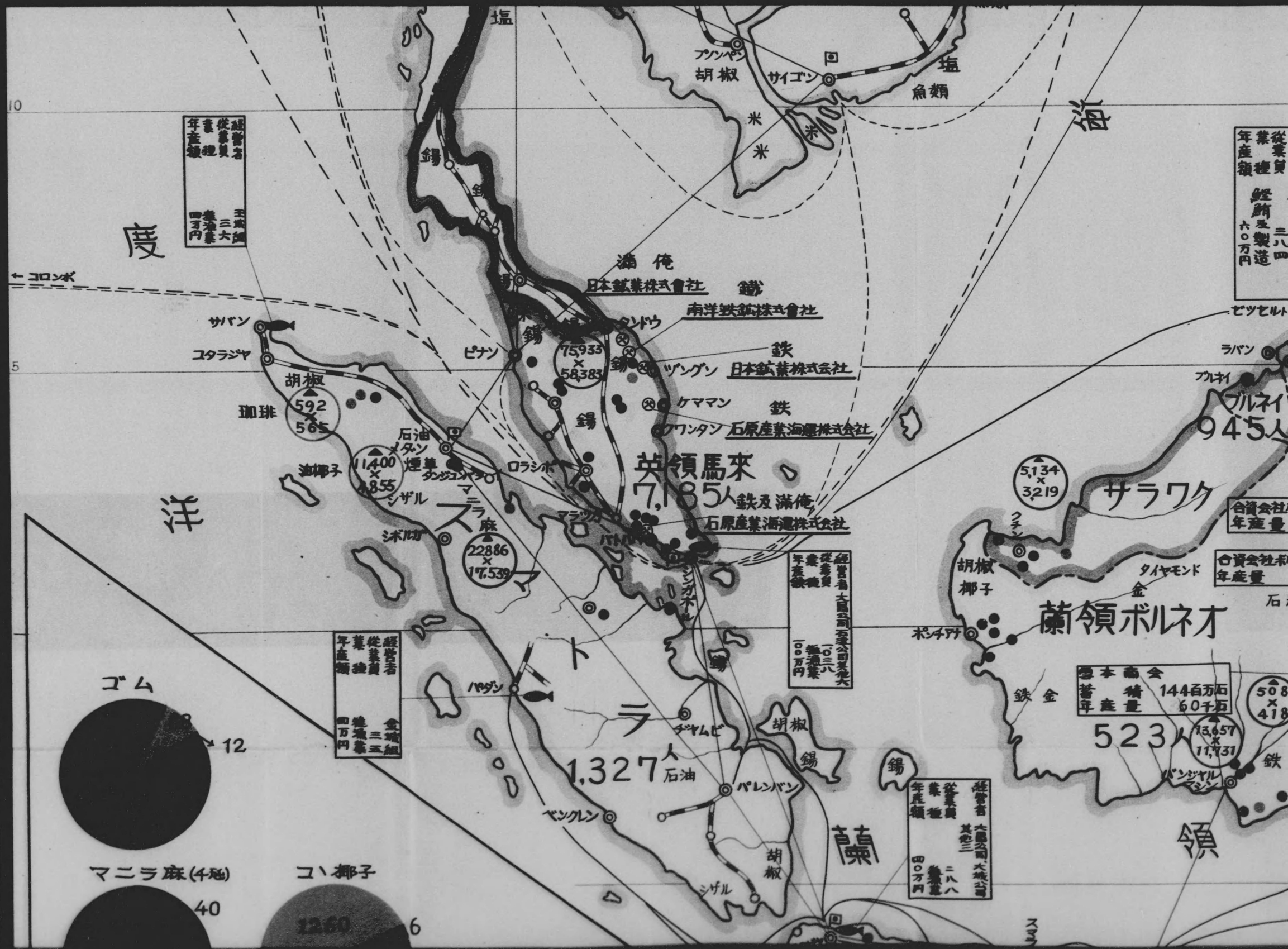

塩
プノンペン
胡椒
サイゴン
塩
魚類
米
米
米
南
度
洋
←コロンボ
サバン
コタラジヤ
胡椒
珈琲
592
565
石油
メタン
煙草
タンジュンパラ
ロラシボ
油椰子
11,400
4,855
シザル
マニラ
麻
22,886
17,539
シボルガ
ピナソ
錫
75,933
58,383
滿俺
日本鉱業株式會社
鐵
南洋鉄鉱株式會社
タンドウ
鉄
ツングン
日本鉱業株式会社
ケママン
鉄
クワンタン
石原産業海運株式会社
英領馬來
7,185人
鉄及滿俺
石原産業海運株式会社
マラツカ
シンガポール
ゴム
12
マニラ麻(千瓲)
40
コヽ椰子
1260
6
パダン
ベンクレン
1,327人
石油
チヤムビ
パレンバン
胡椒
錫
シザル
蘭
ボンチアナ
胡椒
椰子
タイヤモンド
金
蘭領ボルネオ
523人
13,657
11,731
バンジヤルマシン
鉄
ブルネイ
ブルネイ
945人
5,134
3,219
サラワク
ゼツセルト
ラバン

塩
プノンペン
胡椒
サイゴン
塩
魚類
米
米
米
海
度
← コロンボ
経営者 王城組
従業員 三六
業種 雑漁業
年産額 四万円
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
錫
滿俺
日本鉱業株式會社
鐵
南洋鉄鉱株式會社
鉄
日本鉱業株式会社
鉄
石原産業海運株式会社
タンドウ
ツングン
ケママン
クワンタン
ピナン
75,933
×
58,383
サバン
コタラジヤ
胡椒
珈琲
592
×
565
石油
メダン
煙草
タンジュンバライ
ロラシポ
油椰子
11,400
×
4,855
シザル
マニラ麻
シボルガ
22,886
×
17,539
マラツカ
バトバハ
シンガポール
英領馬來
7,185人
鉄及滿俺
石原産業海運株式会社
洋
スマトラ
経営者 大昌公司、石津公司其他六
従業員 一〇三八
業種 雑漁業
年産額 一〇〇万円
経営者 金城組
従業員 三五
業種 雑漁業
年産額 四万円
パダン
チヤムビ
1,327人
石油
パレンバン
ベンクレン
胡椒
錫
錫
胡椒
シザル
蘭
経営者 大昌公司、大城公司其他三
従業員 二八八
業種 雑漁業
年産額 四〇万円
ゴム
68
12
783
マニラ麻(千瓲)
40
コヽ椰子
1260
6
従業員
業種
年産額
鰹鮪及製造
六〇万円
ゼツセルト
ラバン
ブルネイ
ブルネイ
945人
5,134
×
3,219
サラワク
クチン
合資会社
年産量
合資会社ボ
年産量
胡椒
椰子
タイヤモンド
金
蘭領ボルネオ
ポンチアナ
雪本商会
蓄積 144百万石
年産量 60千石
523人
13,657
×
11,731
508
×
418
バンジヤルマシン
鉄
鉄金
領

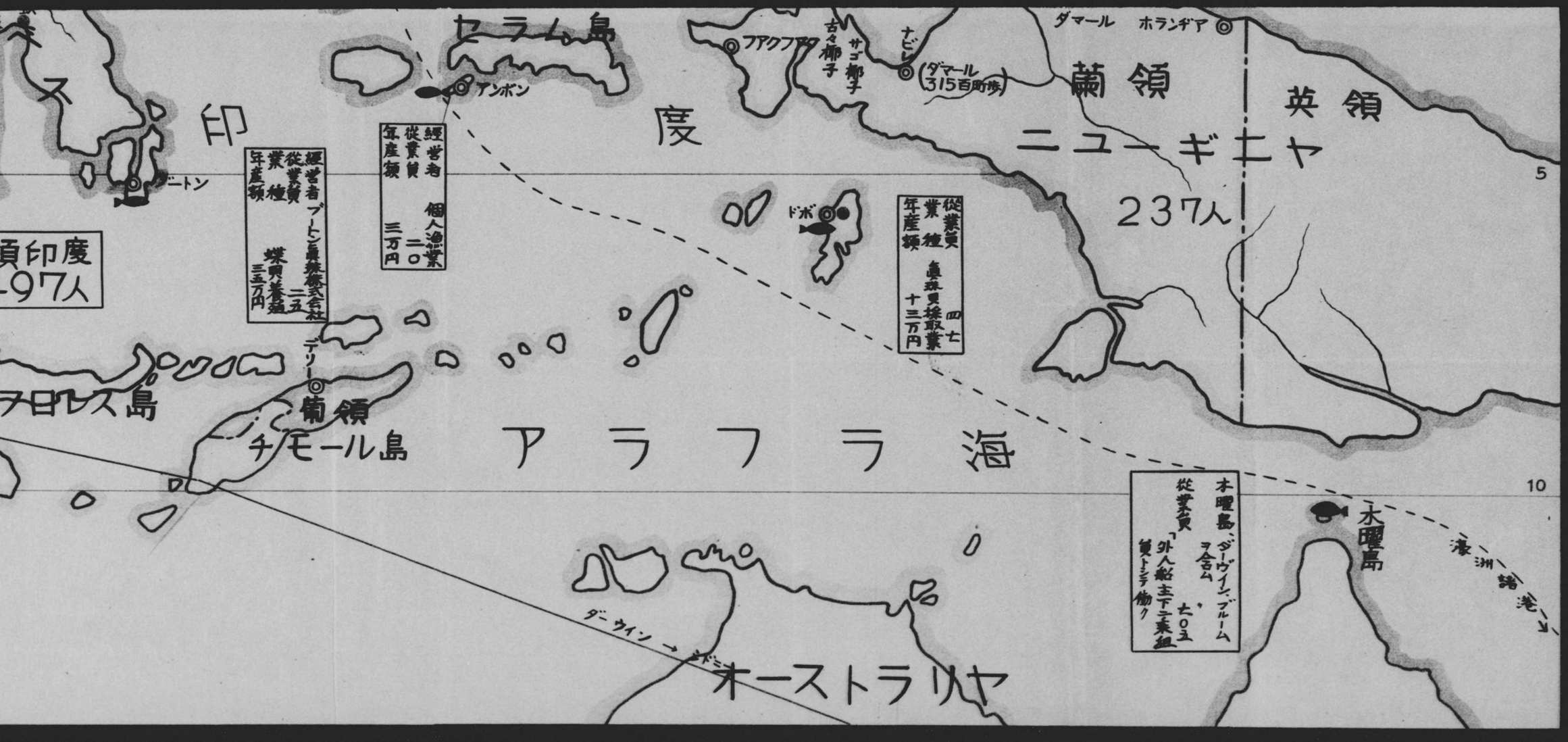

セラム島
アンボン
印
度
フアクフアク
古々椰子
サゴ椰子
ナビレ
(ダマール 315百町歩)
ダマール
ホランヂア
蘭領
英領
ニューギニヤ
237人
5
ドボ
ブートン
經營者 個人漁業
從業員 二〇
年産額 三万円
經營者 ブートン眞珠株式会社
從業員 二五
業種 蝶貝養殖
年産額 三五万円
從業員 四七
業種 眞珠貝採取業
年産額 十三万円
頭印度
-97人
デリー
蘭領
チモール島
アラフラ海
10
本曜島、ダーヴイン、ブルームヲ含ム
從業員 七〇五
「外人船主下ニ乗組員トシテ働ク
木曜島
濠洲諸港
ダーウイン
オーストラリヤ

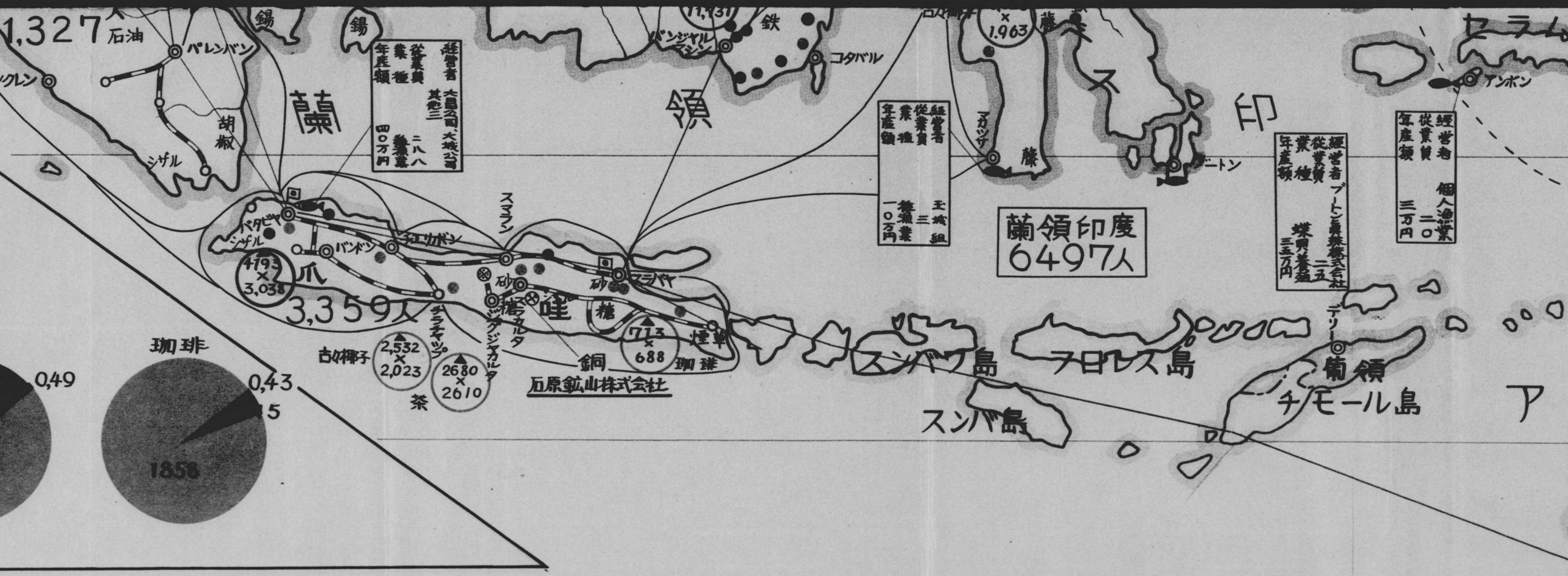

1,327人
石油
パレンバン
シザル
胡椒
蘭
領
印
ス
ヤ
ラム
アンボン
バンジャルマシン
鉄
コタバル
1,963
藤
ブートン
バタビヤ
シザル
バンドン
チエリボン
スマラン
砂
糖
スラバヤ
煙草
珈琲
3,359人
4193
×
3,038
2,532
×
2,023
2680
×
2610
713
×
688
古々椰子
茶
銅
石原鉱山株式会社
スンバワ島
フロレス島
スンバ島
チモール島
蘭領印度
6497人
0,49
0,43
1858

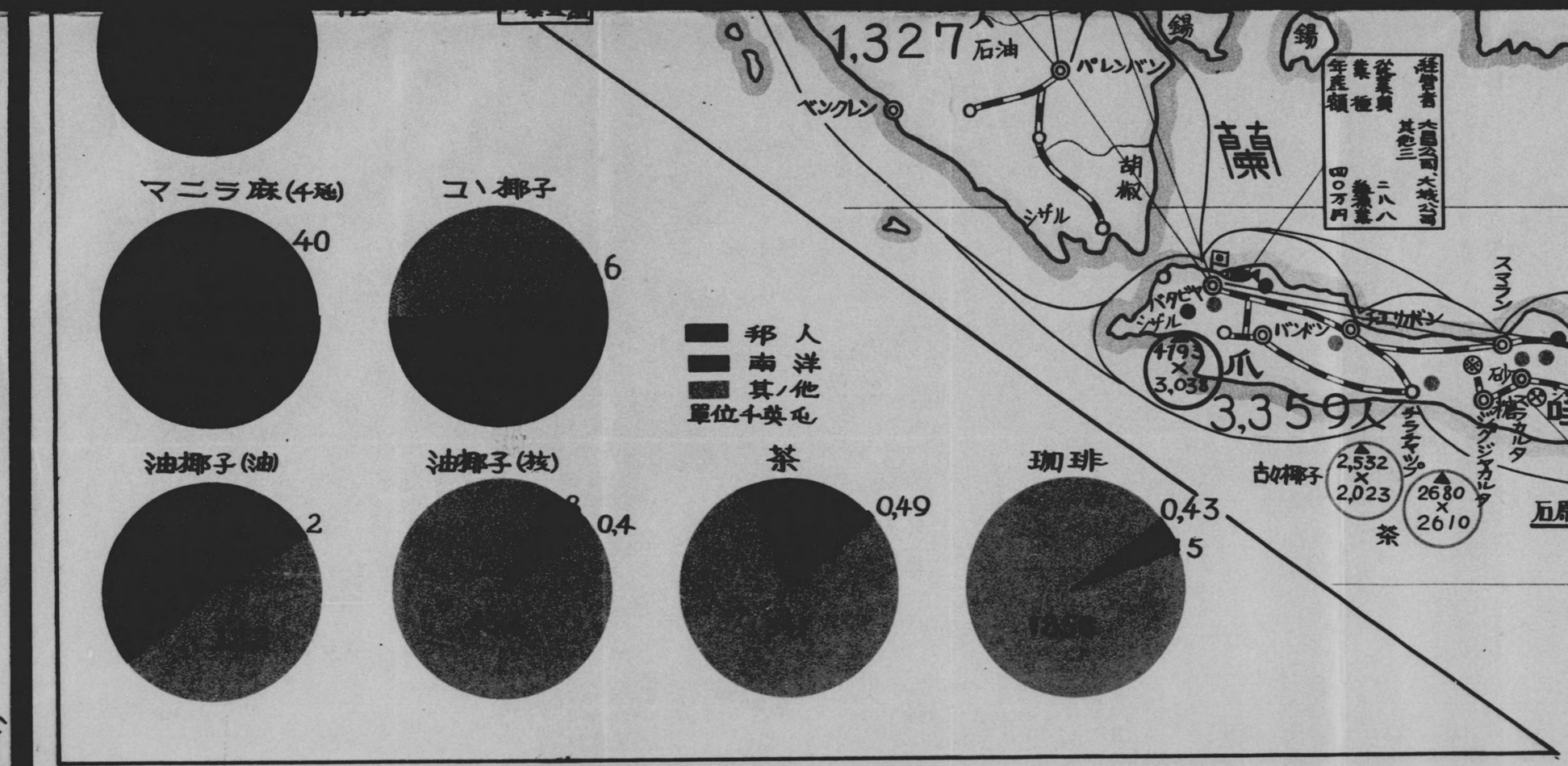

東京印刷株式會社印刷所

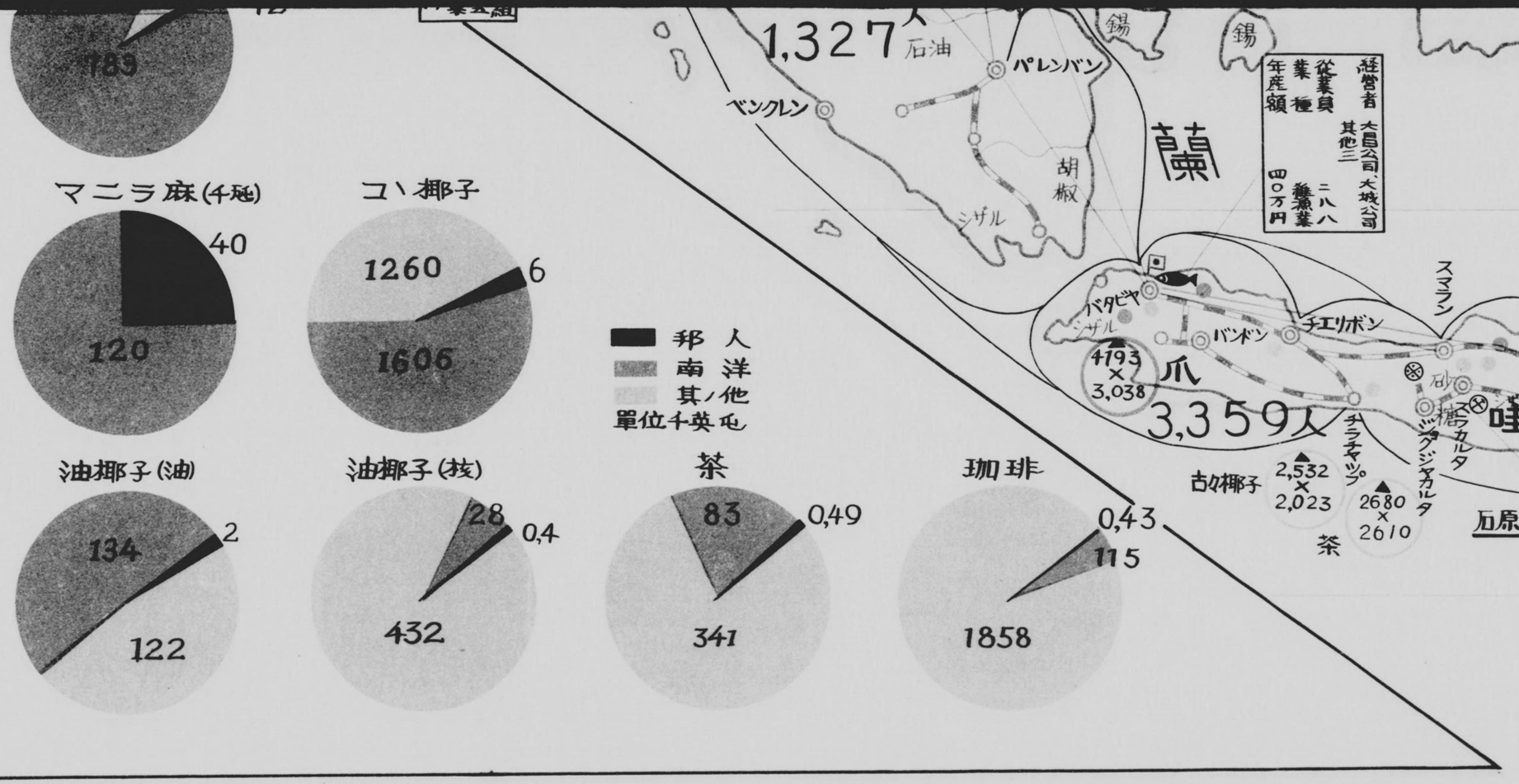

昭和十三年一月調（拓務省）

東京印刷株式會社印刷

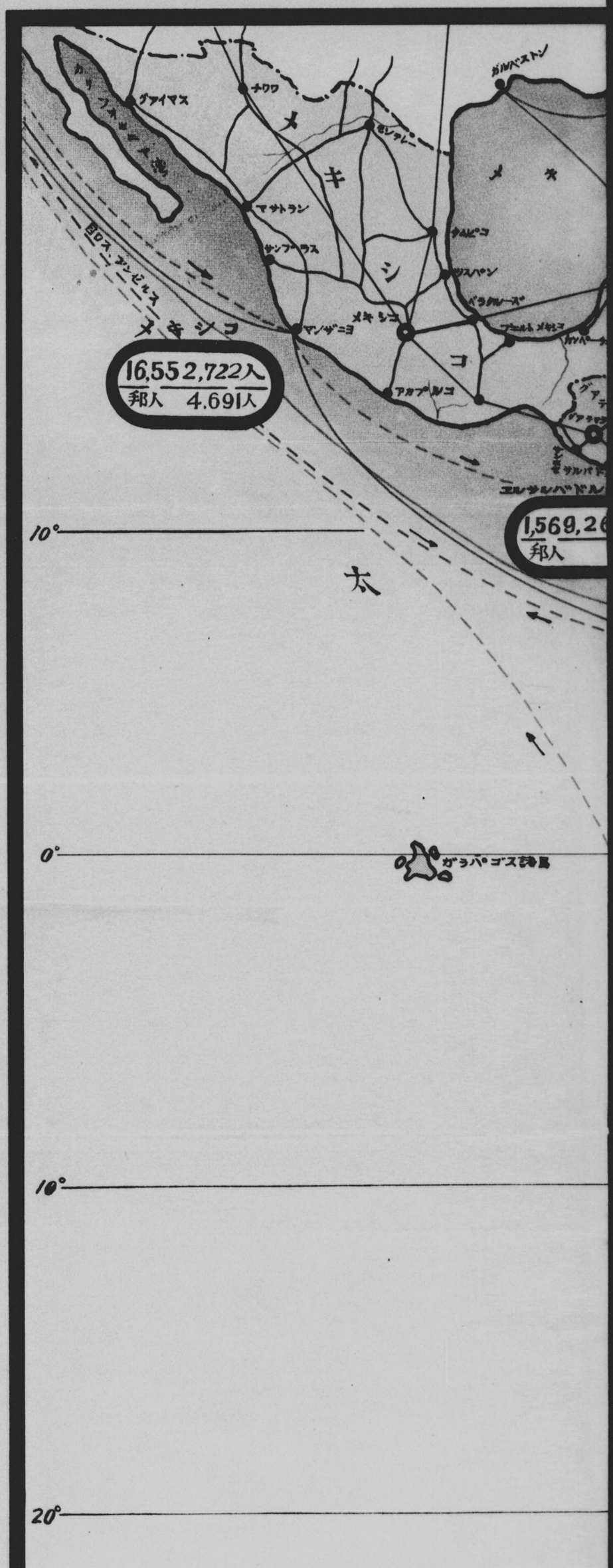

ガルベストン
ナワワ
グアイマス
カリフォルニア湾
メキシコ
モンテレー
メキ
マサトラン
サンブラス
タムピコ
ツスパン
ベラクルーズ
メキシコ
マンザニヨ
プエルトメキシコ
アカプルコ
ロス・アンゼルス
メキシコ
16,552,722人
邦人 4.691人
エルサルバドル
1,569,26
邦人
10°
太
0°
ガラパゴス諸島
10°
20°

中南
邦人拓殖
(中南米在留
昭
3,988,160人
邦人 766人
467,459人
邦人 344人
1,569,263人
邦人 9人
3,294,442人
邦人 15人
9,365,347人
邦人 273人
6,147,000人
邦人 22,570人
メキシコ湾
ガリブ海
パナマ
コロンビヤ
ベネズエラ
エクアドル
ペルー
ブラジル
ボリビヤ
マットグロッソ州
ラパス
ボコダ
ヴェナヴェンツラ
カラチス
キート
グアイキル
イキトス
パイタ
パカスマヨ
チムボテ
パスコ
オロヤ
リマ
タスコ
ビスコ
アレキバ
アリカ
イケキ
ラパゴス諸島
ジョージタウン
マナオス
マウエス
ハイチ
サンドミンゴ
ハバナ
ナッソー
ガルベストン
オルレアンス
ニカラグア
ヤナグア
ポートリモン
ヴェナヴェンツラ
ラパス
コチャバンバ
オルロ
スクレ
ポトシ
コルンバ

中南米ニ於
邦人拓殖事
(中南米在留邦人總數 2
昭和十一年十月一日
3,988,160人
邦人 766人
467,450人
邦人 344人
3,294,442人
邦人 15人
9,365,347人
邦人 273人
6,147,000人
邦人 22,570人
44,002,095人
邦人 193,057人
キューバ
ハバナ
ハイチ
サンドミンゴ
ガリブ海
パナマ
コロンビヤ
ボゴタ
ベネズエラ
ジョージタウン
パラマイボ
カイエンヌ
ギアナ
ブラジル
エクアドル
キト
ペルー
リマ
ボリビヤ
ラパス
マナオス
パリンチンス
アマゾナス州
マットグロッソ州
ゴヤス州
ミナス
ブリオン
タマバ
コルンバ
オルロ
スクレ
ポトシ
コチャバンバ
アリカ
イキケ
タスコ
パスコ
オロヤ
ピスコ
アレキパ
モリエンド
チクカカ湖
ウカヤリ河
イキトス
パイタ
パカスマヨ
チムボテ
カラケス
グアイキル
マウエス
アカラ
ゴヤス
ブリオン
ウベラバ

ニ於ケル

事業狀況圖

人總數　２２９,４６５人）

一年十月一日現在

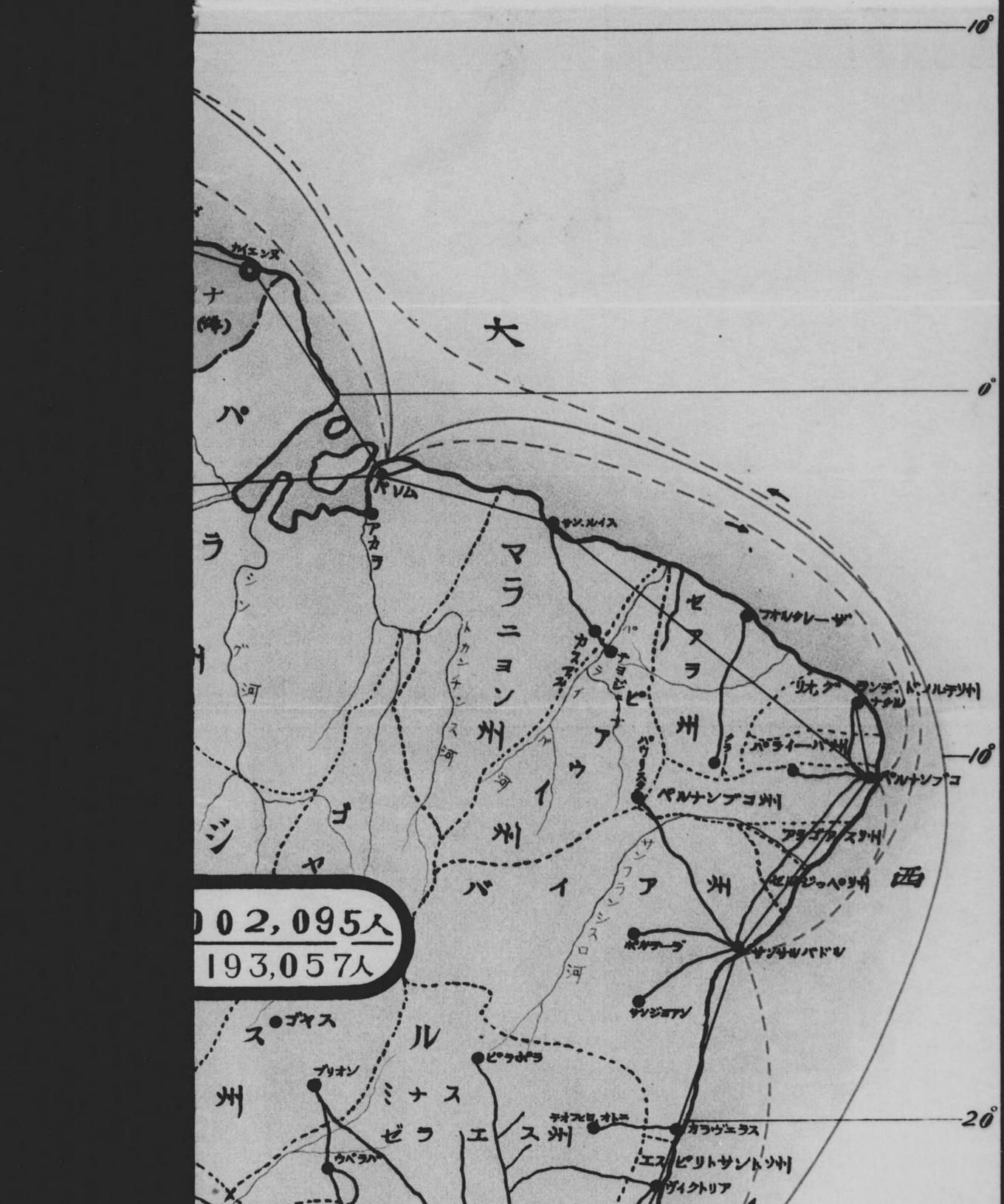

10°

20°

30°

40°

ペルー國農産物

（一九三五年）

種別		数量	金額	邦人生産比率
棉花	ペルー國	86,248瓩	67,770千圓	13.4
	邦人	10,051〃	〃	
珈琲	ペルー國	2,135〃	1,266〃	5.4
	邦人	119〃	68〃	
白米	ペルー國	54,803〃	12,865〃	1.1
	邦人	677〃	157〃	
玉蜀黍	ペルー國	451,593〃	3,735〃	1.0
	邦人	393〃	37〃	
煙草	ペルー國	442〃	439〃	1.1
	邦人	48〃	49〃	
馬鈴薯	ペルー國	820,361瓲	7,096〃	0.2
	邦人	26,320〃	193〃	
蔬菜	ペルー國		〃	
	邦人		115〃	

アルゼンチン國農産物

（自一九三四年至一九三五年）

種別	数量	金額

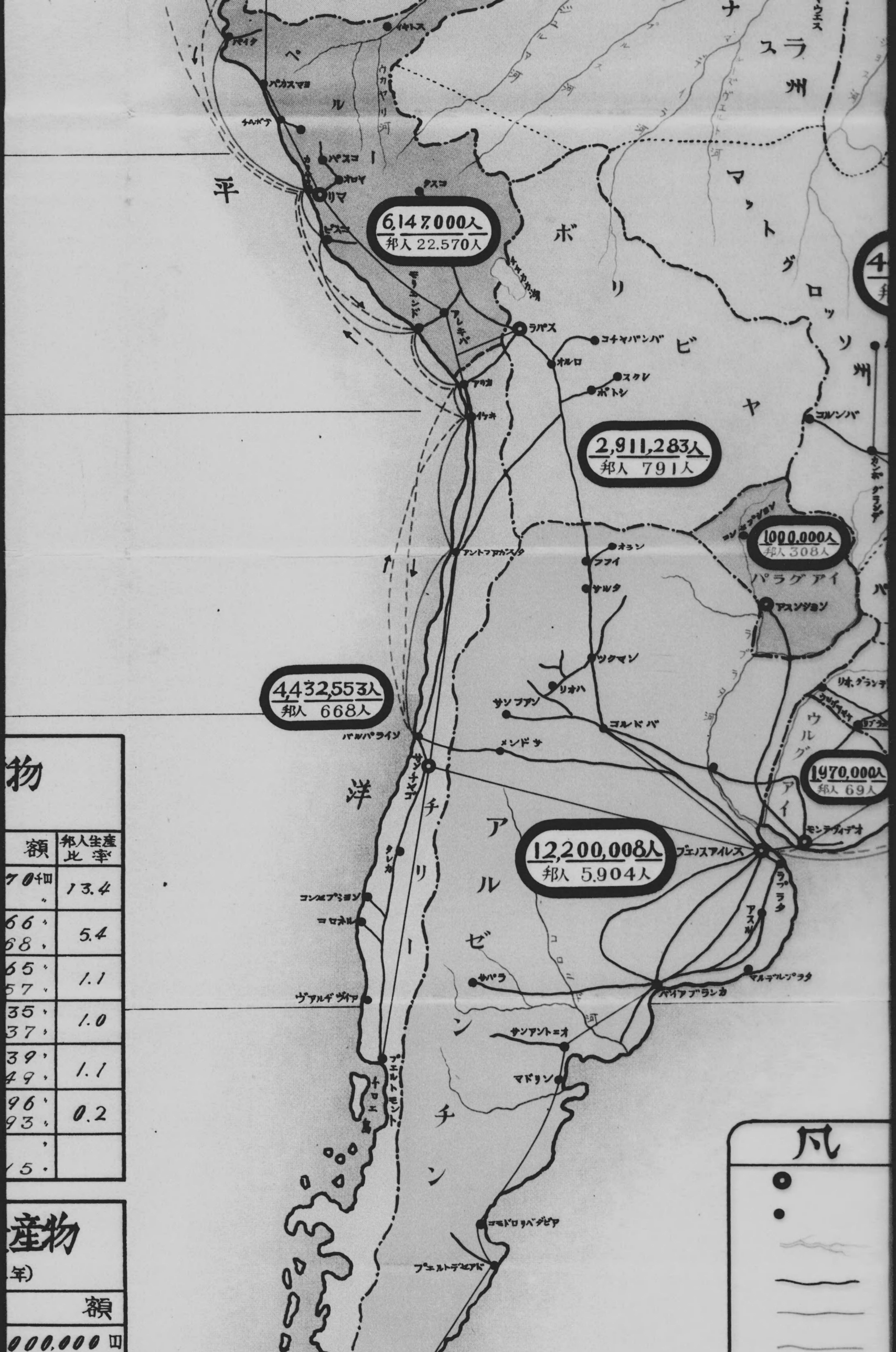

物

額	邦人生産比率
70千円	13.4
66〃	5.4
68〃	
65〃	1.1
57〃	
35〃	1.0
37〃	
39〃	1.1
49〃	
96〃	0.2
93〃	
〃	
15〃	

産物

年)

額
000,000円

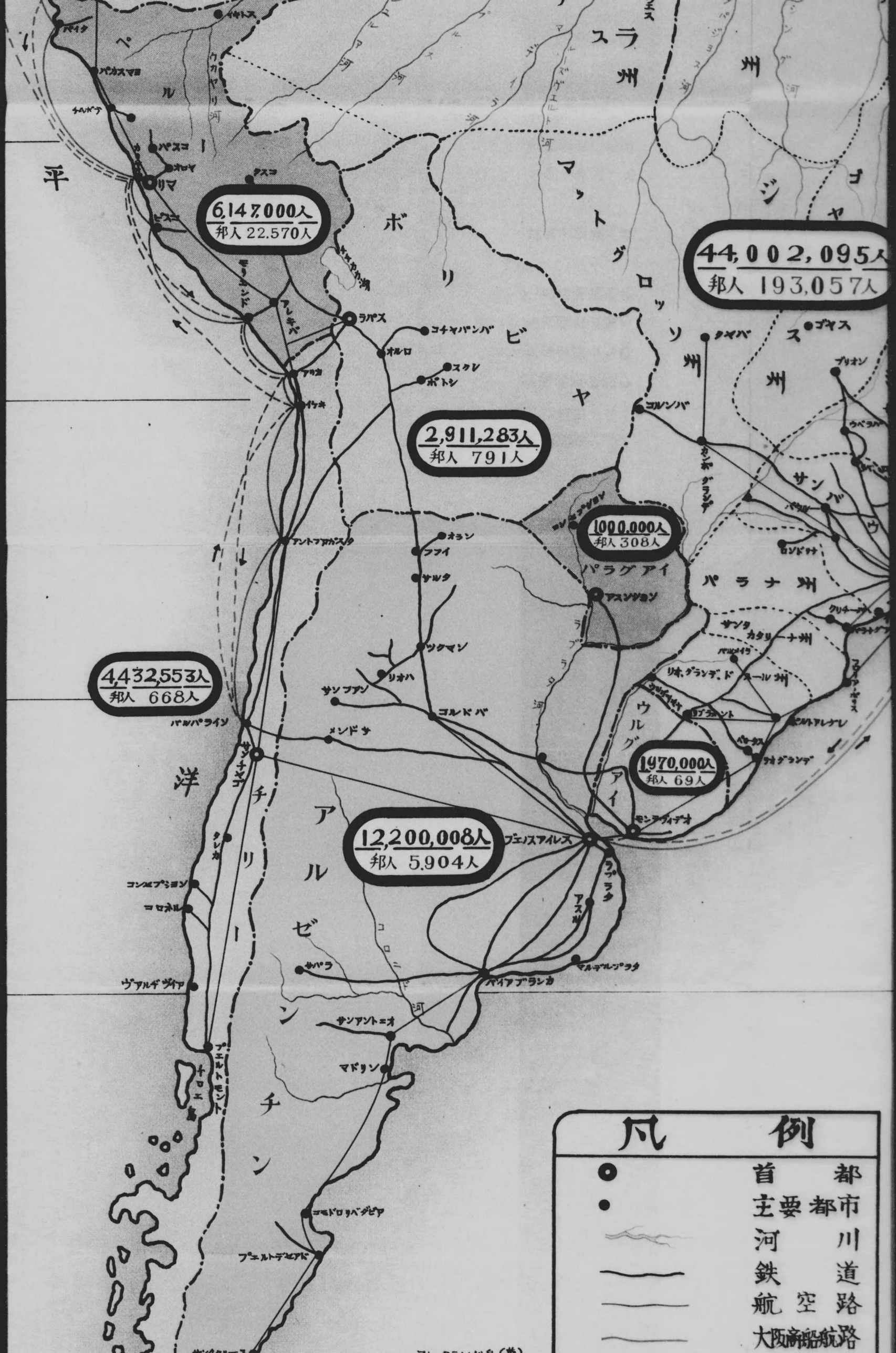

凡例

○	首都
●	主要都市
	河川
	鉄道
	航空路
	大阪商船航路

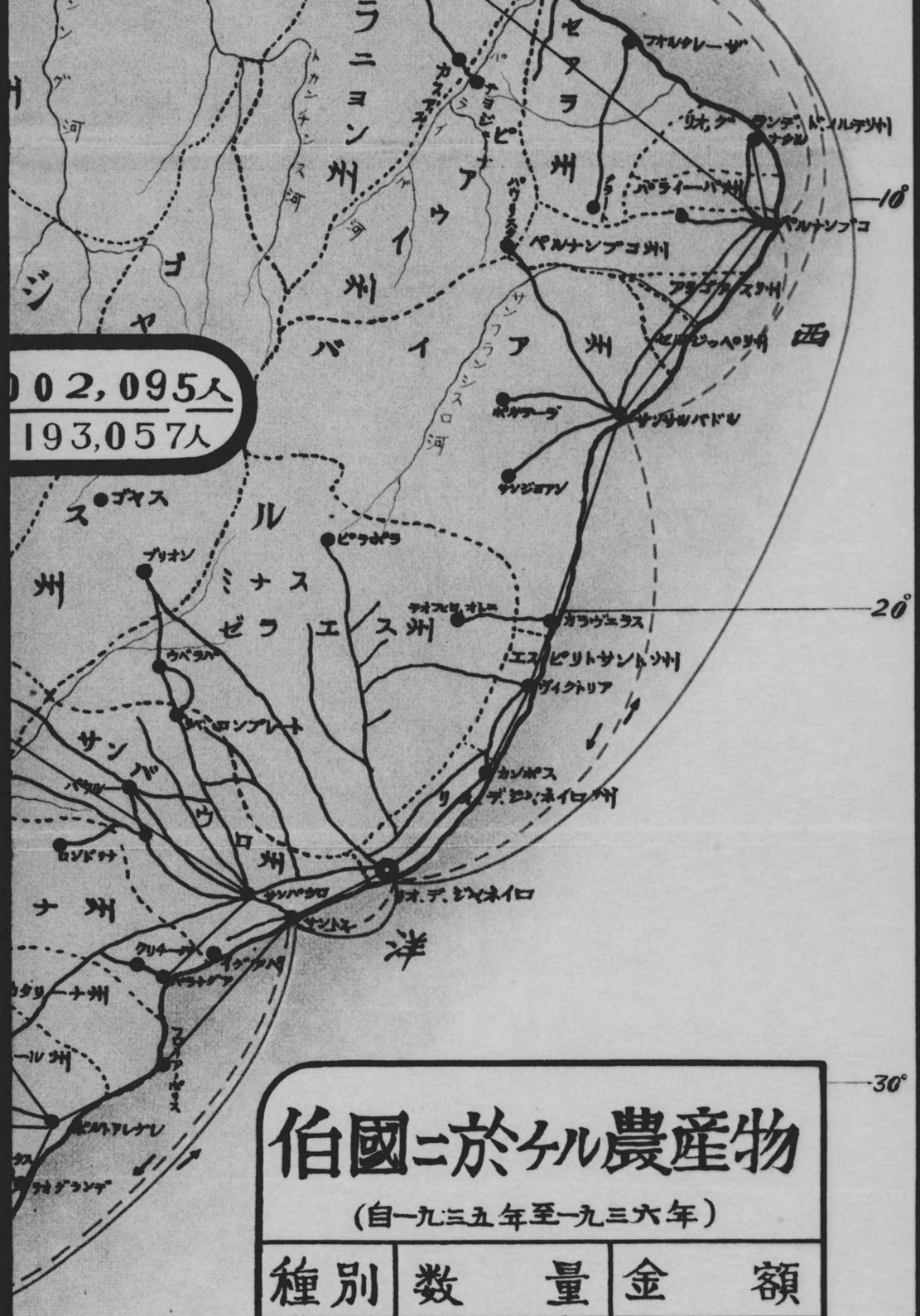

例

首都
主要都市
河川
鉄道
航空路
大阪商船航路

伯國ニ於ケル農産物

（自一九三五年至一九三六年）

種別		数量	金額
珈琲	伯國	1,036,200 瓩	431,750 千円
	聖州	606,000 〃	277,500 〃
	邦人	45,000 〃	18,750 〃
繰棉	伯國	320,000 〃	320,000 〃
	聖州	180,000 〃	180,000 〃
	邦人	97,500 〃	97,500 〃
粟	伯國	1,254,000 〃	94,050 〃
	聖州	63,060 〃	47,250 〃
	邦人	36,000 〃	2,700 〃
豆	伯國	720,000 〃	60,000 〃
	聖州	210,000 〃	17,500 〃
	邦人	9,000 〃	750 〃
玉蜀黍	伯國	4,800,000 〃	300,000 〃
	聖州	1,120,000 〃	63,750 〃
	邦人	30,000 〃	1,875 〃
甘蔗	伯國	2,700,000 〃	10,125 〃
	聖州	1,200,000 〃	4,500 〃
	邦人	40,000 〃	150 〃
煙草	伯國	80,000 〃	80,000 〃
	聖州	3,000 〃	3,000 〃

30°

ペルー國農産物

（一九三五年）

種別		数量	金額	邦人生産比率
棉花	ペルー國	86,248 瓲	67,770 千圓	13.4
	邦人	10,051 〃	〃	
珈琲	ペルー國	2,135 〃	1,266 〃	5.4
	邦人	119 〃	68 〃	
白米	ペルー國	54,803 〃	12,865 〃	1.1
	邦人	677 〃	157 〃	
40° 煙草	ペルー國	451,593 〃	3,735 〃	1.0
	邦人	393 〃	37 〃	
煙草	ペルー國	442 〃	439 〃	1.1
	邦人	48 〃	49 〃	
馬鈴薯	ペルー國	820,361 瓩	7,096 〃	0.2
	邦人	26,320 〃	193 〃	
蔬菜	ペルー國		〃	
	邦人		115 〃	

アルゼンチン國農産物

（自一九三四年至一九三五年）

種別	数量	金額
小麥	3,500,000 瓲	650,000,000 圓
50° 玉蜀黍	5,000,000 〃	570,000,000 〃
亜麻仁	2,025,000 〃	24,300,000 〃
棉花	30,000 〃	30,000,000 〃
燕麥	970,000 〃	77,600,000 〃
大麥	886,000 〃	88,600,000 〃
甘蔗	3,777,187 〃	15,108,000 〃
米	34,913 〃	10,473,000 〃
マテ茶	51,044 〃	5,104,000 〃
ケブラチョ	289,346 〃	24,015,000 〃
馬鈴薯	775,772 〃	62,061,000 〃

畜産		
牛	3,086 万頭	世界第四位
羊	3,795 〃	世界第五位

昭和十三年一月調

東京印刷株式會社印刷所

農産物

五年)

金額	邦人生産比率
67,770千四	13.4
1,266 〃	5.4
68 〃	
12,865 〃	1.1
157 〃	
3,735 〃	1.0
37 〃	
439 〃	1.1
49 〃	
7,096 〃	0.2
193 〃	
〃	
115 〃	

國農産物

一九三五年)

	金額
小麥	650,000,000四
玉蜀黍	570,000,000 〃
燕麥	24,300,000 〃
大麥	30,000,000 〃
亞麻仁	77,600,000 〃
馬鈴薯	88,600,000 〃
砂糖	15,108,000 〃
葡萄酒	10,473,000 〃
羊毛	5,104,000 〃
牛肉	24,015,000 〃
牛皮	62,061,000 〃
産	
世界第四位	
世界第五位	

葡萄	國州人	
	伯聖邦	
蔬菜	國州人	
	伯聖邦	
總計	國州人	
	伯聖邦	

葡萄	伯國	76千噸	28,500千圓
	聖州	19〃	7,125〃
	邦人	.05〃	18〃
蔬菜	伯國		6,750〃
	聖州		3,250〃
	邦人		2.275〃
總計	伯國		1,406,450〃
	聖州		631,950〃
	邦人		133.931〃

伯國ニ於ケル農産物

（自一九三五年至一九三九年）

種別		數量	金額
珈琲	伯國	1,036,200 袋	431,750 千弗
	聖州	606,000 〃	277,500 〃
	邦人	45,000 〃	18,750 〃
繰棉	伯國	320,000 〃	320,000 〃
	聖州	180,000 〃	180,000 〃
	邦人	97,500 〃	97,500 〃
籾	伯國	1,254,000 〃	94,050 〃
	聖州	63,060 〃	47,250 〃
	邦人	36,000 〃	2,700 〃
豆	伯國	720,000 〃	60,000 〃
	聖州	210,000 〃	17,500 〃
	邦人	9,000 〃	750 〃
玉蜀黍	伯國	4,800,000 〃	300,000 〃
	聖州	1,120,000 〃	63,750 〃
	邦人	30,000 〃	1,875 〃
甘蔗	伯國	2,700,000 〃	10,125 〃
	聖州	1,200,000 〃	4,500 〃
	邦人	40,000 〃	150 〃
煙草	伯國	80,000 〃	80,000 〃
	聖州	3,000 〃	3,000 〃
	邦人	150 〃	150 〃
馬鈴薯	伯國	390,000 〃	43,875 〃
	聖州	144,000 〃	16,250 〃
	邦人	48,000 〃	5,400 〃
藺	伯國	600 〃	525 〃
	聖州	550 〃	481 〃
	邦人	350 〃	306 〃
バナナ	伯國	45,000 瓩	11,250 〃
	聖州	27,000 〃	6,750 〃
	邦人	15,000 〃	3,750 〃
柑橘類	伯國	11,000 個	19,250 〃
	聖州	2,500 〃	4,250 〃
	邦人	15 〃	26 〃
茶	伯國	100 瓲	375 〃
	聖州	80 〃	300 〃
	邦人	75 〃	281 〃

	28,500 千弗
	7,125 〃
	18 〃
	6,750 〃
	3,250 〃
	2,275 〃
	1,406,450 〃
	631,950 〃
	133,931 〃

例

- 首都
- 主要都市
- 河川
- 鉄道
- 航空路
- 大阪商船航路
- 日本郵船航路
- 山下汽船航路
- 川崎汽船航路
- 國ノ分ヲ示ス
- 邦人ノ分ヲ示ス

明治維新の　御宸翰にも「萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんことを欲す」と宣せられた國民の海外發展は實に我國の國是と謂ふべきものである。拓務省は叙上の趣旨に鑑み移植民及海外拓殖事業の指導奬勵に鋭意努力し世界何れの地方たるを問はず國民の平和的經濟的發展を期して居る次第である。

南米、南洋方面に於ける移植民及海外拓殖事業に對しても拓務省は夫々保護、奬勵の施設を講じ平和的、經濟的發展に努めて居る。

滿洲移民は滿洲國の産業文化を開發し、同國の健全な發達を促進し日滿兩國の共存共榮の理想を實現する爲にも且又我國の農村匡救對策としても最も重要な政策である。滿洲移民の實績に徴し北滿の農業經營が内地農民に依り十分克服し得るものであり且内地の夫れに比し却つて容易であることが實證せられ茲に對滿移民政策の確立が重要國策の一として採擇されたのである。

本書は各外地の行政、經濟、天然、人事等諸般の事項を網羅し且之が發展の過程

に及び以て外地開發の治績を一册の中に瞭然たらしめると共に邦人の海外發展の狀況を略述し拓務行政の運用に對する一般認識の强化に資せんとするに外ならない。

今や帝國は支那事變の非常重大時局に直面し、外には眞の東洋平和の爲誤れる支那側の抗日、侮日政策に對し北支、中支に正義の軍を進め皇威を中外に宣揚し、內には愛國運動勞務として起り或は國民精神總動員運動に、或は銃後の後援に全國津々浦々に至る迄美はしき擧國一致の實を擧げつゝある時に當り內外地の一層鞏固なる精神的結合を圖り、經濟上互に相通じ相補ひ內外地打つて一丸となり所期の目的貫徹に邁進せねばならぬ。本書は特に本事變と外地の關係に付一編を設け事變下の外地狀況を略述した。

今本書を出版するに當り國民の拓務行政に對する關心と認識の一層深甚ならんことを切望して已まぬ次第である。

昭和十三年一月

拓務省

拓務要覽目次

第一編　本省

第一章　拓務行政機關の沿革……一

第二章　權限、組織及會計……三

第二編　外地

第一章　地理、沿革及住民……一五

第一節　位置、地勢及氣候……一五

第一　朝鮮……一五

第二　臺灣……一六

第三　樺太……一七

第四　南洋群島……一九

第二節　沿革……二〇

第一節 朝鮮……二〇
第二節 臺灣……二四
第三節 樺太……二六
第四節 南洋群島……二八
第三節 住民……二九
第一節 朝鮮……二九
第二節 臺灣……三一
第三節 樺太……三二
第四節 南洋群島……三四
第五節 共通法……三七
第二章 法令、行政及司法制度……三七
第一節 法令制度……三七
第一節 朝鮮……三七
第二節 臺灣……三八
第三節 樺太……四一
第四節 南洋群島……四一
第五節 共通法……四三

第二節 行政制度……四三
第一項 朝鮮……四三
第一 朝鮮總督府……四三
第二 地方行政機關……四五
第二項 臺灣……四六
第一 臺灣總督府……四六
第二 地方行政機關……四七
第三項 樺太……四九
第四項 南洋群島……五〇
第三節 地方制度……五一
第一項 朝鮮……五一
第一 道……五一
第二 府……五二
第三 邑、面……五四
第四 其の他の地方團體……五五

第五　地方財政……五六
第二項　臺　灣……五六
第一　州……五六
第二　廳地方費……五七
第三　市……五七
第四　街、庄……五七
第五　地方財政……五七
第三項　樺　太……五七
第一　市、町、村……五七
第二　地方財政……五七
第四項　南洋群島……五七
第四節　司法制度……五七
第一項　朝　鮮……五七
第二項　臺　灣……五七
第三項　樺　太……五八
第四項　南洋群島……五八
第三章　教育、社會教育、神社及宗教……五八
第一節　教　育……五八
第一項　朝　鮮……五八
第一　教育制度……五八
第二　教育機關の現況……五八
第二項　臺　灣……五八
第一　教育制度……五八
第二　教育機關の現況……五八
第三項　樺　太……五八
第四項　南洋群島……五八
第二節　社會教育……五八
第一　朝　鮮……五八
第二　臺　灣……五八

第四項　南洋群島……八五
第三章　教育、社會教育、神社及宗教……八五
第一節　教　育……八五
第一項　朝　鮮……八五
第一　教育制度……八五
第二　教育機關の現況……八五
第二項　臺　灣……八五
第一　教育制度……八五
第二　教育機關の現況……八五
第三項　樺　太……八五
第四項　南洋群島……八五
第二節　社會教育……八五
第一　朝　鮮……八五
第二　臺　灣……八五

第三樺太……一〇〇
第四南洋群島……一〇一
第三節 神社……一〇一
第一朝鮮……一〇一
第二臺灣……一〇一
第三樺太……一〇一
第四南洋群島……一〇二
第四節 宗教……一〇二
第一朝鮮……一〇二
第二臺灣……一〇三
第三樺太……一〇四
第四南洋群島……一〇五
第四章 警察、衛生、社會事業及兵事……一〇五
第一節 警察……一〇五
第一項 朝鮮……一〇五

第一警察制度……一〇九
第二治安狀況……一一〇
第三國境警備狀況……一一一
第四犯罪狀況……一一三
第二項 臺灣……一一三
第一警察制度……一一三
第二治安狀況……一一四
第三犯罪狀況……一一五
第三項 樺太……一一七
第一警察制度……一一七
第二治安狀況……一一八
第三犯罪狀況……一一九
第四項 南洋群島……一一九
第一警察制度……一一九
第二治安狀況……一二〇
第三犯罪狀況……一二一

第二節 衛生……一二四
第一項 朝鮮……一二四
第一 概況……一二四
第二 醫療機關……一二四
第二項 臺灣……一二五
第一 概況……一二六
第二 醫療機關……一二六
第三項 樺太……一二六
第一 概況……一二六
第二 醫療機關……一二七
第四項 南洋群島……一二七
第一 概況……一二七
第二 醫療機關……一二九
第三節 社會事業……一二九
第一 朝鮮……一二九
第二 臺灣……一二九
第三 樺太……一二九
第四 南洋群島……一三〇
第四節 兵事……一三一
第一 兵事一般……一三一
第二 所管地域に於ける陸海軍……一三一
第五章 財政……一三二
第一節 朝鮮……一三二
第一 歳計……一三二
第二 租稅……一三二
第三 專賣……一三二
第二節 臺灣……一三二
第一 歳計……一三二
第二 租稅……一三二
第三 專賣……一三二

第二 臺灣……一三六
第三 樺太……一三六
第四 南洋群島……一三六
第四節 兵事……一三九
第一 兵事一般……一三九
第二 所管地域に於ける陸海軍……一四一
第五章 財政……一四五
第一節 朝鮮……一四五
第一 歳計……一四五
第二 租稅……一四八
第三 專賣……一五六
第二節 臺灣……一六〇
第一 歳計……一六〇
第二 租稅……一六三
第三 專賣……一六七

第三節 樺太……一七
第一歳計……一七
第二租稅……一七三
第三專賣……一七七
第四節 南洋群島……一七七
第一歳計……一七七
第二租稅……一七九
第六章 産業……一八一
第一節 農業……一八一
第一項 朝鮮……一八一
第一概況……一八一
第二組織及經營……一八二
第三勸農機關及其の他の施設……一八四
第四農産物……一九〇

第二項 臺灣……一九四
第一概況……一九四
第二耕地及經營……一九五
第三小作制度……一九六
第四勸農機關及其の他の施設……一九七
第五農産物……二〇三
第三項 樺太……二〇八
第一概況……二〇八
第二耕地及經營……二〇九
第三勸農機關……二一〇
第四農産物……二一〇
第四項 南洋群島……二一三
第一概況……二一三
第二耕地及經營……二一三
第三勸農機關及施設……二一三
第四農産物……二一四

第二節　林業……二一五
第一項　朝鮮……二一五
第一　概況……二一五
第二　林業の奬勵及施設……二一六
第三　營林の概況……二一八
第二項　臺灣……二三〇
第一　概況……二三三
第二　森林の管理及植伐事業……二三四
第三　林業試驗……二三六
第四　大學演習林……二四〇
第三項　樺太……二四一
第一　概況……二四一
第二　森林の管理……二四一
第三　林野の區分調査……二四一
第四　森林の利用……二四二
第五　造林事業……二四四

第六　森林保護……二四五
第七　大學演習林……二四五
第八　林業試驗……二四六
第九　林政改善……二四七
第四項　南洋群島……二四八
第一　概況……二四八
第二　椰子の栽培及奬勵……二四九
第三　コプラ及其の他の林産物……二四九
第四　造林事業……二五〇
第三節　水產業……二五〇
第一項　朝鮮……二五〇
第一　概況……二五〇
第二　水產業に關する施設……二五二
第二項　臺灣……二五九
第一　概況……二五九

第二　水産業に關する施設……二六二
第三項　樺太……二六四
第一　概況……二六四
第二　水産業に關する施設……二六九
第四項　南洋群島……二七〇
第一　概況……二七〇
第二　水産業に關する施設……二七二
第四節　畜産……二七二
第一項　朝鮮……二七二
第二項　臺灣……二七六
第三項　樺太……二八〇
第四項　南洋群島……二八二
第五節　工業……二八四
第一項　朝鮮……二八四
第一　概況……二八四

第二　工業に關する施設……二八九
第二項　臺灣……二九〇
第一　概況……二九〇
第二　工業に關する施設……二九四
第三　製糖業……二九五
第四　製茶業……二九七
第三項　樺太……二九八
第一　概況及施設……二九八
第二　パルプ工業……二九九
第三　醸造業……三〇〇
第四　罐詰業……三〇一
第五　其の他の工業……三〇一
第四項　南洋群島……三〇一
第六節　鑛業……三〇二
第一項　朝鮮……三〇四

第一項　概況……二〇四
第二項　鑛業に關する施設……二一三
第二項　臺灣……二一五
第一項　概況……二一五
第二項　鑛業に關する施設……二一七
第三項　樺太……二一九
第一項　概況……二一九
第二項　鑛業に關する施設……二二〇
第四項　南洋群島……二二一
第二項　朝鮮人の商業……二二二
第七章　商業及貿易……二二三
第一節　商業……二二三
第一項　朝鮮……二二三
第一項　概況……二二三
第二項　内地人の商業……二二三
第三項　會社……二二四
第四項　取引所及正米市場……二二六
第五項　其の他の商業施設……二二八
第二項　臺灣……二三一
第一項　概況……二三四
第二項　市場……二三四
第三項　會社……二三四
第四項　其の他の施設……二三五
第三項　樺太……二三六
第一項　概況……二三六
第二項　食料品卸賣市場……二三八
第三項　會社……二三八
第四項　商工會議所……二三八
第四項　南洋群島……二三九
第二節　貿易……二四〇

第一節 朝鮮……三四〇
第二節 臺灣……三五〇
第三節 樺太……三五八
第四節 南洋群島……三六一
第五節 各外地對滿洲貿易……三六七
第八章 金融……三七一
第一節 朝鮮……三七一
第一 金融機關……三七一
第二 貨幣……三七七
第三 爲替及金利……三八〇
第二節 臺灣……三八五
第一 金融機關……三九一
第二 貨幣……三九二
第三節 樺太……三九二
第一 金融機關……三九六
第二 爲替及金利……三九七
第四節 南洋群島……四〇一
第九章 交通及通信……四〇一
第一節 朝鮮……四〇一
第一 道路……四〇一
第二 鐵道……四〇三
第三 港灣……四一一
第四 海事……四一三
第五 航空……四一六
第六 通信……四一八
第二節 臺灣……四二六
第一 道路……四二六
第二 鐵道……四二八
第三 海事……四三一
第四 通信……四三六

第三節 樺太……四四一
第一 道路……四四一
第二 鐵道……四四二
第三 海事……四四五
第四 驛遞……四四八
第五 通信……四四八
第四節 南洋群島……四五二
第一 道路及鐵道……四五二
第二 海事……四五二
第三 通信……四五六
第三編 支那事變と外地
第一章 支那事變と外地一般概況……四六一
第一節 朝鮮……四六一
第一 治安概況……四六二
第二 基督教の動向……四六二

第三 天道教の動向……四六二
第四 思想運動者の動向……四六三
第五 朝鮮人の義擧……四六三
第六 國防獻金、慰恤金品……四六三
第七 上海及北支に於ける朝鮮人の動向……四六四
第八 在滿朝鮮人の動向……四六四
第九 在留支那人の引揚狀況……四六五
第二節 臺灣……四六五
第一 治安概況……四六五
第二 銃後後援及國防獻金、恤兵金品……四六五
第三 邦人の引揚及其の後の狀況……四六六
第四 在留支那人の引揚狀況……四六七
第三節 樺太……四六七
第一 治安概況……四六七
第二 銃後後援の狀況……四六八
第三 在留支那人の引揚狀況……四六八

第四節　南洋群島……四六九
第二章　國民精神總動員運動……四七〇
第一節　朝鮮……四七〇
第二節　臺灣……四七四
第三節　樺太……四七六
第四節　南洋群島……四七九
第三章　支那事變と外地産業經濟……四八二
第四編　特殊會社
第一章　東洋拓殖株式會社……四八七
第一節　設立の沿革……四八七
第二節　會社の組織及經理……四九〇
第一　會社の職制……四九〇

第二　會社の特別能力竝に政府の監督及保護……四九一
第三　事業資金の構成……四九三
第四　會社の業務地域及業務範圍……四九八
第五　會社の經理及業績……四九九
第三節　事業の概況……五〇六
第一項　金融業……五〇七
第二項　直營拓殖事業……五一三
第一　土地の經營……五一三
第二　林業……五一八
第三　製鹽事業……五二〇
第四　綿羊事業……五二〇
第五　殖民事業……五二〇
第六　間島自作農創定事業……五二〇
第三項　特種事業……五二四
第二章　臺灣拓殖株式會社……五二七

第一節　設立の沿革……二五七
第二節　會社の概要……二五九
第三節　事業の概況……二五九
第一項　金融業……二五九
第二項　島内事業……二六八
第三項　島外事業……二七九
第三章　南洋拓殖株式會社……二八一
第一節　設立の沿革……二八一
第二節　會社の組織及經理……二八一
第一　資本……二八一
第二　會社の機制……二八二
第三　會社の特別能力竝に政府の監督及保護……二八五
第四　會社の業務地域及業務範圍……二八六
第五　會社の經理及業績……二八七

第三節　事業概況……二八九
第一項　直營事業……二八九
第一　燐鑛採掘事業……二八九
第二　代理店業務……二八九
第二項　關係會社に對する投資事業……二九一
第四章　滿洲拓植公社及滿洲拓植委員會……二九三
第一節　設立の沿革……二九三
第二節　公社の概要……二九五
第三節　滿洲拓植委員會……二九五
第五編　移植民及海外拓殖事業
第一章　移植民……二九九
第一節　移植民の沿革……二九九
第一　南米移民の沿革……二九九

第二　南洋移民の沿革……五五二
第二節　移植民の現況……五五七
第一項　總說……五五七
第二項　中南米地方……五七〇
第一　伯剌西爾……五七〇
第二　亞爾然丁……五七四
第三　ペルー……五七五
第四　パラグアイ……五七六
第五　其の他の南米諸國……五七七
第六　中米……五七七
第三項　南洋地方……五七八
第三節　移植民の種別及渡航方法……五八一
第一項　移植民の種別……五八一
第一　南米移民の種別……五八一
第二　南洋移民の種別……五八七
第二項　渡航方法……五八九
第一　外國に於ける關係法規其の他……五九〇
第二　我國に於ける關係法規其の他……五九〇
第四節　移植民奬勵及保護指導に關する施設……五九二
第一項　政府の施設……五九二
第一　宣傳に關する施設……五九二
第二　奬勵に關する施設……五九七
第三　拓殖訓練に關する施設……六〇一
第四　渡航前に於ける教養保護に關する施設（移住教養所）……六〇二
第五　輸送に關する施設……六〇三
第六　移住地に於ける教養保護施設……六〇四
第七　民間諸團體に對する指導助成……六〇五
第二項　民間の諸施設及其の活動狀況……六〇七
第一　海外興業株式會社……六〇七
第二　海外移住組合及日南産業株式會社……六〇九
第三　南米拓殖株式會社……六一三

第四　アマゾニア産業株式會社……六一四
第五　移植民學校……六一五
第六　海外協會其の他……六一六
第七　神戸共和寮及財團法人海外渡航助成會……六二一
第五節　滿洲移植民……六二三
第一項　內地人移植民……六二三
第一　沿革……六二三
第二　現況……六二五
第二項　朝鮮人移植民……六二九
第一　沿革……六二九
第二　在滿朝鮮人に對する施設の概要……六四〇
第六節　外地移植民……六四四
第一項　朝鮮……六四四
第二項　臺灣……六四五
第三項　樺太……六四七

第四項　南洋群島……六四八
第二章　海外拓殖事業……六五一
第一節　海外拓殖事業の沿革……六五一
第二節　海外拓殖事業の現況……六五一
第一項　南米地方……六五一
第一　總說……六五一
第二　農業……六五二
第三　水產業……六五二
第四　商工業……六五二
第二項　南洋地方……六七九
第一　總說……六八三
第二　農業……六八四
第三　林業……六八四
第四　水產業……七〇五

第五　鑛　　業……七一
第六　商　工　業……七五
第三節　海外拓殖事業の指導奬勵に關する施設……七二
第一項　政府の指導……七二
第一　海外資源の調査及紹介……七二
第二　移住適地の調査及紹介……七三
第三　各種産業に對する指導……七三
第二項　政府の助成……七三
第一　産業施設に對する助成……七三
第二　公益施設に對する助成……七四
第三　拓殖金融に關する施設……七五
第四節　財團法人日滿棉花協會及財團法人日滿緬羊協會……七九
第一項　財團法人日滿棉花協會……七九
第一　設立の趣旨及沿革……七九
第二　事業の概要……八〇
第三　昭和十三年度事業計畫の概要……八二

第四　朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に於ける棉花作付面積竝に收穫高……八二
第二項　財團法人日滿緬羊協會……八九
第一　設立の趣旨及沿革……八九
第二　事業の概要……九〇
（終）

本省

拓務行政機關の沿革

權限、組織及會計

第一編　本　省

第一章　拓務行政機關の沿革

明治二十八年四月、日清講和條約に依り臺灣の我國の領有に歸するに及び、同年六月內閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き臺灣に關する政務を管理せしめ、又臺灣に總督府を置いて民政事務を掌理せしめた。

次いで明治二十九年四月先進國の例に倣ひ、植民地に關する事務を獨立の一省の下に置かんとする主旨より拓殖務省が新設せられたが、當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたことと、財政緊縮とに由つて同三十年九月に至つて廢止せられ、再び臺灣事務局が復活せられた。更に同三十一年十月、臺灣事務局は再び廢止せられ、臺灣に關する事務は內務大臣官房の所管に屬せしめられた。

明治三十七八年戰役の結果、日露講和條約に依り南樺太の我が領有に歸し、又關東州の我が租借地となり、韓國に對する我が保護權の確認せらるるに及び、明治四十三年六月內閣總理大臣直屬の拓殖局が設置せられた。然るに其の後大正四年六月內閣の行政整理の結果拓殖局は廢止せられ、爾來朝鮮、臺灣及樺太に關する事務は內務省地方局拓殖課に於て管掌せられ來つたが、大正六年七月再び內閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮、臺灣、樺太及關東州に關する事務竝に南滿洲鐵道株式會社の業務の監督に關する事務を統轄せしむることとなり、同十一年四月には南洋群島に關する事務をも掌るに至つた。同年十一月更に拓殖局を拓殖事務局に改められたが、大正十三年十二月、又もや拓殖局と改めらるるに至つた。

然れども內閣總理大臣は各大臣の首班として行政各部の統一を保持し、庶政爰理の任に當るものなるを以て、斯かる劇務を有する者をして朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島の統治に關する中央機關たらしむるも是等事務に專念することを得ず、又拓殖局の如き組織の小なるものにては到底廣汎多岐に亘る統治事務の大綱を統べるに遺憾なきを期することを得なかつた。

一方外地の事情は統治の根本方針をして綜合且つ一貫せしめ、殊に是等地域の利益を中央に代表すべき專任の大臣を置くの必要に迫らるるに至つた。玆に於て昭和二年十一月、拓殖省設置準備委員會の設置を見、該委員會に於て中央に於ける拓務行政機關として是等外地に於ける統治事務を統理し、併せて我が國運の消長と政治的、經濟的に至大の關係を有する南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督し、以て其の使命を完行せしむることと爲すと共に、從來我國に於ける移植民及海外拓殖事業に關する事務が、外務省、內務省等に分屬せる爲連絡統制の不充分なるに因る缺陷を除き、殊に近年邦人の海外進出を要望せらるる國情に鑑み、移植民及海外拓殖事業の保護奬勵に關する事務の統制を圖る上にも、特に一省を設け、是等の事務を統轄するの案が決定せらるるに至つた。卽ち政府は第五十六回帝國議會に拓務省豫算を提出し其の協贊を經て、昭和四年六月十日、勅令第百五十二號を以て拓務省官制公布せられ、玆に拓務行政事務は一省の下に統理せらるるに至つたのである。

第二章　權限、組織及會計

拓務大臣は拓務省官制第一條の定むる所に依り朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理し、東洋拓殖株式會社の業務を監督する。又拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外、移植民に關する事務及滿洲以外に於ける海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を管理し、是等の事務に付ては外務大臣を經由し領事官を指揮監督する權限を有して居る。

次に拓務省の組織は各省官制通則に定むる大臣官房の外、朝鮮部、管理局、殖產局及拓務局の一部三局がある。

朝鮮部に於ては朝鮮總督府に關する事務を掌り、管理局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務及拓務大臣の定むる地域に於ける移植民の保護指導に關する事務を掌つて居る。殖產局に於ては臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の產業、交通、通信、金融、租稅及專賣に關する事務、東洋拓殖株式會社の業務の監督に關する事務竝に拓務大臣の定むる地域に於ける海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を掌つて居る。拓務局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外移植民に關する事務及海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を掌つて居る。

移植民及海外拓殖事業の指導奬勵に就ては、我國現下の實情に照し之が堅實なる發展を企圖するの緊要なるを認め、官民一致協力して各般の施設を講じ之が達成に努めて居るが、必ずしも現狀を以て滿足するものに非ず、內外の諸情勢の推移に鑑み、或は從來の如き指導奬勵方策を以てしては到底其の萬全を期すること能はざるものありと思料せらるるを以て、衆智を聚め以て適切なる方策を樹立するの要ありと認め、移植民及海外拓殖事業の指導奬勵に關する重

要事項を調査審議する爲、拓務大臣の諮問機關として昭和十年六月、海外拓殖委員會の設置を見るに至つた。

一　諮問　拓務大臣は海外拓殖委員會に對し、移植民及海外拓殖事業の根本方策に關し、左記二號の諮問を發した。

第一號　現下內外諸情勢ノ推移ニ鑑ミ移植民及海外拓殖事業ヲ一層急速ニ進展セシムル爲之ガ方策ニ付根本的改善刷新ヲ圖ルノ要アリト認ムル之ガ方策如何

第二號　日滿兩國ノ特殊關係ニ鑑ミ滿洲移民ニ關スル根本方策樹立ノ要極メテ緊切ナリト認ム之ガ方策如何

更に諮問第三號及第四號を以て、部分的問題に關する諮問を發した。卽ち海外に於ける自作農創設の方策を確立し、移住者の經濟的發展を圖るべき中樞機關の設立及滿洲方面への大量移民送出に關する意見を求めた。

二　答申　海外拓殖委員會は諮問第一號及第二號に對し、夫々特別委員會を設け愼重審議を遂げたる結果、右諮問の中特に緊急實施を要すと認むるものに付、取敢へず部分的答申を爲し、引續き右諮問に對する全般的答申として、第一號に付ては、其の一般的方策竝に南米、南洋各方面に對する根本方策を、第二號に付ては、滿洲農業移民に對する根本方策を審議答申した。

諮問第三號及第四號に付ては、同じく特別委員會に於て數次に亘り審議を重ね、其の一部に付ては、旣に特別委員會の答申案を得たるも、未だ答申を見るに至らない。

備考

拓務省官制

第一條　拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務及滿洲以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事務ヲ管理ス拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

第二條　拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部
管理局
殖產局
拓務局

第三條　朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條　朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第五條　管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務
二　拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事務

第六條　殖產局ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一　臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ產業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務
二　東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務
三　拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事務

第七條　拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務
二　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事務

第七條ノ二　拓務省ニ拓務局參與ヲ置キ拓務局ノ局務ニ參與セシム

拓務局參與ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第八條　拓務書記官ハ專任十四人ヲ以テ定員トス

第九條　拓務省ニ事務官專任十五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條　拓務省ニ技師專任十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條　拓務省ニ理事官專任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條　拓務省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第十三條　拓務屬ハ專任八十五人ヲ以テ定員トス

第十四條　拓務省ニ技手專任二十八人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十五條　拓務省ニ通譯生專任十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

第十六條　第十條及第十四條ノ職員ハ之ヲ外國ニ駐在セシメ帝國領事館附ヲ命ズルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年勅令第百七十九號及大正九年勅令第百五十號ハ之ヲ廢止ス

拓務省分課規程

第一條　大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課、司計課及調査課ヲ置ク

第二條　秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　機密ニ關スル事項

二　官吏ノ進退身分ニ關スル事項

三　敍位敍勳及褒賞ニ關スル事項

四　儀式典禮ニ關スル事項

五　大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

第三條　文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項

二　文書ノ審査及進達ニ關スル事項

三　圖書及印刷物ニ關スル事項

四　翻譯ニ關スル事項

五　官報揭載ニ關スル事項

六　情報ニ關スル事項

七　宿直ニ關スル事項

八　他部局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條　會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　一般會計ノ豫算及經理ニ關スル事項

二　一般會計所屬國有財產及物品ニ關スル事項

三　一般會計ノ監査ニ關スル事項

四　督繕ニ關スル事項

五　傭人ニ關スル事項

六　廐中取締ニ關スル事項

第四條ノ二　司計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項

二　所管特別會計所屬國有財產及物品ニ關スル事項

三　所管特別會計ノ監査ニ關スル事項

第四條ノ三　調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　拓務行政ニ關スル諸般ノ調査ニ關スル事項

二　統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

第五條　朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條　削除

第七條　削除

第八條　削除

第九條　管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項

二　別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

第十條　管理局ニ管理課、地方課及警務課ヲ置ク

第十條ノ二　管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　拓務行政ニ關スル企畫ニ關スル事項

二　資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄事項

三　外事ニ關スル事項

四　訴願ニ關スル事項

五　局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十一條　地方課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　地方行政ニ關スル事項

二　土地及土木ニ關スル事項

三　敎育ニ關スル事項

四　社寺宗敎ニ關スル事項

五　法務ニ關スル事項

第十二條　警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　警察ニ關スル事項

二　衞生ニ關スル事項

三　兵事ニ關スル事項

四　社會ニ關スル事項

第十三條　殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ產業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項

二　東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三　東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

第十四條　殖産局ニ農林課、商工課及理財課ヲ置ク

第十五條　農林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　農業、林業、水產業及畜產業ニ關スル事項

二　東亞方面ニ於ケル海外拓植事業ニシテ農業、林業、水產業及畜產業ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項

三　局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十六條　商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項

二　交通及通信ニ關スル事項

三　東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項

四　博覽會及共進會ニ關スル事項

第十六條ノ二　理財課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　金融、租稅及專賣ニ關スル事項

二　東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

第十七條　拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
二　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

第十八條　拓務局ニ東亞第一課、東亞第二課、南米課及南洋課ヲ置ク

第十九條　東亞第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
二　東亞方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
三　局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十九條ノ二　東亞第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
二　東亞方面ニ於ケル移植民ノ募集、訓練及輸送ニ關スル事項
三　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項

第二十條　南米課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　中南米方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
二　同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
三　同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
四　海外移住組合ニ關スル事項
五　神戸移住斡旋所ニ關スル事項

第二十一條　南洋課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　南洋方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
二　同方面ニ於ケル海外拓植事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
三　同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
四　長崎移住斡旋所ニ關スル事項

拓務省ニ臨時職員增置ノ件

滿洲移植民ノ指導監督ニ關スル事務ニ從事セシムル爲拓務省ニ臨時左ノ職員ヲ增置シ拓務局ニ屬セシム

事務官	專任二人　內一人ヲ勅任トナスコトヲ得
技師	專任二人
屬	專任四人
技手	專任四人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海外拓殖委員會官制

第一條　海外拓殖委員會ハ拓務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ移殖民及海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條　委員會ハ會長一人及委員二十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ拓務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ拓務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　委員會ニ幹事ヲ置ク拓務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　委員會ニ書記ヲ置ク拓務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

拓務省の會計に就て概述すれば、昭和四年拓務省設置以來の本省所管一般會計歳出は左の通りである。

年度	歳出
昭和四年度	三二、五六六、六一四円
同　五年度	二七、一二二、九三二
同　六年度	二五、五九一、一八五
同　七年度	二六、〇九一、九九七
同　八年度	三〇、〇二五、二三八円
同　九年度	二二、五二五、七九二
同　十年度	一七、四七〇、八二三
同　十一年度	一九、一〇八、八四八
同十二年度（豫算）	三二、八四三、六三六

右の歳出中には拓務省自體の經費と、國庫内の移管で所管特別會計の歳入に繰入れられるものとがあり、之を分類揭記すれば左の通りである。

本書自體の經費

區分	昭和五年度	同　六年度	同　七年度	同　八年度	同　九年度	同　十年度	同十一年度	同十二年度（豫算）
○經常部								
拓務本省	七九六、七四四円	七三九、八六九円	七〇七、〇九〇円	七〇四、〇四二円	六九九、七四四円	六九六、三三〇円	七〇三、〇四三円	八三七、一五五円
諸支出金	二、四二六	七、六	七〇	一、〇一〇	一、九四〇	一、四五〇	一、四五〇	二、六四

特別會計に移換せらるゝ經費

區分	昭和五年度	同　六年度	同　七年度	同　八年度	同　九年度	同　十年度	同十一年度	同十二年度（豫算）
○經常部								
煙草專賣益金繰入	一、五八〇、五二三円	一、六〇三、四三八円	一、四一三、一七九円	一、三八、五二二円	一、二四五、〇四〇円	一、二五二、九六六円	一、四五九、三四一円	一、四六〇、四三七円
特別會計繰入	一、四二、七四三、九四四円	一、四二、〇六、三七三円	一、四二、八三五、一〇七円	一、四二、八三二、一〇七円	一、四二、八三二、一〇七円	一、四二、八三二、一〇七円	一、四二、八三二、一〇七円	一、四二、九一八、一〇七円
○臨時部								
特別會計經費補充金	三、〇七三、九四四、〇四六、三七三	二、八三五、一〇七	二、八三五、一〇七	二、八三五、一〇七	二、八三五、一〇七	二、八三五、一〇七	二、八三五、一〇七	二、九一八、一〇七
合計	三、四六八、三〇六	二、九四二、二七四	二、九〇三	二、八三四、二〇七	二、八三四、二〇七	二、八三四、二〇七	二、八三四、二〇七	二、九一八、一〇七
○臨時部								
移住救養所繰替費	七九、五五〇	七二、九六二	一五四、六三八	一五七、九三五	一五九、八三四	一五九、八三四	一五九、八三四	一五九、八三四
移植民及海外拓殖事業保護奬勵費	二、五八九、六五六	二、一二八、八二六	五、六〇九、〇五八	五、六五九、八七一	一、八九二、九八五	二、五四七、四四五	二、五四七、四四五	二、五四七、四四五
滿洲移植民奬勵費	〇	〇	三八〇、八一〇	五二五、六三四	四八一、七一七	一、一六五、七六三	一、一六五、七六三	一、一六五、七六三
東洋拓殖株式會社補給金	〇	〇	一、四八五、七一三	一五〇、八六二	〇	〇	〇	〇
棉花及羊毛資源開發費（繰越奬勵費ノ昭和十二年度ヨリ出現）	〇	〇	〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
拓殖奬勵館補助	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
在勤俸其他臨時增給	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八、一七九	九、〇〇〇
滿洲拓殖會社出資拂込金	〇	〇	七、二九二	〇	〇	〇	〇	〇
災害奬勵費	二、九九二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	二、六六九、二〇六	二、二〇一、七八八	五、四五七、〇五三	六、七五四、三〇一	二、六九二、七六五	四、〇六、五〇五	一七、六六、七九六	一八、四九、二三三
總計	七〇五、四三〇	七〇一、二八九	六九八、二七〇	七〇四、八九三	八四二、四五七	八四二、四五七	八四二、四五七	八四二、四五七
合計	三、四九八、三〇六	二、九四二、二七四	二、九〇三	二、八三四、二〇七	二、八三四、二〇七	二、八三四、二〇七	二、八三四、二〇七	二、九一八、一〇七
總計	三、四九八、三〇六	二、九四二、二七四	二、九〇三	八、三四二、九〇三	七、四五五、三五九二	四、七五二、四〇〇	八、四九、二三三	八、四九、二三三

區分	昭和五年度同　六年度同　七年度同　八年度同　九年度同　十年度同十一年度	同十二年度（豫算）
朝鮮總督府經費補充金	一二、四七五、九一四円	一二、九一三、九六〇円
關東廳經費補充金	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
樺太廳經費補充金	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
南洋廳經費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇	二七三、四五九
總計	二三、六五四、四六三、六八二、九七〇、〇九三、六八二、四八〇、〇〇〇	一四、七七四、四〇三

（備考）昭和九年度以降關東廳經費補充金は大藏省の所轄となる

拓務省

大臣官房

- 秘書課
  - 機密ニ關スル事項
  - 官吏ノ進退身分ニ關スル事項
  - 敍位敍勳及賞賜ニ關スル事項
  - 儀式典禮ニ關スル事項
  - 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 文書課
  - 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項
  - 文書ノ審査及進達ニ關スル事項
  - 圖書及印刷物ニ關スル事項
- 會計課
  - 歲計ニ關スル事項
  - 官報揭載ニ關スル事項
  - 情報ニ關スル事項
  - 宿直ニ關スル事項
  - 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項
- 司計課
  - 一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
  - 一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
  - 一般會計ノ監査ニ關スル事項
  - 管繕ニ關スル事項
  - 雇人ニ關スル事項
  - 廳中取締ニ關スル事項
- 調査課
  - 所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
  - 所管特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
  - 所管特別會計ノ監査ニ關スル事項
  - 拓務行政ニ關スル諸般ノ調査ニ關スル事項
  - 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
  - 拓務行政ニ關スル企畫ニ關スル事項
  - 資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄事項
- 朝鮮部
  - 朝鮮總督府ニ關スル事務

管理局

- 管理課
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項
  - 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 地方課
  - 地方行政ニ關スル事項
  - 土地及土木ニ關スル事項
  - 敎育ニ關スル事項
  - 社寺宗敎ニ關スル事項
  - 法務ニ關スル事項
- 警務課
  - 警察ニ關スル事項
  - 衞生ニ關スル事項
  - 兵事ニ關スル事項
- 理財課
  - 社會ニ關スル事項

殖産局

- 農林課
  - 農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ農業、林業、水産業及畜産業ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 商工課
  - 商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項
  - 交通及通信ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 博覽會及共進會ニ關スル事項
- 理財課
  - 金融、租稅及專賣ニ關スル事項
  - 東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
  - 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
- 拓務課
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
  - 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 三 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

拓務局

- 東亞第一課
  - 他課ノ主管ニ屬セザル事項
  - 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項
  - 東亞方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
  - 移植民ノ募集訓練及輸送ニ關スル事項
  - 移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
- 東亞第二課
  - 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外移植民團體ノ助成ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
- 東亞第二課
  - 他課ノ主管ニ屬セザル事項
  - 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項
  - 交通及通信ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 博覽會及共進會ニ關スル事項
- 南米課
  - 中南米方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
  - 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 同方面ニ於ケル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
  - 海外移住組合ニ關スル事項
  - 神戸移住敎養所ニ關スル事項
- 南洋課
  - 南洋方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
  - 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
  - 長崎移住敎養所ニ關スル事項

- 神戸移住敎養所
- 長崎移住敎養所

拓務大臣ノ指定シタル海外移住者ノ保護敎養ニ關スル事務

地理、沿革及住民

第二編　外地

第一章　地理、沿革及住民

第一節　位置、地勢及氣候

第一　朝鮮

一　位置　朝鮮は亞細亞大陸の東南に突出して居る一大半島にして、東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位して居る。卽ち東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔てて九州及中國地方に對し、北は鴨綠江及豆滿江に依り滿洲國及露領に隣接して居る。其の面積は二十二萬七百六十餘方粁にして本州より稍々小さい。

二　地勢　蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南方に連つて北方の國境を擁し、其の一脈は南に延び東海岸線に沿つて走り半島の脊梁を成して居る此の脊梁山脈以東の地は斜面が急峻で大川、平野に乏しいが、其の以西は傾斜が比較的に緩漫で處々に平野開け、鴨綠江、洛東江、大同江、漢江等の大河多く、舟楫の便と灌漑の利とに富み地味概ね肥沃である。尙南部及西部海岸は多くの岬灣出入し、釜山、木浦、仁川等の良港は此の海岸線上に在る。

三　氣候、風土　大陸續きの爲、北方部は概して所謂大陸性氣候で寒暖の差が甚しい。從つて冬季の寒氣は極めて嚴しく、又夏季は內地に比して更に高溫である。（稻作期間中の溫度の如きは甚だ高溫且つ日照時間が多い）然し南方

部に至ると内地と同様で氣候は一般に溫和である。

年平均氣溫は南部海岸地方に最も高く十四度（攝氏、以下同樣）を示し、北部に向ふに從つて遞減し、中央部で十度內外、國境附近では四度乃至三度になる。又東部海岸は西部海岸に比較すると餘程溫和で、夏季を除けば約二度內外の高溫を示すのが常である。此の理由は西部海岸は冬季に北西氣節風が多いに對し、東部海岸は脊梁山脈の爲に風勢弱く、且つ海水溫度が西部海岸よりも高溫なる等に因ると思はれる。尙全島を通じて寒氣は南北に大差があるが、暑氣は其の差が極めて少ない。

雨量は概して少なく、全土の大半は八百乃至千粍（これは內地の半に達しない）にして、南東部海岸は稍々多くの爲に風勢弱く、且つ海水溫度が西部海岸よりも高溫なる等に因ると思はれる。尙全島を通じて寒氣は南北に大差があるが、暑氣は其の差が極めて少ない。

雨量は概して少なく、全土の大半は八百乃至千粍（これは內地の半に達しない）にして、南東部海岸は稍々多く北部竝に北西部に至るに從つて次第に減少する。降雪期は年々遲速があるが、初雪は北部高原地方が最も早く十月下旬に降雪を見、他は概ね十一月に、南東海岸は最も晩く十二月下旬に之を見る。又終雪は北部國境地方が最も晩く四月末に、釜山附近では三月上旬にあり、其の他の地方では三月中旬乃至四月中旬の間である。然し積雪量は極めて少く、北部の山地に於て一、二尺に及ぶのみで、中部以南の平原では五寸を越すことは稀である。

第二　臺灣

一　位置　臺灣は我國の南端に位し、臺灣本島、澎湖列島及其の他の附屬島嶼から成り、東經百十九度十八分より百二十二度六分、北緯二十一度四十五分より二十五度三十八分の間に在り、周圍は三百九十八里、其の面積は三萬五千九百七十三餘方粁にして、九州より稍々小さく樺太と伯仲して居る。

二　地勢　地形は東西に狹く南北に長く、又東海岸は屈曲が少い。所謂臺灣山脈（脊梁山脈）は稍々東方に偏して南北に貫通するが、其の中央より西方に分岐するものにシルビヤ山脈、水社山脈、新高山脈等がある。北端に近く大屯火山系、東部海岸には臺灣山脈に並行して海岸山脈がある。全島總面積の約三分の二は實に山嶽地帶にして、而も是等の山脈中には三千三十米以上の高峰が四十八座ある。斯く南北を貫通する臺灣山脈は本島の地勢を自から東と西に兩分し、東部では多くは斷崖直に海に迫り平野は少いが、西部の方は一目茫々たる平野を成し濁水溪、下淡水溪、大甲溪等が其の間を貫流し、臺灣の主要產業を爲す農產物を豐富に產出する。

三　氣候、風土　臺灣は北回起線が島の中央部を橫斷し、熱帶に跨る爲內地に比すると夏季は長く冬季は短い。冬は高山の外降雪なく、結霜することも極めて稀で、氣溫も氷點以下に降つたことは領臺後僅か二回あつたのみである。既往各年に於ける平均最低氣溫は極北基隆が六十六度、極南恒春が七十一度、其の日數は內地の十分の一以下であつて、北部の寒い季節でも尙佛桑花の眞紅な花等開花し、四季草花は絕えず常盤なる山野の美景と相俟つて臺灣情調を添へて居る。而して氣溫九十度以上の日數は東京の二十七、八日內外なのに比し、臺北は實に七十日乃至百日に達することがある。

第三　樺太

一　位置　樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、東經百四十四度五十五分より百四十一度五十一分に跨り、西は間宮海峽を隔てて沿海州に對して居る。南端は北緯四十五度五十四分に位し宗谷海峽を隔てて北海道と相呼應し、北部は北緯五十度を以て蘇聯邦薩哈嗹州に境する。延長四百五十五粁六、幅員二十七粁五乃至百五十七粁、其の面積は三萬六千九十方粁三にして、臺灣より稍々大である。

二　**地勢**　樺太は地貌及地質に依り之を三地帶に區別することが出來る。

西部山嶽地帶　西部山嶽地帶の脊梁を成す所謂西樺太山脈は、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連絡して居る。本山脈の東西兩側には丘陸性の山地が蜿蜒として起伏して居る。

東部山嶽地帶　東部山嶽地帶は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に沒し南北に分たれる。本地帶の南半には海拔一千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と成り、東南は富内、池邊讃等の諸湖を湛へた遠淵低地に依つて斷絶して居るが、再び中知床半島を起して南走して居る。

中央低地帶　中央低地帶は北は大部分所謂ツンドラと稱する一種の低濕地で、厚層の泥炭上に厚い蘚苔類密生し、倭少なる落葉松點々と疎生するのみにして、沼澤多き階段的な平地である。然し幌内川及其の支流の兩岸にはどろ柳、椴松、蝦夷松、落葉松等叢生し、或は階段的の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒涼たる濕地なれども、其の地方に居住するオロッコ族及ニクブン族にとつては驚にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村が處々に發達して居る。而して河川の主なるものは概ね南或は北に流れて居る。

三　**氣候、風土**　本島は其の沿岸が寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縱貫し、近く亞細亞大陸の影響をも受けて居る。之を概觀するに南西沿岸部は暖流に洗はれる爲に比較的溫暖であるが、北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり、中部は山脈に圍まれて居る爲に大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。而して世界同緯度の地に比し氣溫の低いのは、近海に暖流の少きこと以外に主として亞細亞大陸の影響に因つて居る。年平均氣溫は本斗の

四度五分より敷香の氷點下零度一分の間に在り、最寒なるは一月にして最暖なるは八月である。晩春より初秋に亘つては氣候溫和にして盛夏の候でも三十度に上ることは稀である。

第四　南洋群島

一　**位置、地勢**　南洋群島は赤道以北の太平洋中に散在する舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マーシャル三群島を總稱したるものにして、東經百三十度より百七十五度、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は東西二千七百浬、南北一千三百浬に亘つて居る。全群島島嶼の數約千四百餘の多きに達するも、其の總面積は僅かに約二千百四十九方粁に過ぎず、東京府の面積と相伯仲して居る。而して島嶼多くは狹小にして、大なるものも漸く三百七十五方粁を出でないので、特に各島の地勢として云ふべきものはない。強いて概觀すれば地勢は一般に急峻であるが、山嶽の高きものも約七百六十米を限りとし、河川も亦溪流にして鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので、其の間の水運の便は極めて自由である。而して群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。尙一般に南洋群島は海島の生棲するもの多く、諸所に燐鑛を産するを見ても到る所多少の燐酸分を含有するものの如くで、農作物及林木の成長は良好であるが、日光の直射强く驟雨强烈を極むるを以て、伐跡地其の他山火事等の爲一度裸地となれる所は、人工的に保護せらるるにあらされは地力減退し囘復頗る困難である。斯かる理由で各島若干の無立木地があり、僅かに羊齒類の繁茂する所も亦少くない。

二　**氣候、風土**　南洋群島は其の位置赤道に接し、全管内悉く熱帶圈内に在るを以て他の溫帶地の如く四季の別なく、一年を通じ溫帶夏季の氣候にして所謂「常夏の國」である。而してスコール（驟雨）多く純然たる海洋性氣候

に屬し、其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて少い。尙全群島一般に氣溫殆んど相等しく、又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高溫度は概ね攝氏三十度位にして、一日中の溫度の差は僅かに四度乃至六度に過ぎない。尙南洋群島は內地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地なれ共、管內に於ける氣象の變化は僅少で、偶々颱風を發生すべきものが多き爲、暴風に達することは稀である。

第二節　沿革

第一朝鮮

朝鮮上古の歷史は邈として檀君、箕子の昔は尋ねるに由ないが、燕人衞滿亡命して朝鮮に入り箕子の裔なりと謂ふに眞番、玄菟、樂浪及臨屯の四郡を置いて統治した。時恰も我國では開化天皇の御代にして、漢は其の地箕準を逐ひ王險に都し、其の孫右渠の時漢の武帝に亡ぼされた。

半島の南部には古來韓種族が居住し馬韓、辰韓、弁韓の三國に分れて鼎立したが、一衣帶水日本に對して居た爲早くより日本との交通が行はれた。其の後崇神天皇の御代に、朴赫居世辰韓の一國より興り新羅國を建て、是と同時に滿洲では朱蒙起り高句麗と稱したが、垂仁天皇の御代には朱蒙の異母弟溫祚南下して馬韓の地に入り百濟國を建てた。仁德天皇の頃より高句麗の國勢は頗る旺んとなり、當時猶支那領であつた半島の北部を略し、又屢々出兵して百濟の地を侵し都を平壤に移し、遂には百濟の國都をも陷れたので百濟は愈々衰へた。偶々新羅には英王相繼いで出で頻りに近隣を攻略したが、高句麗は國力猶衰へず、百濟も亦我國と固く結んで居た爲、新羅は唐の助勢を得て百濟、高句麗を攻め滅ぼし百濟舊領地の全部及高句麗舊領地の一部とを併せ領した。時恰も我國で天智天皇の御代であつた。當時佛敎の隆盛に伴ひ漢學美術も亦頗る發達したが、二百數十年を經て國政甚しく亂れ、遂に潛王弓裔の部將王建が衆に推されて王位に卽き、國號を高麗と稱し、開城に都した。是れ高麗の始祖太祖にして恰も我が醍醐天皇の御代に當つた。次で新羅國の降を容れ、其の國土を併せ十九年には半島の地を統一したが、北部地方には他の種族蟠居して猶高麗領ではなかつた。

高麗は其の中葉肅宗（第十五世）の頃迄國內良く治まり文化も亦進んだが、毅宗（第十八世）立つに及び武人跋扈し、王權は著しく衰微し國勢日に衰へた。恰も恭愍王の時其の臣李成桂頻りに軍馬の功を樹て、遂に後龜山天皇の御代（紀元二千五十二年）に多くの朝臣に推戴せられ、恭讓王（第三十四世）を廢して王位に卽いた。之が卽ち李朝の始祖太祖で、二年國號を朝鮮と改め、三年都を京城に遷した。太宗（第三世）の十三年全國を八道に分ち、次いで世宗（第四世）の十九年鴨綠、豆滿の二江以南を領土としたが、其の後國內の黨爭甚しく加ふるに純祖（第二十三世）の頃より內外の形勢一變して國勢漸く陵夷し、哲宗宗（第二十四世）薨ずるに及び宗室興宣君の第二子（諱熙）選ばれて卽位せられた。當時王は年少の故を以て其の父興宣君が實際の政治に與かられたが、興宣君は後の大院君で王は李太王殿下である。偶々日本では王政維新の鴻業成り、更に外國と和親の宏謨定まるに及び先づ修交使を遣はし、次いで明治九年二月、日本は列國に率先して朝鮮を獨立自主の國家と認めた。其の後政府の紀綱弛み庶政亦紊れ國內朋黨軋轢し屢々擾亂を起した爲、淸國の乘ずるところとなり其の主權を脅かさるるに至つたので、日本は善隣の友情と自衞との爲明治二十七年八月淸國と開戰し、翌二十八年四月和を講じ、朝鮮が完全なる獨立國なることを確認させて局

を結んだ。斯くて明治三十年朝鮮は光武と改元し國號を大韓と改め、國王は皇帝に卽位して獨立國の體裁を整へた。是より先、極東經營に專念せる露國は日清戰役後淸國に代つて朝鮮に勢力を扶殖し、漸を逐ふて內政に干涉し、遂には其の獨立さへ脅威するに至つた。玆に於て朝鮮と脣齒輔車の關係に在る我國は、東洋の和局と自國の保全との爲、明治三十七年二月十日宣戰の大詔を發し、國運を賭して露國と兵火の裡に見えるに至つたが、越えて二十三日、日韓兩國政府は益々兩國の友誼を厚うし東洋の平和を確立する議定書に調印し、更に八月二十二日兩國政府代表者の協商成り、韓國に於ける施政の改善と外交に關する詳細な取極とをなした。

一方日露兩國の戰局は我國の勝利に期し、明治三十八年九月日露講和條約締結せられ、我國が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上卓絕せる利益を有することを承認せしめ、且つ日本帝國政府が韓國に必要と認むる指導保護及監理を爲すに當り、之を阻礙し干涉しないことを約せしめた。偶々同年八月十二日調印せられたる日英同盟約款に依り、英國も亦日本の韓國に於ける政治上、軍事上及經濟上の卓絕せる利益と、日本が該利益を擁護增進する爲、正當且つ必要と認むる指導監理及保護の措置とを認めたので、日露條約の承認と相俟ち韓國に對する帝國の地位は頓に鞏固明確の度を加へた。帝國政府は此の新關係に依り、韓國に對する保護指導を全うし利益共通の主義を鞏固にする爲、明治三十八年十一月十七日、日韓新協約を締結し韓國保護政治の基礎は愈々確立した。斯くて該協約第三條に依り、同年十二月二十日勅令第二百六十七號を以て統監府及理事廳官制を發布し、統監府を京城に、理事廳を京城、仁川、釜山、元山、馬山、鎭南浦及木浦其の他樞要の地に置き、在韓國の帝國公使館、領事館を廢し、最初の統監には侯爵伊藤博文を以て之に充て、翌三十九年二月一日より各々其の事務を開始した。之を以て緯國の外交は擧げて帝國の監理に歸し、國內の治安も亦我が統監政治の下に維持せられ保護の實績頓に揚つたが、固より累代の積弊は一朝に更新せられず、偶々明治四十年六月海牙密使事件等のことあり、統監は日韓兩國の關係を一層密接ならしむる必要を認め同年七月二十四日韓國政府の代表者たる總理大臣李完用との間に左の協約を結んだ。

一　韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受けること
二　法令の制定及重要なる行政上の處分に付豫め統監の承認を經ること
三　司法事務は普通行政事務と區別すること
四　高等官吏の任免は統監の同意を要すること
五　統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること
六　統監の同意なく外國人を傭聘せざること
七　財政顧問の傭聘を廢すること

斯くて政務機關全般に亘る官制改革を斷行し、宮中、府中を區別し司法制度の獨立を企圖したが、韓國政府の窮乏なる財政を以てしては却々實現は困難であつた。

明治四十二年六月、伊藤博文職を罷め副統監會禰荒助代つて統監と爲り、翌七月韓國の司法及監獄事務を擧げて我が政府に委托する條款を約定した。其の後帝國政府は韓國の國利民福を增進する爲銳意努力したが、其の治安は未だ十分に維持せられず、各地に義兵と僭稱する匪賊が蜂起して人命を奪ひ財產を掠め、國內不安の形勢は日韓兩國の併合を斷行するより外、彼我の康寧を確保し得ざる情勢に立ち至つた。翌四十三年五月統監會禰荒助病を以て職を辭し、陸軍大臣寺內正毅現職の儘統監に任ぜられた。同六月二十四日帝國は韓國の警察事務を繼承し、統監府警察官署官制を公布し同年七月一日より之を實施した。越えて八月二十日統監は半島の民心と帝國の輿論とに鑑み、政府に

兩國政府の商議に成つた併合條約案を電報し、二十二日御裁可を得、一方韓國皇帝も亦夙に日韓兩國の併合が、相互永遠の幸福の基であることを認められ同日條約案を裁可せられたので、其の日午後統監寺內正毅と總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了へた。次いで二十九日我が　天皇陛下は優渥なる詔書を以て之を天下に告げ給ふと共に併合條約を公布せしめられた。之と同時に帝國政府は韓國と條約を有し、又は最惠國條款を有する諸國竝に其の他の諸外國政府に夫々此の旨を宣言し、又舊韓國皇帝は舊韓國臣民に併合の勅諭を發せられた。

玆に於て平和裡に併合の事成り、韓國を改めて朝鮮と呼び、統監を廢して朝鮮總督を置き、寺內統監を初代の朝鮮總督に任せられた。併合の當日總督は朝鮮統治に關して各地理事官に訓令を與へ、又朝鮮上下の民衆に施政の綱領を示す諭告を發した。同時に　天皇陛下には優詔を下し給ひ、舊韓國の皇帝及皇族は王公族として帝國皇族の禮を享け、後世子孫をして其の榮錫を世襲し永く寵光を享けさせられた。更に朝鮮貴族令を定め勳功ある朝鮮人には榮爵を授けられ、又情狀酌量すべき罪囚中の者には大赦を行ひ、且つ積年の逋租及當年の租稅を減免せられ、及臨時恩賜金三千萬圓を下賜せられて惠恤、尙齒、褒賞に充てられた。

第二　臺灣

臺灣及澎湖島は支那人の發見に係り、隋、唐の時代に支那人の澎湖島に移住する者も相當に在つた樣であるが、臺灣本島との關係は全く不明である。其の後元の末葉に至り巡檢司を澎湖島に置き、之を福建省同安縣に隷屬せしめたことがある。西紀一六〇二年和蘭人が爪哇のバタピヤに東印度會社を起し東洋貿易に從事したが、同一六二一年東進して澎湖島を占領した。明國は其の勢抗すべからざるを知つて、同一六二四年遂に和蘭人の臺灣占領を認め、其の代り澎湖島を放棄せしめ、斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かるるに至つた。然し和蘭人の占據せるは臺灣南部のみであつたが、西班牙艦隊亦同一六二六年北部臺灣、卽ち基隆地方を發見して此處に上陸し、四圍を撫化して其の勢侮るべからざるものあるや、勢の趨くところ遂に兩國人の大爭闘となり、其の結果西班牙が敗北して全部放逐せらるるに至つた。降つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣の回復を圖り、同一六六一年先づ澎湖島を略し更に臺灣に渡つたが、和蘭人は衆寡敵せず遂に臺灣を棄てて爪哇に去つた。

鄭氏の臺灣に據るや、澎湖島をも併せ自ら此の地に王として恩威並び行はれたが、其の孫克塽に至つて父祖の大業を繼ぐに堪へず、清國の來り攻むるに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時に康熙二十二年（西紀一六八三年）七月である。

康熙二十三年清朝は此處に臺灣府を設け府の下に三縣を置き、臺灣府を福建省に隷屬せしめ、福建巡撫の下に之を統轄せしめた。然し清朝の統治は臺灣の開發よりは、寧ろ荒廢の孤島として匪賊の巢窟と化するを防ぐに在つたので、政府は本島を輕視し官吏は苟安を事としたので、治政紊れ土匪の反亂と共に清國政府の最も苦しめられたところである。歐洲諸國の東漸の勢を示すや、淸國は臺灣に於ても安平、淡水、基隆、打狗の四港を開いて佛英諸國と通商するに至り、臺灣は萬國交通の公路と爲つた。明治四年琉球藩民五十餘名が臺灣に漂着し蕃人に殺害せられたが、淸國政府は生蕃は化外の民にして、固より政治の及ぶところに非ずとして責任を回避した爲、我國は淸國の主權が臺灣に及ばざるものと認め、同七年海軍中將西鄕從道を遣はして之を討伐せしめた。然るに其の後淸國は說を變じて臺灣は其の版圖に屬することを主張し、遂に其の責を負ふて償金五十萬兩の交付を我國に約するに至つた。爾來淸國は時勢に鑑み臺灣統治に意を注ぐに至り、光緒十一年（明治十八年）臺灣を福建省の管轄より分離して之を一省と爲し、新に臺灣巡撫を置き統治の刷新を圖ることとなつた。明治二十七年日淸兩國の修交破れ、同二十八年の下關講和條約に依り臺

灣は澎湖列島及其の他の附屬島嶼と共に我が領有に歸した。同年五月第一期總督として海軍大將樺山資紀が任命せられたが、當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、日本に對して抵抗せんとした爲、帝國は玆に征討の命を發するに至つた。近衞師團長北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將として三貂角に御上陸せられ基隆を攻擊し六月三日之を陷れて北部の鎭定を完了せられた。他方臺南を固守した。劉永福の徒も、別に派遣せられたる陸軍中將高島鞆之助の討つところとなり、臺灣全島全く玆に鎭定した。然るに檳風沐雨征討を盡瘁せられたる　北白川宮殿下には南進の途上風土病に罹られ凱旋の日近き十月二十八日、臺南城下に薨去せられたことは千秋の恨事である。其の後土匪の變亂相次いで起つたが、明治三十五年頃迄には全く我が皇威に服し平靜となるに至つた。

第三　樺太

古代の樺太に關しては文獻の徵すべきものなく、之を邦領として認むるに至つたのは、文祿二年豐臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寬永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に初まる。降つて皇紀二三五〇年頃露國は東方經略の基礎定まるや、駸足をアラスカ地方に伸張し、勘察加を根據とせるコサックは千島、樺太間を往來して動靜を窺ひ、黑龍江を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せし爲、北方の危態漸く急なるに及んだが、松前藩の力萎微し其の北方經營は唯名目のみと化するに至つた。

斯くて露國は我國に對して皇紀二四五二年（寬政四年）にラックスマン、同二四六四年（文化元年）にレザノフを遣して修交を求め更に同二五一三年（嘉永六年）には水師提督プウチヤチンを遣して和親通商を求め、且つ樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしめたが議合はず、次いで同二五一九年（安政六年）にムラヴイヨフ渡來し、樺太全島を以て露領なりと强硬に主張したが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京之亮等の峻拒するところとなり空しく歸國した。越えて同二五二一年（文久元年）には我國より竹內下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲へ派遣するに際して、露國に對し樺太境界劃定を提議せしめたが、我は北緯五十度を、彼は北緯四十八度を固持して相讓らず、遂に確定を見るに至らなかつた。玆に於て幕府は同二五二六年（慶應二年）に至り再度小出大和守、石川駿河守等を露都に遣し、曩に提議したる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたが、議纏るに至らずして漫然兩國の所屬として之が假條約を締結するに過ぎなかつた。降つて明治五年露國代理公使ビオツオフ來つて協定を試みたが成功を收むるに至らず、遂に明治七年、駐露公使榎本武揚は政府の命を受けて之が交涉に當り、明治八年千島樺太交換條約を締結した。斯くして樺太は一時露領に歸したが、明治三十八年日露の講和成るに當りポーツマス條約に依り、北緯五十度以南は永久に我が領土となるに至つた。

次に我國の樺太に對する施設の跡を觀るに、樺太の經營は當初松前藩が之に當つたが、後幕府は松平忠明を拔擢して蝦夷地行政を統督せしむる外、幕府に蝦夷地掛を置いて直接之が經營に當つた。寬政十一年、幕府は從來の制度を廢して老中連帶制に改め蝦夷地統治の大體を確立し、享和二年、東蝦夷地を永久上地せしめて函館に蝦夷地奉行（後函館奉行）を置き、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地（樺太）をも上地せしめ、玆に蝦夷地全部を幕府の直轄として奧羽の大藩を以て之が守備に任ぜしめた。然るに極東の事態稍々小康を保ちたるを以て、幕府は松前氏を再度蝦夷地に封じ其の所領に復せしめたが其の後內外の形勢に鑑み、安政二年再び蝦夷地一帶を上納せしめて幕府の直轄に移した。降つて明治元年四月、函館に裁判所を設置し、侍從清水谷公考を總督に任じて函館奉行に代らしめ、閏四月之を廢して函館府として清水谷公考を府知事に任じ、翌二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、七月

函館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ、以て蝦夷地一般の行政事務を統督せしめた。

樺太には明治元年八月、判事岡本監輔に命じて箱溪に駐し、此の地に公議所を設けて樺太の行政事務を統轄せしめたが、明治三年二月、開拓使を北海道開拓使竝に樺太開拓使に分離し、同年五月黒田清隆を北海道開拓使次官に任じ、樺太開拓使の事務を兼任せしめた。明治四年八月、樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月、クシュンコタンの公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を增設し、明治六年八月黒田次官を開拓使長官に任じたが、明治八年五月、樺太島は遂に千島列島と交換せらるるに至つた。

第四　南洋群島

マーシャル群島は西暦一五〇〇年代に發見せられたと傳へられるが、周く世上に紹介せられたのは同一七八一年、英國の船長マーシャルの探險に初まる。仍つてマーシャル群島と稱するとのことである。當時未だ其の占領の形式完全ならざるに乘じて、獨逸は窃に之を占領せんとの野心を包藏し、先づハンブルグのポテー商會をして群島開拓の任に當らしめ、著々占領の計畫を進め、同一八七七年には軍艦アドリアネを派遣してヤルート島の一酋長に交渉し貯炭場設置を承諾させ、次いで同一八八五年再び砲艦ナウチクスを派遣して各酋長を說き、ヤルート島及其の他の群島を占領するに至つた。其の後同一八八八年英獨間の協約を以つてギルバート島を英領とし、本群島及ナウル群島を獨逸の植民地と定めたのである。

マリアナ群島は同一五二一年有名なる葡萄牙の航海者マゼラン之を發見し、同一五六五年初めて西班牙の領有に歸した。時の皇帝フイリツプ四世の皇后マリアナは、土人の敎化事業の費用を下賜せられたので、其の德を稱へんが爲マリアナ群島と稱したと傳へられて居る。同一八九九年の米西戰爭の結果、西班牙政府は比律賓及マリアナ群島中の巨島なるグアム島を米國に割讓するに至つた。然るに獨逸は西班牙が戰後益々財政の困難を極むるを奇貨として之が讓與を提議し、數回折衝の結果、同年六月、マリアナ及カロリンの二群島を併せて二千五百萬ペセタ（我が約九百六十萬圓）にて買收したものである。

カロリン群島は從來東西カロリン及パラオ諸島の總稱である。本群島は同一五二七年葡萄牙人デイエゴ・ダロシヤに依つて發見せられたが、同一六八六年西班牙の領有に歸し、時の國王カロロ二世の名に因んで之をカロリン群島と稱せられるるに至つた。同一八九六年六月、獨逸は本群島をマリアナ群島と共に西班牙より買收したが、大正三年の歐洲大戰に際し、我が海軍の占領するところとなり、次いで對獨平和條約の結果、同九年我國の委任統治地域となり、同十一年四月一日、臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳を置き現在に至つた。

尙我國の昭和八年三月二十七日國際聯盟脫退の通告を爲すや、世界の一部には我國の南洋群島統治に疑義を挾む者あり、島民にも亦多少動搖の虞れがあつた爲、四月一日南洋廳長官の名を以て告諭を發し、我國が聯盟を脫退するも南洋群島に對する帝國の地位に毫末も影響なく、帝國領土の構成部分として我が國法の下に施政を行ふ旨を明かにした結果、其の後全住民は安堵して從前通り各々其の業務に精勵するに至つた。

第三節　住民

第一　朝鮮

一　住民　朝鮮に於ける現住民を大別すれば、內地人、朝鮮人、臺灣人及外國人にして、昭和十一年末の現在數は左の通りである。

	戸數	人口
內地人	一五二、八八七	六〇八、九六四
朝鮮人	四、〇一一、八九九	二一、三七三、五七二
臺灣人	四	二五
外國人	一四、一三九	六五、二七五
合計	四、一七八、九二九	二二、〇四七、八三六

二　增加及密度　朝鮮に於ける人口增加の趨勢を觀るに左の通りである。

	內地人	朝鮮人	臺灣人	外國人	計
明治四十三年末	一七一、五四三	一三、一二八、七八〇	一	一二、六九四	一三、三一三、〇一七
昭和九年末	五六一、三七八	二〇、五一三、八〇四	六	五〇、六三九	二一、一二五、八二七
同　十年末	五八三、四一七	二一、二四八、八六四	一一	五八、八八八	二一、八九一、一八〇
同　十一年末	六〇八、九六四	二一、三七三、五七二	二五	六五、二七五	二二、〇四七、八三六

尙朝鮮に於ける過去十箇年間の一箇年間平均增加率人口は千人に對し約一三・九にして、昭和十一年末現在に於ける一方粁に對する人口密度は九九・九人である。

因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は、二千二百八十九萬九千三十八人である。

第二　臺灣

一　住民　臺灣に於ける現住民を大別すれば、內地人、本島人、朝鮮人、中華民國人及其の他の外國人にして、昭和十一年末の現在數は左の通りである。

	戸數	人口
內地人	八一、〇二七	二八二、〇一二
本島人	八四八、二一六	五、一〇八、九一四
高砂族（本島人中の再掲）	二五、一九四	一五二、三五〇
朝鮮人	三一五	一、六九四
中華民國人	一五、四五二	五九、〇一五
其の他の外國人	一〇五	二二八
合計	九四五、一一五	五、四五一、八六三

二　本島人　本島人は漢民族と平埔族、高砂族とより成り、更に前者は福建系、廣東系及其の他の漢人系に分たれ、本島總人口の九割四分を占めて居る。平埔族及高砂族は本島最古の住民にして、平埔族は今日全く漢民族化して一般の本島人と何等變りはない、高砂族は主として山地に居住し、其の大部分は固有の風俗習慣を墨守し進化の程度は概して低い。現在高砂族は七種族に分類せられ、各其の言動風俗を異にして居る。昭和十一年末現在に於ける人口を觀るに左の通りである。

タイヤル族	三六、一二八	ツオウ族	二、一六七
サイセツト族	一、四八六	ブヌン族	一七、九一〇
パイワン族	四三、九八七	ヤミ族	一、七一三
アミ族	四八、八九八	其の他	六一

二　増加及密度　臺灣に於ける人口増加の趨勢を觀るに左の通りである。（本表の内地人中には朝鮮人を含む）

	内地人	本島人	外國人	計
明治三十八年末	五九、六一八	三、〇五五、四六一	八、二二三	三、一二三、三〇二
昭和九年末	二六四、二八〇	四、八八二、二八八	四八、四一二	五、一九四、九八〇
同　十年末	二七一、四〇二	四、九九〇、一三一	五四、一〇九	五、三一五、六四二

	内地人	本島人	外國人	計（本表中外國人には中華民國人を含む）
同　十一年末	二八二、〇一二	一、六九四　五、一〇八、九一四	五九、二四三	五、四五一、八六三

尙昭和十一年末人口を明治三十八年末現在に比するに、二百三十二萬八千五百六十一人を增し、每年平均七萬五千百十四人の增加となる。而して昭和十年末現在に於ける一方粁に對する人口密度は一五一・六人である。因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は五百二十一萬二千四百二十六人である。

第三　樺太

一　住民　樺太に於ける現住民を大別すれば、内地人、朝鮮人、土著人及外國人にして、昭和十一年末の現在數は左の通りである。

	戸數	人口
内地人	六〇、七四八	三一二、九二六
朝鮮人	一、四四六	六、六〇四
土著人	四一五	一、八七六
外國人	一一〇	三五九
合計	**六二、七一九**	**三二一、七六五**

土著人の主なるものはアイヌ人にして左の六種に分類せられ、昭和十一年末現在に於ける人口は左の通りである。

アイヌ	一、四四五	キーリン	二五
オロツコ	二八七	サンダー	一九
ニクブン	九八	ヤクーツ	二

二　増加及密度　樺太に於ける人口増加の趨勢を觀るに左の通りである。

	内地人	朝鮮人	臺灣人	土著人	外國人	計
昭和九年末	三〇四、九九五	五、八七八	—	一、九五八	二九九	三一三、一三〇
同　十年末	三一三、一一五	七、〇五三	—	一、九五五	三五二	三二二、四七五
同　十一年末	三一二、九二六	六、六〇四	—	一、八七六	三五九	三二一、七六五

之を領有當初の明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比較すれば、昭和十一年末に於て三十萬九千四百四人の增加となる。而して昭和十一年末現在に於ける一方粁に對する人口密度は八・九二人である。

因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は三十三萬一千九百四十三人である。

第四　南洋群島

一　住民　南洋群島に於ける現住民を大別すれば、日本人、島民及外國人にして、昭和十一年十月一日の現在數は左の通りである。

	戸數	人口
日本人	一四、八二一	五六、四九六
島民	九、五一四	五〇、五二四
外國人	五三	一一七
合計	二四、三八八	一〇七、一三七

南洋群島に居住する種族は、或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ、或は東方ポリネシア族の西進したるものと稱せられる。人種學上總稱してミクロネシア族と呼ばるるものが最も多きを占めて居るが、固より一定して居ない。寧ろ數種族の混血せるものであらう。而も各群島内甚しきは同一群島内に在る島嶼にして尚種族の異るものがある。從つて彼此言語風俗を異にして居るが、大別してカナカ族及チヤモロ族の二種族とする。前者はミクロネシア族の一部にして、後者はカナカ族と白人との混血なりと云はれ、或は全然別人種なりとも云ひ定說がない。而してチヤモロ族の本據はマリアナ群島のサイパン島にして、次いでは西部カロリン群島に屬するヤップとパラオとに在る。而して右二種族の昭和十一年十月一日現在に於ける人口は、カナカ族四萬六千六百六十二人にして、チヤモロ族は三千八百六十二人である。

二　增加及密度　南洋群島に於ける人口の增加數を觀るに左の通りである。（各年十月一日現在）

	日本人	島民	外國人	計
昭和九年	四〇、二一五	五〇、三三六	一〇〇	九〇、六五一
同　十年	五一、八六一	五〇、五七三	一〇三	一〇二、五三七
同　十一年	五六、四九六	五〇、五二四	一一七	一〇七、一三七

而して日本人は大正三年領有當時は僅かに數十人に過ぎなかつたが、其の後漸次其の數を增加し、昭和十一年十月一日に於て男三萬三千三百十三人、女二萬三千百八十三人、合計五萬六千四百九十六人に達し、其の大部分はサイパン支廳管内に居住し多くは農業に從事して居る。

尚島民中チヤモロ族は人口の增殖率は高いが、カナカ族は全群島を通じて現狀維持の狀態に在る。而して昭和十一年十月一日現在に於ける一方粁に對する人口密度は四九・九人である。

法令、行政及司法制度

第二章　法令、行政及司法制度

第一節　法令制度

第一　朝鮮

古來特殊の事情を有する朝鮮は、立法制度に於ても亦內地同樣の制度を施くことは困難である。故に明治四十三年八月二十九日、併合と同時に緊急勅令第三百二十四號を以て「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」を定め、後明治四十四年三月該勅令を廢止し、之に代り法律第三十號を以て所謂委任立法の制度を採用し、朝鮮總督の命令を以て法律を要する事項を規定し得るの便法を認め、內地の法律は性質上當然適用せらるるものを除くの外は其の適用を見ることなく、法律の全部又は一部を施行するの要ある場合は勅令を以て定むることとした。此の朝鮮總督の命令を制令と稱する。（註一）而して制令に於て法律に依るの規定ある場合に於て、其の法律の改正があつたときは改正法律施行の日より其の改正法律に依るが、別段の規定ある場合は勿論此の限りではない。（明治四十四年制令第十一號參照）

次に併合の結果舊韓國の法令は勿論、從前朝鮮に於て効力を有した帝國法令も亦其の効力を失ふべきであるが、併合革創の際一朝にして其の改廢を行ふことは事實不可能であるから、朝鮮總督府設置の際朝鮮に於て其の効力を失ふべき從來の帝國法令及韓國法令は當分の內朝鮮總督の發したる命令として尙其の効力を保有することとなつた。而して是等法令中其の制令を以て定むることを要する事項を規定したものは制令、其の朝鮮總督令を以て定むることを得る事項を規定したものは朝鮮總督府令、其の道令を以て定むることを得る事項を規定したものは道令を以て定めたもの